

不法・危険盛土等への対処方策 ガイドライン（案）

（令和5年3月時点）

不法・危険盛土等への対処方策ガイドライン（案） 目次

第1編 総説

- 1章 はじめに
- 2章 本法の趣旨及び概要
- 3章 用語の定義
- 4章 本法において可能な行政対応とその対象者
- 5章 不法・危険盛土等事案

第2編 日常的な行政対応

- 1章 盛土等に関する情報の管理
 - 1.1 台帳による許可・届出等の情報整理
 - 1.2 行政対応の記録の情報管理
 - 1.3 関係部局間の情報共有
- 2章 不法・危険盛土等の監視・発見
 - 2.1 パトロールによる発見
 - 2.2 関係部局等との連携による発見
 - 2.3 地域住民による通報
 - 2.4 衛星画像解析等を用いた盛土等の監視・発見

第3編 不法・危険盛土等発見後の行政対応

- 1章 不法・危険盛土等発見後の行政対応
 - 1.1 不法・危険盛土等発見後の行政対応
 - 1.2 行政処分の対象となる不法・危険盛土等
 - 1.3 行政指導の基本的考え方
- 2章 現状把握
 - 2.1 趣旨
 - 2.2 把握すべき事項
 - 2.3 立入検査
 - 2.4 報告徴取
 - 2.5 その他の方法
- 3章 危険な盛土等の緊急対応
 - 3.1 趣旨
 - 3.2 緊急対応の流れ
 - 3.3 緊急対応が必要な盛土
 - 3.4 周辺住民等への周知等
 - 3.5 応急対策工事
 - 3.6 他部局等との連携
- 4章 監督処分
 - 4.1 趣旨
 - 4.2 監督処分の要件及び命令可能な相手方
 - 4.3 監督処分の実施方法

- 4.4 監督処分の内容（命令書の記載事項）
- 5章 改善命令等
 - 5.1 趣旨
 - 5.2 改善命令の要件等
 - 5.3 改善命令等の実施方法
 - 5.4 改善命令の内容（命令書の記載事項）
 - 5.5 勧告（法第22条〔法第41条〕第2項）
- 6章 行政代執行
 - 6.1 趣旨
 - 6.2 行政代執行の要件
 - 6.3 行政代執行の進め方
 - 6.4 災害防止措置の実施
 - 6.5 費用の徴収
 - 6.6 代執行後の土地及び代執行において設置した工作物の管理
- 7章 刑事告発
 - 7.1 趣旨
 - 7.2 告発に向けた基本的な考え方
 - 7.3 告発の手順
 - 7.4 留意事項
- 8章 その他
 - 8.1 法人が解散した場合の取扱い
 - 8.2 土地所有者等が外国人であった場合の対応
 - 8.3 所有者不明土地における不法・危険盛土等への対応方法
 - 8.4 土石の堆積が不法・危険盛土等とならないための対応方法
 - 8.5 一体性の判断方法

第4編 関係部局等との連携

- 1章 関係部局との連携の在り方
 - 1.1 関係法令担当部局等との連携
 - 1.2 警察との連携
- 2章 民間事業者等との連携の在り方
 - 2.1 関係業界団体等との連携
 - 2.2 有識者・コンサルタント等との連携

参考文献一覧

第1編 総説

1章 はじめに.....	1-1
2章 本法の趣旨及び概要.....	1-3
3章 用語の定義.....	1-6
4章 本法において可能な行政対応とその対象者.....	1-8
5章 不法・危険盛土等事案.....	1-11

1章 はじめに

令和3年7月に静岡県熱海市において発生した土石流災害では、多くの貴い生命や財産が失われた。当該土石流災害は、上流部の盛土が崩落したことが被害の甚大化につながったとされている。このほか、全国各地で人為的に行われる不法な盛土等や不適切な工法の盛土等の崩壊による人的、物的被害が確認される等、盛土等（宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積をいう。以下同じ。）による災害の防止は喫緊の課題となっている。今回の災害をはじめとした、不法な盛土等や不適切な工法で行われた盛土等については、国民の生命及び財産を保護するため、盛土等に伴う災害の防止に向けた対応に厳格に取り組まなければならない。

過去の盛土等の崩壊事例では、無許可等の盛土等や危険性が認められる盛土等に対し、行政指導を繰り返すに止まっている事案や、行為者が是正措置命令に従わないことが明らかな場合でも行政代執行に躊躇している事案が多く、結果として崩壊を招いた事案が見られる。これらの事案は、断固たる姿勢により法的効果を伴う行政処分や行政代執行を講じていれば、崩壊を防ぐことができた可能性もあったと考えられる。

地方公共団体においては、不法・危険盛土等行為による崖崩れや土砂の流出等の災害を防止するため、本ガイドラインを踏まえ、積極的かつ厳正に行政処分を実施されたい。なお、合理的根拠なくして、不法・危険盛土等行為の客観的事実から必要とされる行政処分の実施を怠る場合には、裁量を逸脱したものととして違法と判断され、国家賠償請求等を命じられる可能性がある点について留意が必要である。

また、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「本法」という。）の運用に当たっては、行政処分や行政代執行に関するノウハウの共有や監視体制・執行体制等を構築していく必要がある。

さらに、本法を実効性のあるものとするためには、衛星写真データ等の活用も含めた平素からの監視や違反行為の早期発見、土地利用規制担当部局、廃棄物規制担当部局、警察等の関係部局との情報共有や違反行為を実施した行為者等に対する迅速な行政処分等、不法・危険盛土等に対処するために必要な対策を講じることが極めて重要である。

加えて、行政の法施行体制・能力の強化のみならず、住民、地域の建設関連事業者等も含め、地域一体となった不法・危険盛土等への監視体制を整えていくことも必要である。

本ガイドラインは、不法・危険盛土等の監視・発見のための日常的な行政対応、発見後における現状把握から行政代執行までの行政対応、それらの対応における関係部局との連携の在り方についてとりまとめたものである。

なお、本ガイドラインについては、本法の施行後においても、地方公共団体の執行事例の蓄積を図り、適宜更新を行うこととする。

<ガイドラインの構成>

本ガイドラインは4編構成で不法・危険盛土等への対処方策を解説する。第1編では本ガイドラインの位置づけ、第2編では不法・危険盛土等の監視・発見のための日常的な行政対応、第3編では発見後における現状把握から行政代執行までの行政対応、第4編では各行政対応における関係部局との連携の在り方についてとりまとめた。また、参考資料として、各行政対応におけるチェックシートや命令書等のひな形を整理したので、併せて活用されたい。

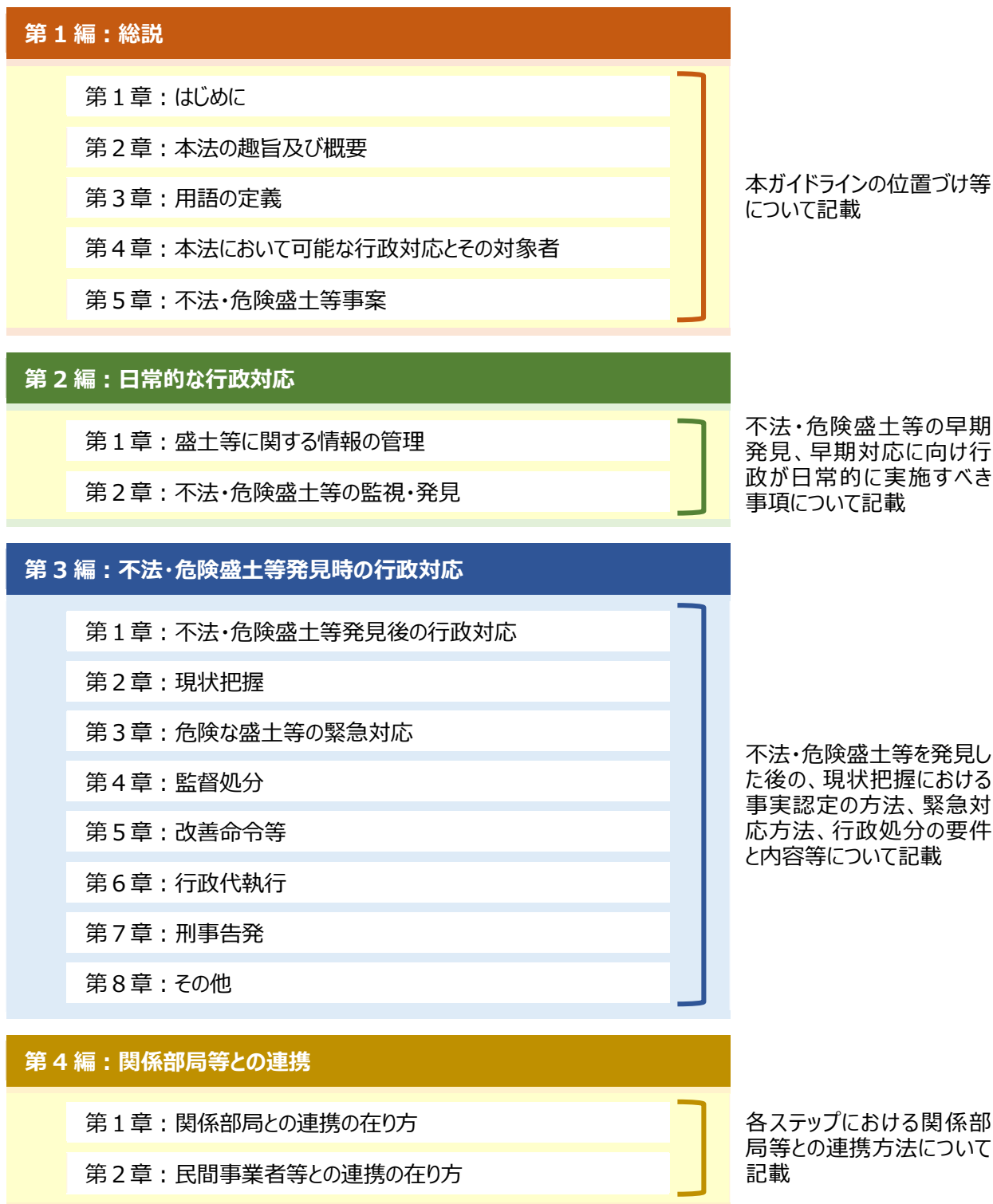


図 1.1 ガイドラインの構成

2章 本法の趣旨及び概要

盛土等に伴う災害の防止に当たっては、従来、土地利用規制に関する各法律により開発を規制していたが、各法律の目的の限界等から、盛土等の規制が必ずしも十分でないエリアが存在していた。また、地方公共団体で定める盛土等の規制に関する条例（以下「盛土等条例」という。）についても、規制内容に地域差があったため、結果として、規制の弱い地域に危険な盛土等が行われていたと考えられる。このような状況を踏まえ、盛土等による災害から国民の生命・身体を守る観点から、「宅地造成等規制法」を抜本的に改正し、法律の名称も「宅地造成及び特定盛土等規制法」（農林水産省と国土交通省の共管法令）とし、宅地、農地、森林等の土地の用途や盛土等の目的にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制することとした。

本法の特徴は、以下の①～④のとおりである。

①隙間のない規制

本法では、都道府県知事等（都道府県、指定都市、中核市の長をいう。以下同じ。）が、宅地、農地、森林等の土地の用途にかかわらず、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定する。この規制区域を指定するに当たっては、基礎調査として管内の地形、地質の状況や土地利用の状況等を調査した上で、規制区域の指定を行う。

本法による規制区域は2つの種類がある。1つは「宅地造成等工事規制区域」である。この区域は、市街地や集落、その周辺など、人家等が存在するエリアについて、農地、森林を含めて広く指定する。もう1つは、「特定盛土等規制区域」である。この区域は、市街地や集落等からは離れているものの、地形等の条件から人家等に被害を及ぼし得るエリア、溪流部などからの土石流や、斜面地等からの被害を想定したエリアを指定する。

これらの規制区域内で行われる一定規模以上の盛土等について、都道府県知事等の許可・届出の対象とし、宅地造成の際に行われる盛土等だけでなく、単なる土捨て行為や土石の一時的な堆積についても許可・届出の対象に新たに追加することとした。

また、許可・届出された盛土等については、所在地等の一覧を都道府県知事等が公表するとともに、工事主に対して現場での標識の掲示を義務付けることで周辺地域の住民等が許可・届出された盛土等であるかどうか判別可能となり、無許可等の違法な盛土等行為の防止につなげる。

なお、基礎調査においては、規制区域の指定に必要な調査のほか、既存盛土等（工事完了後の盛土等（区域指定前に行われたものを含む。）をいう。以下同じ。）の調査として、無許可で行われた盛土等や区域指定前に行われた既存盛土等の分布状況を把握するとともに、盛土等が行われた土地の安全性に関する情報などについて調査することとした。この調査の結果は、盛土等の違法性や危険性を把握するための資料としている。

②盛土等の安全性の確保

本法では、擁壁の設置、排水施設の設置、地盤の締め固めなど、盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて災害防止のために必要な許可基準を定め、この基準に従って都道府県知事等が盛土等の許可を行う。許可にあたっては、工事主の資力・信用、工事施行者の能力についても審査するとともに、土地の所有者等の全ての同意及び周辺地域の住民への事前周知（説明会の開催等）も要件化している。

併せて、許可基準に沿って安全対策が行われているかを確認するため、施行状況の定期報告、施行中

の中間検査及び工事完了時の完了検査等を実施し、これらに違反した場合は監督処分の対象となる。

なお、地域の実情に応じ、条例等により、許可基準の強化のほか、定期報告の頻度や内容、中間検査の対象項目等の上乗せができる旨の規定を措置している。

③責任の所在の明確化

本法においては、盛土等（区域指定前に行われたものを含む。）が行われた土地について、土地所有者等が常時安全な状態を維持する責務を有するということが明確化している。なお、「土地所有者等」とは、土地の所有者、管理者、占有者をいい、土地が譲渡等された場合でも、その時点での土地所有者等に責務が発生することになる。さらに、災害防止のため必要なときは、土地所有者等だけでなく、原因行為者に対しても是正措置等を命令できることとなり、当該盛土等を行った工事主や工事施行者、過去の土地所有者等も、原因行為者として命令の対象になり得る。

④実効性のある罰則

本法では、無許可行為、安全基準違反、命令違反等に対する懲役刑及び罰金刑について、盛土等条例による罰則の上限より高い水準に強化（最大で懲役3年以下又は罰金1,000万円以下）している。また、法人に対しても抑止力として十分機能するよう、法人重科を措置（最大で罰金3億円以下）している。

表 2.1 本法における規制対象行為および罰則規定

違反行為	条項	対象	法定刑		法人重科
			懲役	罰金	罰金
無許可	法第 55 条第 1 項第 1 号 (法第 55 条第 1 項第 2 号)	許可を受けずに宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事をした者	3 年以下	1000 万円以下	3 億円以下 (60 条 1 号)
虚偽申請	法第 55 条第 1 項第 3 号	偽りその他不正な手段により許可を受けた者	3 年以下	1000 万円以下	3 億円以下 (60 条 1 号)
立入検査・報告徴取	立入検査 (法第 56 条第 4 号)	立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者	1 年以下	300 万円以下	300 万円以下 (60 条 3 号)
	報告徴取 (法第 58 条第 5 号)	報告徴取で報告をせず、又は虚偽の報告をした者	6 月以下	30 万円以下	30 万円以下 (60 条 3 号)
命令違反 (監督処分)	法第 55 条第 1 項第 4 号	監督処分(20 条 2 項から 4 項、39 条 2 項から 4 項)に違反した者	3 年以下	1000 万円以下	3 億円以下 (60 条 1 号)
命令違反 (改善命令)	法第 56 条第 3 号	保全義務による改善命令に違反した者、27 条 1 項の規定による届出に対する勧告に違反した者	1 年以下	300 万円以下	1 億円以下 (60 条 2 号)
技術的基準違反	法第 55 条第 2 項第 3 項	技術的基準(13 条 1 項、31 条 1 項)に違反して工事の設計をした者、設計図書を用いない又は設計図書に従わないで工事を施行した場合は工事施行者 ※上記の違反行為が工事主等の故意によるときは、当該工事主等を含む	3 年以下	1000 万円以下	3 億円以下 (60 条 1 号)
検査未受検	法第 56 条第 1 号	完了検査(土石の堆積の場合、完了確認)、中間検査を申請せず、又は虚偽の申請をした者	1 年以下	300 万円以下	300 万円以下 (60 条 3 号)
定期報告違反	法第 56 条第 2 号	定期の報告をせず、又は虚偽の報告をした者	1 年以下	300 万円以下	300 万円以下 (60 条 3 号)
特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出違反 ※1	[法第 57 条]	特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出をしないで工事を行い、又は虚偽の届出をした者	1 年以下	100 万円以下	100 万円以下 (60 条 3 号)
基礎調査のための土地の立入り違反	法第 58 条第 1 号	基礎調査における土地の立入りを拒み、又は妨げた者	6 月以下	30 万円以下	30 万円以下 (60 条 3 号)
区域指定前に工事を開始し、指定後の届出違反	法第 58 条第 3 号	区域指定後に工事の届出をせず又は虚偽の届出をした者	6 月以下	30 万円以下	30 万円以下 (60 条 3 号)
区域指定後に擁壁等に関する工事の届出違反	法第 58 条第 4 号	区域指定後に擁壁等に関する工事の届出をせず又は虚偽の届出をした者	6 月以下	30 万円以下	30 万円以下 (60 条 3 号)
標識掲示義務違反	法第 59 条	許可を受けている旨の標識を掲示しなかった者	/	50 万円以下	50 万円以下 (60 条 3 号)
軽微な変更の届出違反	法第 61 条	軽微な変更の届出をせず又は虚偽の届出をした者	/	30 万円以下※2 (過料として)	/

※1：特定盛土等工事規制区域にのみ規定 ※2：61 条「軽微な変更の届出」に違反した場合は「罰金」ではなく「過料」が科せられる

3章 用語の定義

本ガイドラインにおける用語の定義を下表に示す。

表 3.1 用語の定義

用語	定義
▼規制区域に関する用語	
宅地造成等工事規制区域	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴い災害が生ずるおそれ大きい市街地又は市街地となる土地の区域又は集落の区域（以下「市街地等区域」という。）であって、宅地造成等に関する工事について規制を行う必要があるものとして都道府県知事等により指定された区域をいう。
特定盛土等規制区域	宅地造成等工事規制区域以外の土地の区域であって、土地の傾斜度、溪流の位置等の自然的条件及び周辺地域における土地利用の状況等の社会的条件からみて、特定盛土等又は土石の堆積が行われた場合、これに伴う災害により市街地等区域その他の区域の居住者等に危害を生じるおそれが特に大きいものとして都道府県知事等により指定された区域をいう。
規制区域	宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の総称
宅地	農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他公共施設用地として用いられている土地以外の土地をいう。（法第2条第1号）住宅団地や工業団地、太陽光発電、残土処分場等、多様な土地が含まれる。（法第2条第1号）
農地等	農地、採草放牧地及び森林をいう。（法第2条第1号）
▼規制・許可対象行為に関する用語	
土地の形質変更	盛土および切土の総称
宅地造成	宅地以外の土地を宅地にするために行う土地の形質変更であって一定の規模要件を満たすものをいう。（法第2条第2号）
特定盛土等	宅地又は農地等において行う土地の形質変更であって一定の規模要件を満たすもので、隣接又は近接する宅地に災害を発生させるおそれ大きいものをいう。（法第2条第3号）
土石の堆積	宅地又は農地等において行う土石の堆積で、一定の規模要件を満たすとともに、一定期間の経過後に土石が除却されるものをいう。ストックヤードや土質改良プラントの他、工事等で発生した土砂の一時的な仮置きをいう。（法第2条第4号）
盛土等	宅地造成、特定盛土等、土石の堆積の総称
不法盛土等	許可の対象であり、技術的基準や手続に違反のある盛土等
危険盛土等	許可対象かどうか関係なく区域指定前からある既存盛土等も含め危険性のある盛土等
不法・危険盛土等	不法盛土等と危険盛土等の総称
適用除外対象行為	本法において、「災害の発生のおそれがないと認められる工事」（許可又は届出が不要となる適用除外）
許可対象規模	許可の対象となる規模
規制対象規模	届出の対象を含めた、法律で規制がかかる規模
▼関係者に関する用語	
工事主	宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者。（法第2条第7号）
請負人	請負契約において、仕事を完成する義務を負う人。（法律用語辞典）
工事施行者	宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者。（法第2条第8号）
占有者	「盛土等が行われている土地を事実上支配する者」であり、当該土地における盛土等の工事に関わる者や工事後に土地を使用している者。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事施行中においては、「工事主」「工事施行者」「現場管理者」「工事従事者」も含め、盛土等の工事に関わる者が「占有者」に該当する。（現場に作業員がいる場合、その雇用主も盛土等の工事に関わる者に含まれる。） ・ 工事施行後においては、土地所有者の同意を得ずに盛土等を行っている場合、これを放置することでその土地を無断で使用している「工事主」が「占有者」に該当する。
現場管理者	工事主のもと現場を管理する者
工事従事者	現場管理者のもと工事に従事する者
工事主等	工事主、工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）、現場管理者
管理者	土地を管理する者を広く意味し、所有者、占有者と重なることもある
土地所有者	土地の所有者
土地所有者等	当該土地の所有者、管理者又は占有者
原因行為者	土地所有者等以外の者で、宅地造成等に関する不完全な工事その他の行為によって災害の発生

用語	定義
	おそれが生じたことが明らかである行為をした者（工事主等も含まれる）
▼行政関連	
都道府県等	本法の権限を有する都道府県、指定都市、中核市
都道府県知事等	本法の権限を有する都道府県、指定都市、中核市の長
関係部局	盛土等の規制をする土地利用規制担当部局（農地法、森林法、都市計画法、砂防法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、地すべり等防止法や盛土等条例等）、公共施設管理担当部局、廃棄物規制等の環境担当部局、建設業に関する資源有効利用促進法担当部局、建設業許可担当部局、太陽光発電事業担当部局等、さらには盛土規制法の権限を有していない基礎自治体、警察等
▼その他	
行政指導	指導、助言、勧告
行政処分	監督処分、改善命令
災害防止措置	改善命令・監督処分等で命令する内容（土砂の全撤去等の抑制対策や擁壁等の抑止対策）
行政代執行	行政代執行とは、代替的作為義務について、これを履行しない義務者に代わり行政庁が自らの判断で災害防止措置を講じ、その費用を義務者から徴収する制度である。本法の特例として以下の行政代執行がある。 第20条第5項第1号〔第39条第5項第1号〕（緩和代執行） 第20条第5項第2号〔第39条第5項第2号〕（略式代執行） 第20条第5項第3号〔第39条第5項第3号〕（特別緊急代執行）
人的被害	盛土等に伴う災害による生命及び人体への被害
保全対象	人が居住し、又は活動を日常的に行う蓋然性の高い人家や施設等の存する土地、人が日常的に往来する蓋然性の高い道路等の公共施設、及びその他盛土等に伴う災害から人命を守るため保全する必要のあるもの
盛土等条例	地方公共団体で定める盛土等の規制に関する条例

4章 本法において可能な行政対応とその対象者

本法では、不法・危険盛土等に対応するため、不法・危険盛土等に該当するかを判断するための立入検査や報告徴取、著しく危険な盛土等を発見した場合の緊急対応、監督処分や改善命令等の行政処分等、行政処分に従わない場合に適用される行政代執行や罰則などの規定がある。

以下の表のとおり、本法に基づく都道府県知事等の権限を整理した。各規定の具体的な内容については、各ガイドラインの参照先を参照されたい。

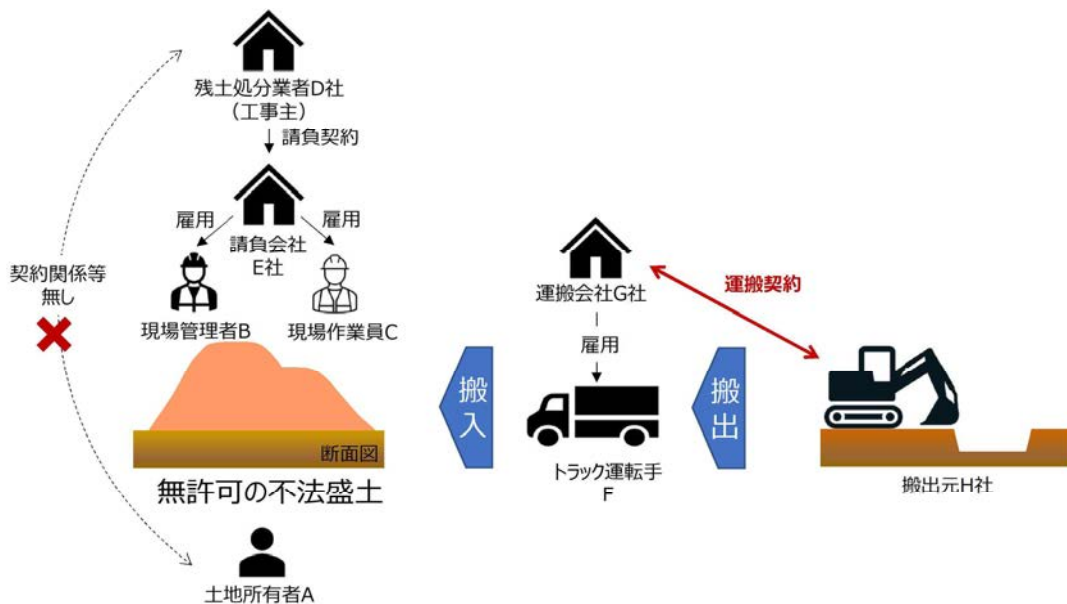
表 4.1 本法に基づく都道府県知事等の権限と行政処分等の対象者

		条項	概要（都道府県知事等の権限）	対象者	参照先
現状把握	検立 査入	法第 24 条 〔法第 43 条〕	行政処分等を行うために必要がある場合に、盛土等が行われている 土地へ立ち入り、当該土地や当該土地において行われている工事の状況を検査すること	—	3 編 2 章 2.4
	徴報 取告	法第 25 条 〔法第 44 条〕	土地又はその土地で行われている盛土等行為に対して、 工事の状況について報告を求めること	土地所有者、管理者/占有者	3 編 2 章 2.5
緊急対応	処監 分督	法第 20 条第 4 項 〔法第 39 条第 4 項〕	左記条文に定められている要件を満たす場合は、 弁明の機会の付与手続を省略し、行われている工事の停止命令を行うこと（緊急工事停止命令）	工事主/工事請負人（下請人含む）/現場管理者/工事従事者	3 編 3 章 4 章
	代行 行政	法第 20 条第 5 項第 3 号 〔法第 39 条第 5 項第 3 号〕	特別緊急代執行として、 第 20 条第 2 項または 3 項の規定を省略して、行政庁が自ら災害防止措置を講ずること（特別緊急代執行）	—	3 編 3 章 6 章
行政処分等	監督 処分	法第 20 条第 1 項 〔法第 39 条第 1 項〕	許可された工事の 許可の取り消し	偽りその他不正の手段により許可を受けた者/条件に違反した者（工事主）	3 編 4 章
		法第 20 条第 2 項 〔法第 39 条第 2 項〕	行われている工事の 工事停止命令や、災害防止措置命令 を対象者に発すること	工事主/工事請負人（下請人含む）/現場管理者	
		法第 20 条第 3 項 〔法第 39 条第 3 項〕	工事が行われた土地の 使用禁止・制限、災害防止措置命令 を対象者に発すること	土地所有者、管理者/占有者/工事主	
	改善 命令等	法第 23 条第 1 項 〔法第 42 条第 1 項〕	土地の利用状況等からみて相当な限度での改善命令 を対象者に発すること	土地又は擁壁等の所有者、管理者/占有者	3 編 5 章
		法第 23 条第 2 項 〔法第 42 条第 2 項〕	土地の利用状況等からみて相当な限度での改善命令 を対象者に発すること	その行為をした者（土地所有者等以外の者で、宅地造成等に関する不完全な工事その他の行為によって災害の発生のおそれが生じたことが明らかである行為をした者）	
		法第 22 条第 2 項 〔法第 41 条第 2 項〕	災害の防止のため必要があると認めるときの、 災害防止のため必要な措置の勧告	土地所有者、管理者、占有者、工事主/工事施行者	
行政 処分 に 従 わ ない 場 合 等	代行 行政	法第 20 条第 5 項第 1 号 〔法第 39 条第 5 項第 1 号〕	緩和代執行として、行政庁が自らの判断で災害防止措置を講ずること	—	3 編 6 章
		法第 20 条第 5 項第 2 号 〔法第 39 条第 5 項第 2 号〕	災害防止措置を命ずるべき者を確知できない場合の 略式代執行	—	
	罰 則	法第 55 条～法第 61 条	警察に 告発し、違反者の処罰を求めること	違反者	3 編 7 章

【参考】典型的な不法・危険盛土等対応の場面

表 4.1 に示すとおり、本法は行政処分等の規定ごとに対象者が異なる。盛土等に関する工事の施行においては、主に、現場で盛土等に関する工事の施行を行う現場作業員、現場管理者、土砂の運搬を行う運搬者及び当該運搬車を雇用する会社や搬出元等の関係者が存在する。これらの盛土等に関する工事の施行に関わる契約関係等により、本法における各関係者の位置付けが異なり、よって、行政処分等の相手方への該当性が変わってくるため、現状把握により盛土等に関する工事の状況を整理した上で行政処分等の相手方を検討する必要がある。参考に、典型的な不法・危険盛土等への対応場面として、以下のケースにおける関係者の本法における位置付けを記載する。

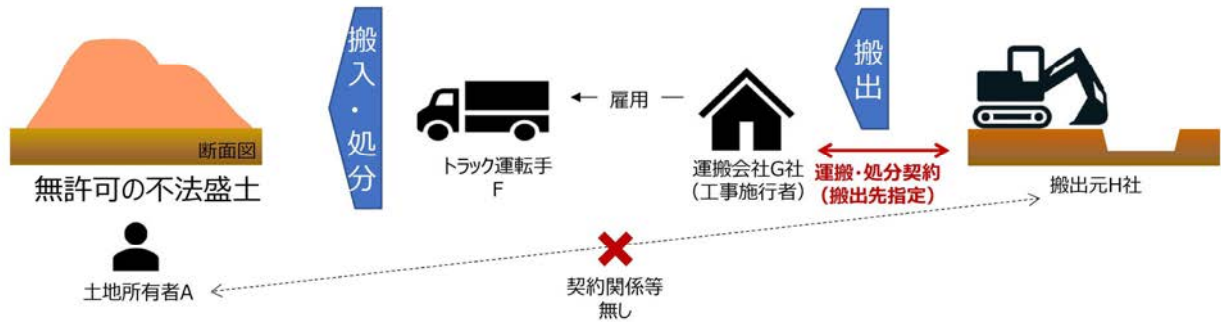
<ケース 1>



関係者	本法における位置付け
土地所有者 A	土地所有者
現場管理者 B	現場管理者、占有者（工事中のみ）
現場作業員 C	工事従事者、占有者（工事中のみ）
工事主 D 社※	工事主、占有者
下請け会社 E 社	請負人、工事施行者、占有者（工事中のみ）
トラック運転手 F	占有者（工事中のみ）
運搬会社 G 社	占有者（工事中のみ）
搬出元 H 社	該当しない

※工事主は、残土処分の請負契約をしている「残土処分業者 D 社」となる。

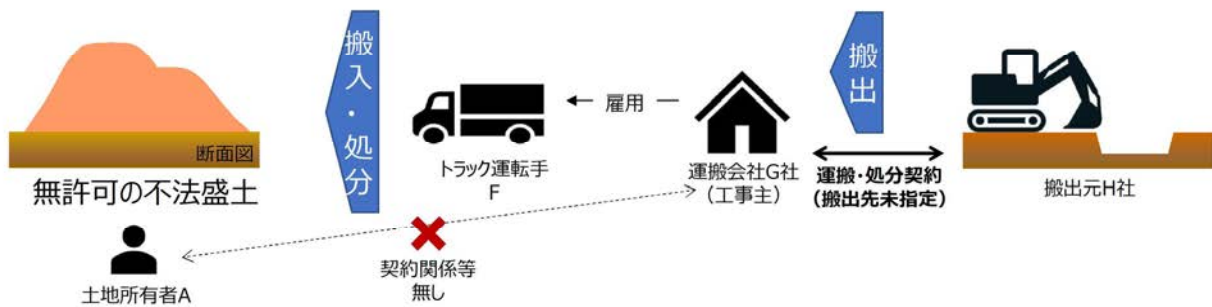
<ケース 2>



関係者	本法における位置付け
土地所有者 A	土地所有者
トラック運転手 F	工事従事者、占有者（工事中のみ）
運搬会社 G 社	請負人、工事施行者、占有者（工事中のみ）
搬出元 H 社	工事主、占有者

※工事主は、処分場所を指定のうえで残土の運搬、処分を契約している「搬出元 H 社」となる。

<ケース 3>



関係者	本法における位置付け
土地所有者 A	土地所有者
トラック運転手 F	工事従事者、占有者（工事中のみ）
運搬会社 G 社	工事主、占有者
搬出元 H 社	該当しない

※工事主は、自ら残土処分場所を決定している「運搬会社 G 社」となる。

5章 不法・危険盛土等事案

過去の盛土の崩落事例では、車両のアクセスが良く交通量が少ない高速道路や幹線道路の側道沿い、行政界付近などの、搬入が容易な場所や人目のつかない場所で無許可や許可申請と異なる盛土等の行為が行われることが多く、発見の遅れにより崩落が発生した事案が見られる。盛土等の規模が拡大したからの是正措置は時間や労力等を要するため、行政指導に従わないことも多い傾向にある。

また、都道府県知事等が無許可等の盛土等や危険性の疑いのある盛土等に対し、行政指導を繰り返すにとどまっている事案や、行為者が行政処分に従わないことが明らかな場合でも行政代執行に躊躇している事案も多く、結果として崩落を招いた事案が見られる。

崩落事例を分析したところ、崩落前から行政処分を行っている事案は少なく、崩落前は行政指導を繰り返すにとどまり、崩落をきっかけに措置命令を行う事案が多い傾向にある。命令に至らなかった理由としては、行政代執行に躊躇して命令を出せなかったことや、行為者が指導に従う姿勢を見せていたこと、行為者が部分的に是正していたことが挙げられている。

崩落前から躊躇なく行政処分を行うことで崩壊を未然に防ぐことに繋がると考えられる。

<div style="text-align: center; border: 1px solid black; width: 280px; height: 140px; margin: 0 auto;">調整中</div> <p style="text-align: center;">人目のつきにくい山奥に造成された無許可盛土事例</p>	<div style="text-align: center; border: 1px solid black; width: 280px; height: 140px; margin: 0 auto;">調整中</div> <p style="text-align: center;">斜面地の谷を埋め、土砂が崩落した事例</p>
 <p style="text-align: center;">農地の中に造成された無許可盛土事例</p>	 <p style="text-align: center;">道路沿いの平地に置かれた無許可盛土事例</p>

図 5.1 代表的な不法・危険盛土等事案

【過去の不法盛土等対応事例】

① 無許可の盛土の発見が遅れ、崩落が発生した事案

- 1) 住民からの通報により、豪雨による盛土の崩落が発覚。
- 2) 現地確認を行い、無許可での盛土行為が行われていたことを行政が把握。
- 3) 土砂の撤去を指導、一部土砂は撤去されるが、その後作業が中断される。
- 4) 土砂の撤去を継続して指導するが、行為者が従わなかったため、監督処分を発令。

② 無許可での盛土行為に対して是正指導を行っていたが、是正が行われず崩落が発生した事案

- 1) 住民からの通報により、無許可での残土処分による盛土行為が発覚。
- 2) 是正措置の実施を指導及び勧告を実施。
- 3) 行為者が土砂搬入を中止、是正の意思が見られたことから指導を継続。
- 4) 降雨により盛土の崩落が発生。
- 5) 土砂流出の防災措置命令を発令したが、行為者は従わなかったため、行政代執行を実施。



③ 許可違反の盛土行為に対して、行政指導を繰り返すにとどまり、崩落が発生した事案

- 1) 行政のパトロールにより、許可違反の盛土行為の疑いが発覚。
- 2) 開発行為の中止と復旧工事を指導し、行為者は是正に従う。
- 3) 申請書類と異なる行為を確認し、変更書類の提出を指導し、行為者は変更書類を提出。
- 4) 施行期間を過ぎての造成を確認し、土砂搬入中止と完了届の提出を指導、搬入は中止されたが、完了届は提出されなかった。
- 5) 現地を確認し、計画と異なる行為や新たな土砂搬入を確認、土砂撤去を指導。
- 6) 豪雨をきっかけに盛土の崩落が発生。

④ 無許可での盛土行為に対して、速やかに行政処分、行政代執行の判断を行い、崩落を未然に防いだ事案

- 1) 都道府県と市町村での情報共有により、無許可での残土処分による盛土行為が発覚。
- 2) 残土搬入の中止及び復旧を指導したが従わないため、中止命令を発令し、土砂搬入は中止される。
- 3) 復旧計画書が提出されたが、防災工事が履行されないため、復旧命令を発令。
- 4) 命令に従わないため、行為者を告発、その後行政代執行に着手した。

①広島県の事例

<概要>																		
<ul style="list-style-type: none"> 地域森林計画対象民有林において森林法の許可を得ずに行われた盛土行為に対して、中止命令及び復旧命令を行った。行為者は命令に従わず、行政代執行を行った。 市と県の関係部局での連携を目的として、本事案に対する対策協議会を設置し、関係者間での的確な情報共有を行った。警察とは、告発に向けた協議と併せて、現地パトロールの同行を依頼した。 																		
情盛報土	関係法令	森林法（無許可）																
	盛土面積	不明																
措置の経緯	時系列	<table border="0"> <tr> <td>平成14年5月</td> <td>違法残土処分を把握</td> </tr> <tr> <td>平成14年12月</td> <td>監督処分（中止命令）→復旧計画書が提出されたため解除したが、防災工事を履行しなかったため、再度中止命令</td> </tr> <tr> <td>平成15年9月</td> <td>監督処分（復旧命令）→着手期限までに着手されなかった。</td> </tr> <tr> <td>平成16年1月</td> <td>事業主を森林法違反の疑いで告発</td> </tr> <tr> <td>平成16年2月</td> <td>行政代執行工事着手</td> </tr> <tr> <td>平成16年3月</td> <td>事業主起訴、罰金50万円の略式命令</td> </tr> <tr> <td>平成16年9月</td> <td>行政代執行費用納付命令期限まで納付がなかったため督促</td> </tr> <tr> <td>平成17～18年</td> <td>代執行費用を一部回収（差押）</td> </tr> </table>	平成14年5月	違法残土処分を把握	平成14年12月	監督処分（中止命令）→復旧計画書が提出されたため解除したが、防災工事を履行しなかったため、再度中止命令	平成15年9月	監督処分（復旧命令）→着手期限までに着手されなかった。	平成16年1月	事業主を森林法違反の疑いで告発	平成16年2月	行政代執行工事着手	平成16年3月	事業主起訴、罰金50万円の略式命令	平成16年9月	行政代執行費用納付命令期限まで納付がなかったため督促	平成17～18年	代執行費用を一部回収（差押）
	平成14年5月	違法残土処分を把握																
	平成14年12月	監督処分（中止命令）→復旧計画書が提出されたため解除したが、防災工事を履行しなかったため、再度中止命令																
	平成15年9月	監督処分（復旧命令）→着手期限までに着手されなかった。																
	平成16年1月	事業主を森林法違反の疑いで告発																
	平成16年2月	行政代執行工事着手																
	平成16年3月	事業主起訴、罰金50万円の略式命令																
平成16年9月	行政代執行費用納付命令期限まで納付がなかったため督促																	
平成17～18年	代執行費用を一部回収（差押）																	
発覚のきっかけ	市から県への情報提供により開発行為を把握。																	
指導・勧告	当該地においては、2社からそれぞれ1ha以下の伐採届が提出されていたが、合計すると1haを超えており、現地確認の結果、一体的な開発で1haを超えていることが判明したため、許可が必要と判断し、法令に基づく手続きを取るよう指導を実施。																	
命令	指導に従わず土砂の搬入・埋立てを継続したことから立入調査を実施し、一体的と認められる盛土行為が規制対象規模以上あると確認したため、中止命令、復旧命令を行う。																	
行政代執行	復旧命令の着手期限を経過しても工事着手しなかったことから土砂災害を懸念し、梅雨までに防止策を講じる必要があると判断されたため、行政代執行を実施、費用を一部回収した。																	
告発	警察と告発に向けた協議を実施し、事業主を無許可での開発行為及び復旧命令違反で告発。起訴後、罰金50万円の略式命令。																	
写真																		
	行政代執行前	行政代執行工事後																

第2編 日常的な行政対応

1章 盛土等に関する情報の管理.....	2-1
1.1 台帳による許可・届出等の情報整理.....	2-1
1.2 行政対応の記録の情報管理.....	2-2
1.3 関係部局間の情報共有.....	2-2
2章 不法・危険盛土等の監視・発見.....	2-5
2.1 パトロールによる発見.....	2-5
2.2 関係部局等との連携による発見.....	2-6
2.3 地域住民による通報.....	2-7
2.4 衛星画像解析等を用いた盛土等の監視・発見.....	2-9

1章 盛土等に関する情報の管理

違反性又は危険性が疑われる盛土等を発見した場合、現状把握を行い、許可の有無などの違反性や危険性について確認を行う。これらの確認を円滑に行うには、許可した又は届出を受理した盛土等を含め、既存盛土等を記載した管理台帳を作成し、日常的に管理することが有効である。

また、不法・危険盛土等の行政対応を行った場合、担当職員のみが把握するのではなく、組織内において適切に継承されるよう、行政対応の内容を記録・管理する必要がある。こうした情報は、告発する際の重要な証拠資料となるとともに、行政が適切に対応したかどうかの検証材料にもなる。

1.1 台帳による許可・届出等の情報整理

管理台帳は、既存盛土等の分布調査や安全性に関する基礎調査を基に作成する。具体的には、許可・届出があった盛土等の情報、既存盛土等の分布調査及び現地調査の結果等の情報を台帳に集約し管理する。管理台帳に整理すべき情報を以下に示す。なお、許可・届出等に当たって添付された図面等の保管期間や管理方法については、地方公共団体で適宜判断されたい。

基礎情報としては、所在地（市町村名、詳細（番地等））、土地所有者、規制区域の種別（宅造区域、特盛区域）が挙げられる。

許可・届出情報としては、法的根拠の種別（許可、届出）、申請年月日、申請者、行為類型（盛土、切土、土石の堆積）、工事の目的、工事完了後の土地利用、盛土等の計画・緒元等（面積、盛土高、災害防止措置、工事着手予定時期、工事完了予定時期等）が挙げられる。

既存盛土等の分布調査や安全性に関する基礎調査結果としては、概略面積、盛土タイプ（谷埋、腹付、平地、盛土、切土、土石の堆積）、概略盛土規模、造成年代、造成時期（区域指定前後）、座標（範囲中央）、所有者、災害防止措置状況、安全性把握の優先度等が挙げられる。

なお、既存盛土等は、区域指定時に工事着手しているかどうかによってその後の行政対応が異なるため、区域指定時の既存盛土等分布状況については、台帳として整理・保存しておくことが重要である。

表 2.1 管理台帳作成例

整理番号	基礎情報				許可・届出情報										
	所在地		土地所有者	規制区域の種別	法的根拠の種別	申請年月日	申請者	行為類型	工事の目的	工事完了後の土地利用	盛土等の計画・緒元等			工事着手予定時期	工事完了予定時期
	市町村	詳細									面積	盛土高	災害防止措置		

盛土等の抽出、安全性把握調査結果										
概略面積規模	原地盤勾配	盛土高	盛土等ののり面勾配	盛土等のタイプ	概略盛土量規模	造成年代		座標（範囲中央）	措置状況	その他

1.2 行政対応の記録の情報管理

不法・危険盛土等の行政対応を行った場合は、担当職員のみが把握するのではなく、組織内で情報が継承されて行く必要がある。行政対応について、現場での行為者等に対する行政指導や、立入検査、報告徴取の内容のほか、適宜写真や動画を撮影し、電話での行政指導記録なども記録・管理を行い、行政対応の経緯や是正措置の実施状況を時系列が把握できるようにしておくことが望ましい。特に告発に当たっては、時刻、場所、対応方、相手方、言動や得た情報等、詳細に記録することが有効である。

1.3 関係部局間の情報共有

盛土等を規制する土地利用規制に関する法律は、本法のみならず、農地法、森林法、都市計画法、砂防法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、地すべり等防止法などがあり、地方公共団体内において所管部局が異なることはもとより、法令によっては所管する行政機関も異なることから、複数部局との横断的、縦断的に綿密な連携が不可欠である。

日常的な情報共有が必要な事項としては、許可・届出の情報、パトロール計画とその結果、不法・危険盛土等の発見時は、場所、行為者、土地所有者、概略規模、許可・届出の有無と内容、廃棄物混入、汚染土壌の可能性等が挙げられる。特に、他法令の許可・届出をきっかけに不法・危険盛土等が発見されることも多いことから日常的な情報共有が大切である。

こうした情報共有の手段としては、定期的な連絡会議等が挙げられるが、不法・危険盛土等に対する

対応は迅速性が求められる場合が多いため、メールや電話等で即座に共有できるような日常的な連絡体制を構築することが重要である。また、庁内の共有サーバー等を用いて情報を迅速に共有する工夫が行われている地方公共団体も見られる。

なお、関係部局等との情報共有は、日常のみならず不法・危険盛土等の発見後の立入検査・報告徴取、行政指導・行政処分、行政代執行、刑事告発の各段階で多岐にわたる部局と適宜実施する必要がある、詳細は「第4編 関係部局との連携」を参照されたい。

【参考】地方公共団体における情報共有事例

盛土監視システム・許可データベースによる盛土情報の管理・共有

A 県では、不法な盛土を継続的かつ一元的に監視・指導するため、「盛土監視システム・許可データベース」を構築している。地方公共団体内における許可情報の管理の他、パトロール情報、住民からの通報情報、基礎自治体からの不法な盛土の情報を集積し、所管部局内はもとより関係部局、基礎自治体とリアルタイムに情報共有を行い、不法・危険盛土等への対処を迅速に行えるような環境を整えつつある。

住民からの通報やパトロール、市町からの情報提供で把握した情報は、盛土監視システムに登録され、土地利用情報システムにて他法令の規制区域や許可の有無等を確認する。これらの情報を基に行政職員により現地確認を行い、盛土の状態や監視情報をシステムに蓄積し、違反性や危険性から行政対応の必要性を判断、情報を庁内および関係市町と共有する。

所管部局のみならず関係部局や基礎自治体担当者もシステムを確認できる仕組みを構築し、システム上で情報を共有する環境を整備する方針である。

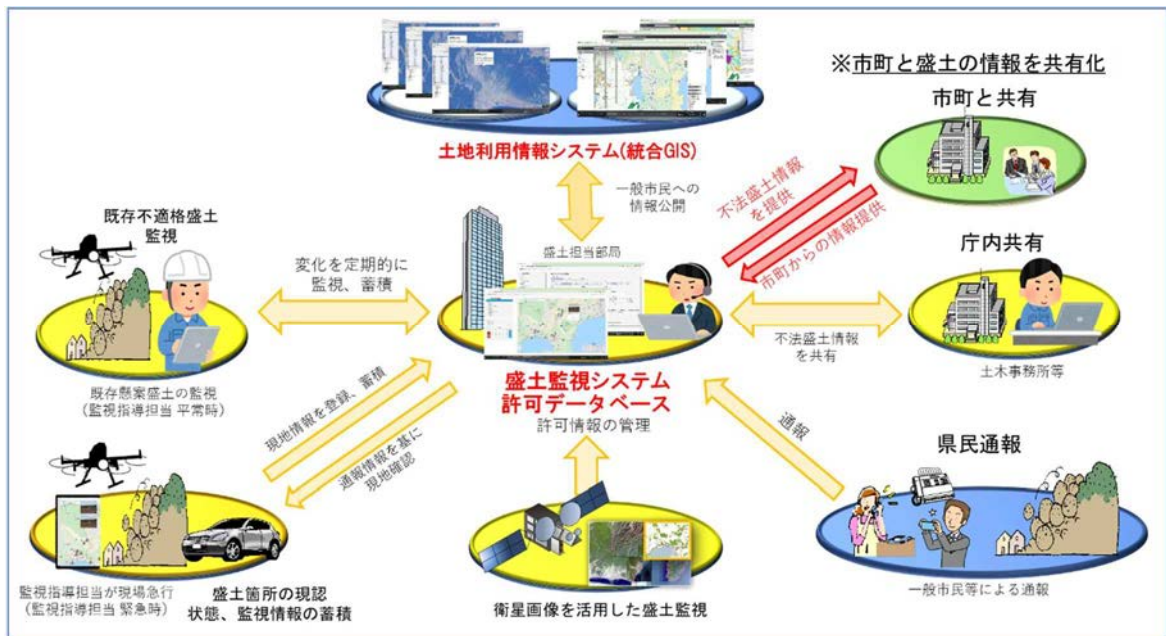


図 2.1 盛土監視システム・許可データベース 運用イメージ

関係部局による定期的な連絡会議の実施（静岡県富士宮市）

静岡県富士宮市では、年に1~2回、関係部局による連絡会議を実施し、不適切な盛土の状況等の共有を行っている。

会議は、開発行為に関わる部局（都市計画法担当部局、盛土等条例担当部局、農地法担当部局、森林法担当部局、廃棄物規制担当部局、自然公園法担当部局、太陽光発電担当部局）が参加し、それに加え、警察がオブザーバーとして出席し、各部局と合同で実施しているパトロール等の実績報告、新たに発見された不適切な盛土に関する情報の共有、盛土に関する法令等及び今後の対応方針の共有等を行っている。

不適切な盛土の状況に関して共通認識を持つため、連絡会議を開催することで情報の共有を図っている。

2章 不法・危険盛土等の監視・発見

不法・危険盛土等の是正は、大規模になるほど時間や労力等を要するため、早期是正が肝要である。そのためには、パトロールによる発見、関係部局との連携による発見、地域住民による通報や衛星写真データ等による監視・発見など様々な手段を講じて早期発見に努めることが極めて重要である。

2.1 パトロールによる発見

不法・危険盛土等は、定期パトロールによる早期の発見が重要である。特に、人目につきにくく、不法・危険盛土等が行われやすい場所が想定される場合は、パトロールの頻度を通常より高めることが望ましい。不法・危険盛土等が行われやすい場所としては、車両のアクセスが良く交通量が少ない高速道路や幹線道路の側道沿い、監視の目が届きにくい行政境界付近などが挙げられる。また、本法に基づく許可・届出がなされた盛土等についても、定期パトロールにより、許可・届出に反する行為が行われていないことを監視する必要がある。

これらのパトロールに当たっては、ルートや頻度を地域の実情も考慮してあらかじめ設定し、計画的に実施することが大切である。

パトロールは、地方公共団体職員が実施する場合や業務委託することが考えられる。業務委託した場合は、パトロール結果については逐一報告を求め、違反行為が認められた場合には速やかに行政指導等を実施することが不可欠である。

また、パトロール中に違反性・危険性の疑いがある盛土等を発見した場合の対応について、報告のタイミングや、その時点で確認すべき事項など、統一かつ適切に対応ができるようあらかじめ対応マニュアル等を作成しておくことが望ましい。

なお、費用を抑えるために過積載や不正改造車によって土砂が運搬されることもあり、これら違反を端緒として不法・危険盛土等が発見される場合も考えられることから、パトロールの最中にこのような違反車両を発見した場合は、警察に通報するなど連携して対応することが効果的である。

【参考】地方公共団体におけるパトロールによる発見に向けた取組

「環境パトロール班」の設置（栃木県鹿沼市）

栃木県鹿沼市では、「環境パトロール班」を設置し、許可を受け稼働している事業場の監視や無許可での埋立て・土採取の早期発見、不法投棄の監視等を目的としてパトロールを行っている。

盛土等条例違反行為が発覚した場合は、初動対応として申請事業者または現場オペレーターに対し違反内容の確認および指導を行い、指導担当への引継ぎを行う。

令和5年3月現在、「環境パトロール班」は警察からの出向者を班長に、以下2班4名の職員体制で構成されており、1班30～40件の事業場を日々パトロールしている。

ボランティア不法投棄監視員への委嘱（茨城県）

茨城県では、不法投棄等の早期発見・早期対応を図るために、ボランティア不法投棄監視員を県下全域に配置し、日常生活の中で不法投棄等の監視を実施している。一般監視員、県監視員、協会ボランティア監視員（茨城県産業資源循環協会茨城県環境保全協会）の約450名体制で構成されている。（令和4年5月末時点）

関係部局合同での民間委託による土地規制等監視パトロール（奈良県）

奈良県では、土地規制関係部局による合同事業として、違反行為の早期発見及び抑止を目的に、土地規制等監視パトロールを民間委託している。

土地規制区域内の巡回監視だけでなく、過去の違反行為地や違反発生の高頻度箇所などの定点監視箇所を高頻度（週に1～3回）でパトロールしている。違反行為の可能性が認められる場合の通報基準を定め、委託業者が該当行為を発見した時は県担当課に連絡があり、関係する行政職員が必要に応じて現場確認を行っている。また、県担当課は、委託業者から監視翌日に提出される現場写真付きの日報を逐次チェックし、毎月開催する担当者会議において情報共有を図っている。

2.2 関係部局等との連携による発見

不法・危険盛土等による災害の防止を図るためには、本法担当部局のほか、農地法、森林法、都市計画法、砂防法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、地すべり等防止法や盛土等条例等の土地利用規制担当部局のみならず、公共施設管理担当部局、廃棄物規制等の環境担当部局等といった関係部局、警察や各種団体と連携し発見に努めることが重要である。

まず、盛土等を規制する土地利用規制に関する各法令の許可・届出情報、地域住民からの通報情報等を相互に共有することで、不法・危険盛土等の早期発見を図ることが重要である。過去の不法・危険盛土等の発見事例では、土地利用規制に関する各法令の許可・届出を端緒とするものが見受けられる。そのため、各法令に基づく許可・届出がされているか適切に確認するためには、各法令の規制の内容や規制区域等について、あらかじめ関係部局間で共有しておくことが必要である。

また、パトロールについては本法担当部局が行うほか、より効率的に実施するため、関係部局によるパトロールと連携することが重要である。公共施設を管理する担当部局は施設の保守・管理、廃棄物規制担当部局は不法投棄等の早期発見を目的としたパトロールを定期的を実施しており、あらかじめその範囲や不法・危険盛土等に係る情報を共有することにより効率的なパトロールが可能となる。当然、土地利用規制担当部局がパトロールしている場合にも連携は必要である。廃棄物規制担当部局では、スカイパトロールを実施している事例もあり、上空から広域を俯瞰できるため、この結果を共有することも不法・危険盛土等の早期発見に有効と考えられる。警察においても巡回を行っており、不法・危険盛土等を発見した場合には情報提供が受けられるよう連携体制の構築が重要である。

さらに、不法・危険盛土等を早期に発見するため、関係業界団体等の連携することも有効である。不法投棄に対する対策事例では、不法投棄されやすい地域で事業活動をしている各種団体と協定を締結し、不法投棄を発見した際に情報提供を求める取組を行っている地方公共団体もあり、参考にされたい。

なお、関係部局等との連携は、日常のみならず不法・危険盛土等の発見後の立入検査・報告徴取、行政指導・行政処分、行政代執行、刑事告発の各段階で多岐にわたり適宜実施する必要がある、詳細は「第4編 関係部局との連携」を参照されたい。

【参考】地方公共団体における関係部局等との連携による発見に向けた取組**廃棄物の不法投棄の情報提供に関する協定（宮城県）**

宮城県では、平成15年から不法投棄されやすい地域で事業活動をしている各団体と「廃棄物の不法投棄の情報提供に関する協定」（平成16年以降は仙台市も含めた三者協定）を締結し、県内の監視活動強化及び不法投棄防止啓発を図っている。

協定に基づき、宮城県と仙台市は不法投棄防止等と呼びかけるパンフレットや啓発用車両ステッカーの作成・配布、締結団体が行う社内研修への講師派遣等を実施し、締結団体は職員に対する協定趣旨の周知や不法投棄等を発見時の情報提供、営業車両等への啓発ステッカー掲示等を行っている。

主な協定締結先は、建設業協会、タクシー協会、電力会社、農協中央会、森林組合連合会、漁協、土地改良事業団体連合会、産業資源循環協会、小型機協議会、航空協会、猟友会、警備業協会、測量設計業協会、解体工事業組合等である。（令和5年3月時点）

警察等と連携したスカイパトロールの実施（三重県）

三重県では、通常の監視活動では発見が困難な産業廃棄物の不法投棄事案に対処するため、防災ヘリや県警ヘリによるスカイパトロールによる広域的な監視を年に2回程度実施している。

スカイパトロールは上空から状況を俯瞰することができるため、山間部や全容が把握しにくい現場等に対する早期発見の観点から有効である。

2.3 地域住民による通報

不法・危険盛土等は、地域住民からの通報を端緒として発見されることが多く、通報情報を活用することは早期発見に有効である。このため、地域住民等が不法・危険盛土等を認識しやすい環境を整備すること、通報しやすい環境を整備することが重要である。

本法では、工事主が許可申請前に周辺地域の住民に対し説明会の開催等により工事内容を周知すること、許可に当たって都道府県知事等が工事主の氏名や盛土等が行われる土地の所在地等をホームページ等で公表することとしている。また、許可された又は届出した盛土等を行うにあたり、工事現場の見やすい場所に許可されている又は届出している旨を表示した標識を掲出することを規定しており、地域住民等が不法・危険盛土等を認識しやすい環境の整備を図ることとしている。

また、地域住民等が通報しやすい環境整備については、ワンストップ窓口の設置により地域住民の相談先の明確化を図ること、通報アプリの導入により住民が情報提供を容易にできるよう工夫することなどが有効である。

【参考】地方公共団体における地域住民による通報を促す取組

盛り土 110 番の設置

B 県では、県内の市町村と連携し、不法な盛り土や既存の盛り土の異常を早期に発見し、迅速かつ適切に対応するため、また、県民が不適切な盛り土を確認した際に気軽に通報できる環境とするため、不適正な盛り土の通報窓口「盛り土 110 番」を設置し、地域住民からの情報提供を呼びかけている。

情報提供方法としては、電話とインターネット送信フォームの 2 種類で行っており、盛り土の発見日時、盛り土の所在地、目印となる建物、周囲の特徴等、盛り土の規模、土砂の量などの状況、周辺への被害の有無、盛り土行為者に関する情報を確認したうえで、緊急性を判断し、行政職員による現地確認を行っている。

不法投棄通報アプリの導入（茨城県）

茨城県では、ゴミ拾いによる社会貢献活動を SNS で共有するために開発されたアプリ「ピリカ」をカスタマイズし、不法投棄通報アプリとして運用している。県内で不法投棄された廃棄物の状況についてコメントや位置情報、写真をアプリに投稿することで、リアルタイムで県に情報提供され、不法投棄の早期発見に繋がっている。



図 2.2 不法投棄通報アプリ 運用イメージ（茨城県）

2.4 衛星画像解析等を用いた盛土等の監視・発見

盛土等の監視・発見に当たっては衛星画像解析等により、盛土等の地形改変の疑いがある箇所を抽出することも有効である。この手法を用いれば、人目に付かない場所に行われた盛土等も含め広域かつ網羅的な盛土等の監視・発見が可能となる。また、不法・危険盛土等の抑止対策として、衛星画像により定期的に広域に監視していることを周知することも有効であるため、併せて検討されたい。

本手法では、盛土前後の衛星画像、空中写真、DEMデータ、地形図等を用いて盛土等の可能性がある箇所を抽出する。盛土等の箇所の抽出は以下のような方法で行う。これらの方法は専門性が高いため、業務委託等を検討する必要がある。


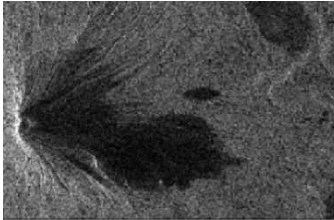

- ・光学衛星画像の比較解析から色調変化箇所を抽出
- ・既存のDEM、又は空中写真から作成したDEMの差分解析から、標高増加箇所を抽出
- ・SAR画像の比較解析から散乱強度低下箇所を抽出
- ・空中写真や地形図の判読により、盛土等と推定される地形や地表面の被覆状況の箇所を抽出

衛星画像には、表2.2に示す①光学画像（無償）、②光学画像（有償）、③SAR画像（有償）の3種があり、画像の取得費用・撮影時期・頻度・縮尺、解析手法と盛土等の抽出精度などが異なる。このため、例えば、広域かつ網羅的に調査を行う段階では、撮影頻度と解析精度はやや劣るが①光学画像（無償）を使用し、不法・危険盛土等が発見され対象が限定された後の監視には、撮影頻度が高く高精度な解析が可能な②光学画像（有償）を使用する等の工夫により、効率的に監視・発見を行うことが有効である。

また、衛星画像のほか表2.3に示す空中写真や数値標高モデル（DEM）を用いて不法・危険盛土等が発見する手法もある。衛星画像等のデータは、地域によって、取得可否・精度・頻度・時期等の条件が異なるため、取得可能なデータの特長等を踏まえ、解析手法・データを複合的に組み合わせて監視・発見を行うことも考えられる。



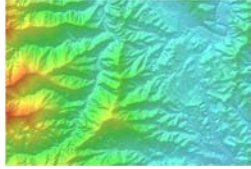


なお、盛土等の着手時期が規制区域の指定前・指定後かによって、許可対象行為への該当性の判断が異なるため、あらかじめ規制区域指定直後の衛星画像を入手し、盛土等の着手時期と規制区域の指定時期の関係を速やかに特定できるよう準備しておくことが考えられる。

表 2.2 衛星画像の種類と解析方法

縮元	調査方法	画像の色調や反射性状の変化で抽出する方法		
基礎データ	使用する資料	衛星データ		
		光学画像（無償）	光学画像（有償）	SAR*画像（有償）
	画像例	 (C) ESA	(画像イメージは販売機関のサイト等で確認できる)	 (C) JAXA
	撮影時期	2006年～ 衛星名：ALOS/AVNIR-2 など	1999年～ 衛星名：SPOT6, 7 など	2014年～ 衛星名：Sentinel-1
	撮影、入手頻度	5日に1回程度	1日	12日
	縮尺 [解像度]	[10m]	[数m～数10cm程度]	[6m～0.5m程度]
	入手、検索先	衛星画像販売権保有機関から購入		
解析	概要	①色調変化箇所を抽出 ②衛星写真等により盛土の可能性がない箇所を除外		①画像の散乱強度低下箇所を抽出 ②衛星写真等により盛土の可能性がない箇所を除外
	解析画像例	 (C) ESA	(画像イメージは同左： 分解能は良い)	 (C) ESA
	盛土抽出精度（抽出できる目安）	面積：1,000㎡以上	面積：500㎡以上	面積：1,000㎡以上
メリット	・色調変化の機械的作業により、広域を簡易、安価に抽出可能。	・色調変化の機械的作業により、広域を簡易に抽出可能。 ・抽出精度が高い。	・反射状況変化の機械的作業により、広域を簡易、安価に抽出可能。	
デメリット	・無償の画像を利用でき、画像購入費がかからない。 ・画像の期間は過去15年程度。	・画像購入費用が高額。	・画像の期間過去10年程度。 ・地形（斜面勾配・方位）等の条件で抽出できない場合がある。	
適用性	全体的な特性	色調変化の機械的作業で広域を簡易に調査可能。	色調変化の機械的作業で広域を簡易に調査可能。高精度だが画像購入費用がかかる。	広域を簡易に抽出可能であるが、条件により抽出できない場合がある。
	区域指定前盛土等発見活用	△ 広域を簡易に調査可能。盛土であるか確認のための個別判読必要。2006年以降のみ。	△ 有償画像費用が掛かる。	× 広域を簡易に抽出可能であるが、条件により抽出できない場合がある。2014年以降のみ。
	区域指定後盛土等把握	○～△ 広域を簡易に更新抽出可能。精度は有償画像に劣る。	○～△ 着目箇所を絞れば、費用を絞って高精度の追跡が可能。	△ 広域を簡易に抽出可能であるが、条件により抽出できない場合がある。
	他のデータも使う方法	—	—	—
その他条件	・地被条件を同一にするため同じ季節での比較が必要			—

*SARとは Synthetic Aperture Radar の略で、合成開口レーダーと呼ばれる。SARはマイクロ波を地表面に斜めに照射し、地表面からの後方散乱波を受信する能動型センサである。SAR衛星のマイクロ波は、雲を透過することができ、観測に太陽高を必要としないため、全天候及び夜間の観測も可能である。^{2) p.1}

表 2.3 空中写真、数値標高モデルの種類と解析方法

緒元	調査方法	数値標高の差分で抽出する方法			
基礎データ	使用する資料	空中写真		数値標高モデル (DEM)	
		米軍撮影	国土地理院	国土地理院 (既存空中写真利用)	国土地理院、 国交省、林野庁等 (航空レーザ測量利用)
	画像例	 出典：国土地理院撮影の空中写真 (1946年撮影)	 出典：国土地理院撮影の空中写真 (1975年撮影)	 出典：国土地理院 (https://fgd.gsi.go.jp/download/ref_dem.html)	(画像イメージは同左：航空レーザ測量による)
	撮影時期	1945~1957年	1957年頃~	—	2008年頃~
	撮影、入手頻度	1~10年に1回程度			新規計測時に取得
	縮尺 [解像度]	1/12,000~1/40,000		1/25,000 (10mメッシュ)	1/1,000程度 (1mメッシュ)
	入手、検索先	国土地理院 HP			航空レーザ測量データポータルサイト
解析	概要	①空中写真からDEMを作成し、標高増加範囲を抽出 ②衛星写真等により盛土の可能性がない箇所を除外		①既存のDEMを重ね合わせ、標高増加箇所を抽出 ②衛星写真等により盛土の可能性がない箇所を除外	
	解析画像例	 【大規模盛土造成地の滑動崩落推進ガイドライン及び同解説】			
	盛土抽出精度 (抽出できる目安)	盛土高さ規模：±0.6~4m (面積：3,000㎡以上)		盛土高さ規模：5m (面積：3,000㎡以上)	盛土高さ規模：1m (面積：500㎡以上)
メリット	・最大 75 年程度のデータがある。		・既存盛土等調査時のDEM差分データがあり、簡易に抽出可能 ・DEM作成費用が不要。	・高精度のDEMデータあり。	
デメリット	・空中写真測量作業が生じる。 ・DEM差分図作成が必要で、作成費用が高額となる。 ・標高誤差が大きく、水平誤差の可能性もあり、抽出精度に課題がある。		・標高誤差が大きく、水平誤差の可能性もあり、抽出精度に課題がある。	・DEM差分図作成が必要で、作成費用が高額である。 ・データ期間は過去15年程度。	
適用性	全体的な特性	古い時代を調査可能であるが、DEM作成費用がかかり、精度に劣る。	比較的古い時代まで調査可能であるが、DEM作成費用がかかる。精度は米軍写真より良い。	既存DEM差分図があり広域を簡易に調査可能(精度は劣る)。	高精度DEMはあるが、古い時代と比較の場合は空中写真DEM化、最新のLPとの比較のためには新規航空測量が必要。
	区域指定前盛土等発見活用	△ 古い年代を調べることができる。箇所を絞って古い時代を調査することに利用できる。精度は劣る。	△ 比較的古い年代を調べることができる。箇所を絞って古い時代を調査することに利用できる。精度は米軍写真より良い。	○~△ 既存DEM差分図があり広域を簡易に調査可能。精度に劣る場合がある。	(※左欄の既存DEMデータとの差分解析可能)
	区域指定後盛土等把握	—	△ 最新の写真があれば状況変化の確認が可能であるが、更新年は地域により異なる。	—	△ 高精度で標高変化把握可能(作成費用がかかる)。
	他のデータも使う方法	・新旧幅広い年代を調査可能(幅広い年代のDEM差分図作成可能。作成費用がかかる。)		・着目箇所を絞れば、費用を絞って高精度のDEM差分図による抽出が可能	
その他条件	DEM差分図を作成せずに、個別に植生等による盛土可能性箇所の抽出への使用も考えられる。		—	—	

第2編 日常的な行政対応

また、ドローンを用いて特定のエリアを空からパトロールする方法も有効である。例えば、山間部においては樹木等により発見しにくい箇所についても容易に確認が可能である。なお、ドローン調査を行う場合には、公道等での飛行であれば飛行ルート下の土地所有者等の同意は不要であり、民有地を飛行する場合においても、常に土地所有者等の同意を得る必要がある訳ではない。しかし、トラブル防止の観点から、あらかじめ飛行ルート下の土地所有者等に対して通知を行うことが望ましい。

【参考】不法・危険盛土等の行政対応におけるドローンの活用

不法・危険盛土等の行政対応において、ドローンは、盛土等を発見するためのパトロール、詳細が不明な特定の盛土等を確認するための調査、不法・危険盛土等の立入検査による測量等によって盛土規模の変化を監視する手法として活用することが有効である。

立入検査でのドローン調査は、通常の立入検査と同様に、法律上は事前の通知や同意を必要としない。なお、トラブル防止のため、土地所有者等へ事前の通知を行うことも考えられるが、不法・危険盛土等があることが疑われる場合や、所有者不明土地など土地所有者等の特定が困難な場合、事前に通知をすると証拠が隠滅され効果的に立入検査が実施できないおそれがある場合など、災害防止のため必要な場合には、事前に通知を実施することなく立入検査を実施して差し支えない。

また、立入検査は間接的に調査の同意を強制する性質を有しているとともに、目的を達成するために必要な範囲において写真・動画撮影が可能である。

盛土を発見するためのパトロール、特定の盛土を確認するための調査に際しては、公道等での飛行であれば飛行ルート下の土地所有者等の同意は不要であり、民有地を飛行する場合においても、常に土地所有者の同意を得る必要がある訳ではない。しかし、トラブル防止の観点から、あらかじめ飛行ルート下の土地所有者等に対して通知を行うことが望ましい。

なお、ドローン調査を行う場合には、必要となる航空法の手続きを行い、迷惑防止条例に配慮のうえ行う必要がある。

航空法の手続きについては、以下を参照されたい。

国土交通省航空局：「無人航空機（ドローン、ラジコン機等）の安全な飛行のためのガイドライン」，令和4年6月20日

活用事例	盛土等の発見 (パトロール)	詳細が不明な特定の 盛土等の調査	不法・危険盛土等の測量 (立入検査)
ドローン調査の可否	○	○	○
ドローン調査時の備考	1. 民有地を飛行する場合は飛行ルート下の土地所有者等への通知 2. 必要に応じてドローンを飛行させる際の手続 3. 迷惑防止条例の配慮		1. 立入検査と同様、間接的に調査の同意を強制する性質を持つ 2. 必要に応じてドローンを飛行させる際の手続 3. 迷惑防止条例の配慮

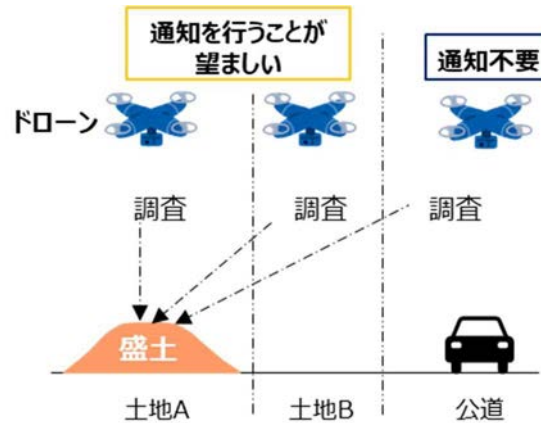


図 2.3 ドローン調査における私有地を飛行する場合の通知

地方公共団体におけるドローンの活用事例（三重県）

三重県では、廃棄物規制担当部局において、ドローンによる廃棄物測量システムを用いて、定点観測による上空からの監視と併せて、定期的に廃棄物の増減を測量により把握することで、事業者への的確な指導を行っている。

ドローンにより上空から撮影した写真を画像処理して得られた3次元データから体積計算して廃棄物量を算出することで、変化状況及び変化量を容易に特定することが可能となる。

また、測量に要する作業時間や作業人数が減るため、短時間で正確な測量が可能であり、より多くの事案への対応ができることもメリットとして挙げられる。

なお、三重県では異動等を考慮した人材育成として、毎年3名程度にドローンに関する研修を実施している。

第3編 不法・危険盛土等発見後の行政対応

1章 不法・危険盛土等発見後の行政対応	3-1
1.1 不法・危険盛土等発見後の行政対応	3-1
1.2 行政処分の対象となる不法・危険盛土等	3-3
1.3 行政指導の基本的考え方	3-3
2章 現状把握	3-6
2.1 趣旨	3-6
2.2 把握すべき事項	3-8
2.3 立入検査	3-18
2.4 報告徴取	3-20
2.5 その他の方法	3-21
3章 危険な盛土等の緊急対応	3-23
3.1 趣旨	3-23
3.2 緊急対応の流れ	3-25
3.3 緊急対応が必要な盛土	3-26
3.4 周辺住民等への周知等	3-27
3.5 応急対策工事	3-28
3.6 他部局等との連携	3-30
4章 監督処分	3-32
4.1 趣旨	3-32
4.2 監督処分の要件及び命令可能な相手方	3-33
4.3 監督処分の実施方法	3-39
4.4 監督処分の内容（命令書の記載事項）	3-41
5章 改善命令等	3-45
5.1 趣旨	3-45
5.2 改善命令の要件等	3-47
5.3 改善命令等の実施方法	3-51
5.4 改善命令の内容（命令書の記載事項）	3-53
5.5 勧告（法第22条〔法第41条〕第2項）	3-65
6章 行政代執行	3-67
6.1 趣旨	3-67
6.2 行政代執行の要件	3-68
6.3 行政代執行の進め方	3-73
6.4 災害防止措置の実施	3-75
6.5 費用の徴収	3-76
6.6 代執行後の土地及び代執行において設置した工作物の管理	3-79
7章 刑事告発	3-81
7.1 趣旨	3-81
7.2 告発に向けた基本的な考え方	3-82
7.3 告発の手順	3-82
7.4 留意事項	3-84
8章 その他	3-87
8.1 法人が解散した場合の取扱い	3-87
8.2 土地所有者等が外国人であった場合の対応	3-89
8.3 所有者不明土地における不法・危険盛土等への対応方法	3-89
8.4 土石の堆積が不法・危険盛土等とならないための対応方法	3-90
8.5 一体性の判断方法	3-92

1章 不法・危険盛土等発見後の行政対応

1.1 不法・危険盛土等発見後の行政対応

不法・危険盛土等の発見後の行政対応の基本的な流れは以下のとおりである。また、行政対応の詳細なフローを図 1.1 に示す。

(1) 違反性・危険性の疑いのある盛土等の発見

(2) 現状把握 → 第2章参照

発見された盛土等については、まず、緊急対応の必要性を判断する。

また、その後の行政対応を実施するために必要な情報について、報告徴取や立入検査等により把握する。

(3) 危険な盛土等の緊急対応 → 第3章参照

発見された盛土等について、緊急対応の必要があると判断された場合は、周辺住民等への周知、応急対策工事等の緊急的な対応を行う。

(4) 行政処分等

① 監督処分 → 第4章参照

発見された盛土等について、違反性が確認された場合は、監督処分（工事停止命令、災害防止措置命令等）を行う。

② 改善命令等 → 第5章参照

発見された盛土等について、危険性が確認された場合は、改善命令等を行う。

(5) 行政代執行 → 第6章参照

監督処分、改善命令の対象となる盛土等について、災害防止措置を命令された者が、命令に応じない場合などは、行政代執行を行う。本法に基づく行政代執行は一般代執行ではなく、特例として規定されている以下三つの代執行の中から、要件該当性を判断し選択されたい。

① 緩和代執行

災害防止措置を命令された者が、期限までに措置を講じない、講じても十分でない、又は講ずる見込みがない場合は、緩和代執行を行う。

② 略式代執行

災害防止措置を命令すべき者を確知できない場合は、略式代執行を行う。

③ 特別緊急代執行

災害防止措置を命令するいとまがない場合は、特別緊急代執行を行う。

(6) 刑事告発 → 第7章参照

無許可の盛土等や命令違反など、罰則行為に該当する場合には、速やかに刑事告発の検討を行う。

※随時、関係部局や関係機関等との連携を行うこと

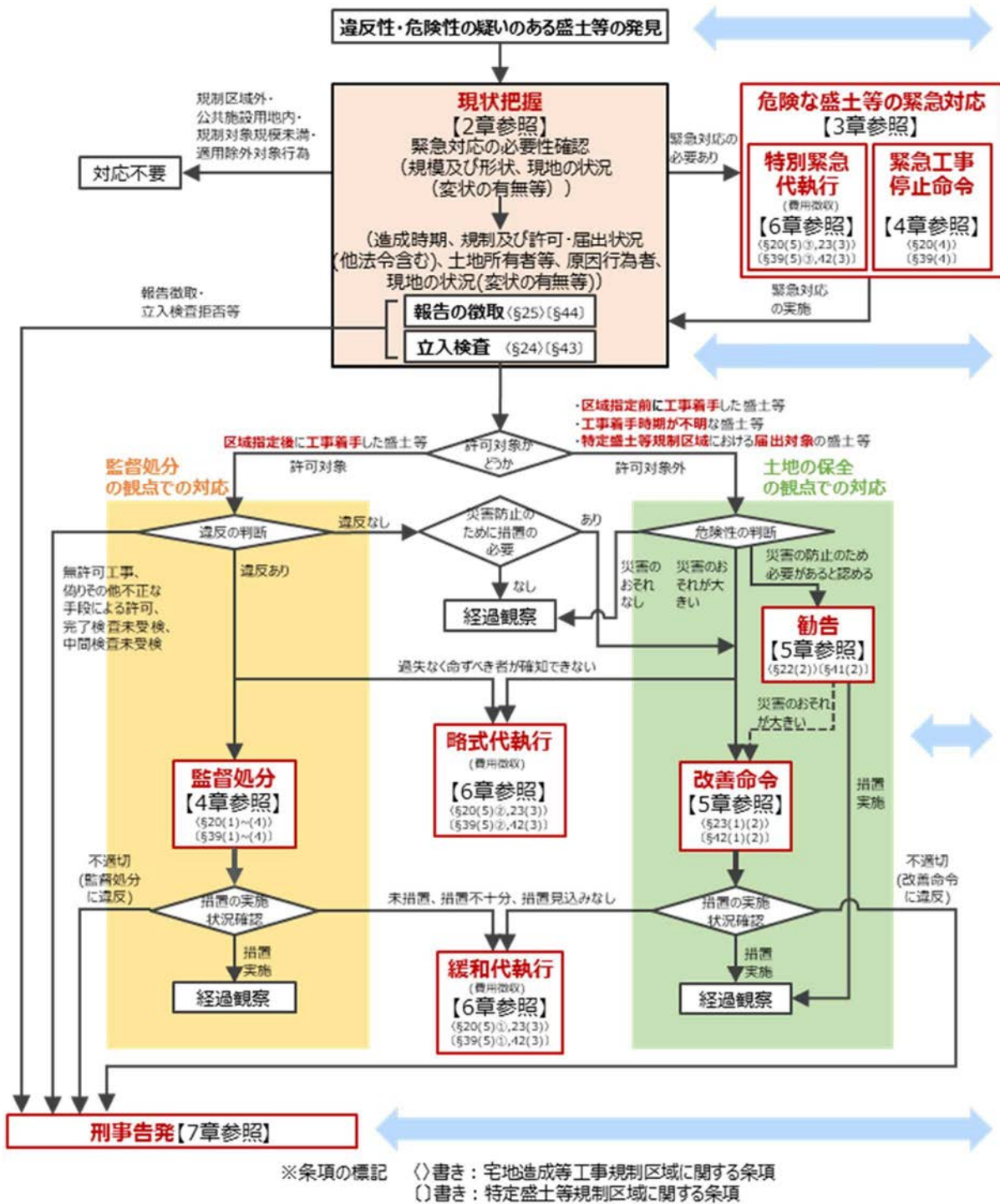


図 1.1 不法・危険盛土等発見後の行政対応フロー

1.2 行政処分の対象となる不法・危険盛土等

本法では、不法・危険盛土等に対処する行政処分として、「監督処分」と「改善命令」の2種類の方法を規定している。

監督処分については、原則として、許可制度上の違反がある盛土等が対象となる。これは、本法において、規制区域内で行われる盛土等について、許可の対象としているところ、この許可制度の適切な運用を図り、盛土等の安全性を確保する観点から、許可の対象で、許可制度上の違反がある盛土等について、工事停止命令や、許可の際の技術的基準へ適合させるための災害防止措置命令等を規定しているものである。

改善命令については、原則として、許可制度の対象外であるものの、危険性のある盛土等が対象となる。これは、本法において、規制区域内にある盛土等について、規制区域指定前に行われたものも含めて、土地所有者等に対して、土地の保全努力義務を課しているところ、災害の発生するおそれがあることが明らかな場合には、自らが所有、占有又は管理する土地について、他人に危害を与えないようにする社会的責任の観点から、土地所有者等に対して、必要最小限の予防工事を命令できるようにするとともに、土地所有者等のほかに、原因行為者がいる場合には、公平の観点から、当該原因行為者に対しても、命令できるように規定しているものである。

造成時期が不明で許可制度上の違反の該当性を直ちに確認できないものの危険性のある盛土等である場合などには、改善命令の対象として差し支えない。

1.3 行政指導の基本的考え方

行政指導は、比較的自治体への手続の負担が軽く、迅速かつ柔軟な対応が可能となるため、相手方が行政指導に従う場合には、行政指導による対応が効果的な場合もある。

ただし、行政指導はあくまでも事実行為であり、相手方の任意の協力を求めるものでしかないため、相手方がこれに従わない場合でもそのことを理由として行政処分や刑事処分が発動されることはない。このような場合に更に行政指導を継続し、法的効果を有する行政処分を行わない結果、違反行為が継続し、災害が発生するといった事態は回避されなければならない。このため、相手方が行政指導に応じない場合等においては、躊躇することなく行政処分を行うことで厳正に対処する必要がある。この場合、あらかじめ行政指導から行政処分への移行手続について行政指導のルール（指導の回数や期間の上限等）を定めておくことが望ましい。また、相手方が指導に応じない場合には行政処分を行うことを、行政指導で示唆することも有効である。

【参考】行政指導、勧告の有効活用事例

行政指導の有効活用事例（京都府京都市）

不法・危険盛土等事案において、相手方が違反行為を認識していないことが多くある。指導に従わなかった場合にどのような行政対応を行うのか、行政処分を行った後に告発に進む可能性があること、行政代執行後の費用徴収にあたり、差押えがなされる可能性があること、建設業許可が取り消される可能性があることを伝えた上うえで是正指導することが有効である。

行政指導の有効活用事例

C 県では、砂防法に定める砂防指定地にて違反行為が確認された場合、監督処分に至るまでの違反行為に対する行政指導の段階、回数及び期間のルールを定め、行政指導にとどまり続けられない対応を行っている。

また、特に悪質な行為については行政指導を経ずに監督処分を行うことも併せて定め、躊躇ない行政対応に取り組んでいる。

表 1.1 監督処分・改善命令の違い

	監督処分（法第20条〔法第39条〕）			改善命令（法第23条〔法第42条〕）		
前提事項	法第12条（宅地造成等に関する工事の許可） 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事について、工事主は、当該工事に着手する前に、都道府県知事等の許可を受けなければならないことを規定。			法第22条（土地の保全等） 宅地造成等工事規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者は、宅地造成等工事規制区域の指定前に行われたものを含め、宅地造成等に伴う災害が生じないよう、その土地を常時安全な状態に維持するよう努力義務を規定。		
考え方	・許可制度の適切な運用を図り、盛土等の安全性を確保するため、区域指定後の許可対象規模の宅地造成等に対して、違反があった場合には、権原のある者に対して、その権原に応じて許可の取り消し、工事停止命令、土地の使用禁止・制限や違反を是正させるための災害防止措置を命令。			・造成時期に関わらず土地所有者等に対して土地の保全等の努力義務が課せられていることから、災害の発生のおそれがある場合には、土地所有者等の故意過失を問わず、公共の福祉の理念から、私権を不当に侵害しない範囲において、災害発生のおそれを除去するために必要な最小限度の予防工事を命令。 ・また、他に原因行為者がいるときには、公平の理念の観点から、その者に対しても命令が可能。		
対象	<p style="text-align: center;">不法盛土等を対象</p> <p style="text-align: center;">（許可の対象で、許可制度上の違反がある盛土等 （無許可盛土、技術的基準違反盛土等））</p>			<p style="text-align: center;">危険盛土等を対象</p> <p style="text-align: center;">（許可制度の対象外であるものの、危険性のある盛土等 （区域指定前に工事着手した盛土、工事着手時期が不明な盛土等、届出対象の盛土））</p>		
条文概要	条項	命令の相手方	命令内容	条項	命令等の相手方	命令等の内容
	法第20条第1項	許可を受けた者/条件に違反した者	許可された工事の許可の取り消し	法第22条第2項	土地所有者、管理者、占有者/工事主/工事施行者	災害の防止のため必要があると認めるときの、 災害防止のため必要な措置の勧告
	法第20条第2項	工事主/工事請負人（下請人含む）/現場管理者	行われている工事の 工事停止命令、災害防止措置命令	法第23条第1項	土地又は擁壁等の所有者、管理者、占有者	災害の防止のために必要な措置が取られていない等により、放置すれば、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれ大きいときの、 土地の利用状況等からみて相当な限度での改善命令
	法第20条第3項	土地所有者、管理者/占有者/工事主	工事が行われた土地の 使用禁止・制限、災害防止措置命令			
	法第20条第4項	工事主/工事請負人（下請人含む）/現場管理者/工事従事者	2項の場合での、 緊急工事停止命令	法第23条第2項	原因行為者	土地所有者等以外の者による工事等によって災害の発生のおそれが生じたことが明らかとなるとき、 土地の利用状況等からみて相当な限度での改善命令
命令違反に対する罰則	法第55条	最大3年・1,000万円 （法人重科最大3億円）		法第56条	最大1年・300万円 （法人重科最大1億円）	

2章 現状把握

ポイント

- 違反性・危険性の疑いのある盛土等が確認された場合は、第一に「緊急対応の必要性の検討」を行う。次に、緊急対応の必要性のない盛土等については、行政処分等の必要性の判断を行う。
- 現状把握の方法としては、法第24条〔第43条〕に基づく立入検査、法第25条〔法第44条〕に基づく報告徴取、その他の方法があるが、現状把握により得られた情報は行政処分や告発の正当性を裏付ける重要な証拠となるため、情報の入手時期、入手方法や情報の内容等を確実に記録することが不可欠である。

2.1 趣旨

発見された盛土等について、盛土等の状況から①緊急に災害防止措置を講ずる等の緊急対応の必要があるか否かの判断、②行政処分等の対応が必要か否かの判断を行うため、当該盛土等の現状を把握することが重要である。

現状把握により行政が得た情報は、(i) 行政処分を実施するための根拠となり、(ii) 行政処分に対して被処分者から不服申し立てや訴訟が提起された場合、行政庁の判断が適法なものであることを裏付ける重要な証拠になるほか、(iii) 違反行為に対して告発をする場合には、その違反の事実を認定するための重要な証拠資料となる。したがって、現状把握にあたっては、情報の入手時期、入手方法やその内容等を確実に記録することが不可欠となる。なお、盛土等の状況を把握し記録するためには、写真及び動画の撮影が有効である。

具体的な現状把握の方法としては、法第24条〔第43条〕に基づく立入検査、法第25条〔法第44条〕に基づく報告徴取、その他の方法として行政が取得済みの既存書類の確認、許可届出情報、衛星画像等による把握や周辺住民・土地所有者等・原因行為者への聞き取り調査などがある。特に正確な事実認定を行うためには、法に基づく立入検査や報告徴取を積極的に活用し、客観的資料の収集に努め、「動かしがたい事実」を早期に把握することが重要である。

また、発見した盛土等に他法令の規制が関係する場合には、当該法令においても行政対応が必要となる場合があるため、当該法令を所管する部局と連携し、必要な情報や資料の共有を行うとともに、合同で立入検査を行うことが効果的な場合には、連携して対応する必要がある。

現状把握の手順については、図 2.1 を参照されたい。

① 緊急対応の検討

違反性・危険性の疑いのある盛土等が確認された場合は、まず、緊急対応の必要性を検討する。具体的には、対象となる盛土等の状況と人的被害のおそれを把握し、「すでに大規模崩壊している又は崩壊しかけている状態（変状の範囲が変形し崩壊しかけている又は崩壊に至っており土砂が危険な状態）であり、人的被害のおそれが想定され、災害発生に対して切迫性の高いもの」である場合は、迅速な緊急対応が必要と判断し、規制対象規模への該当性や工事稼働状況等の現状把握を行い、速やかに周辺住民等への周知等のソフト対応や応急対策工事等のハード対応を行う。なお、規制対象の該当性は測量等の精緻なものである必要はなく目視等で該当すると判断すれば良い。

緊急対応の方法については、3章を参照されたい。

② 処分の検討

緊急対応の必要がない盛土等においては、その後の行政処分等の必要性を判断するために、発見した盛土等の「許可対象への該当性」を把握する。許可対象に該当すると判断した盛土等について、不法盛土等に該当するか否かを判断するため「違反性の判断」、許可対象ではない盛土等（区域指定前に工事着手した盛土等、工事着手時期が不明な盛土、特定盛土等規制区域における届出対象の盛土等など）に該当した盛土等については、「危険性の判断」を行い、監督処分や改善命令等の必要性を判断する。併せて、盛土等に関する工事の施行状況や処分等の相手方の情報を把握するため当該盛土等の関係者等の基礎情報についても取得する。具体的な行政処分の要件や方法については、4章、5章を参照されたい。

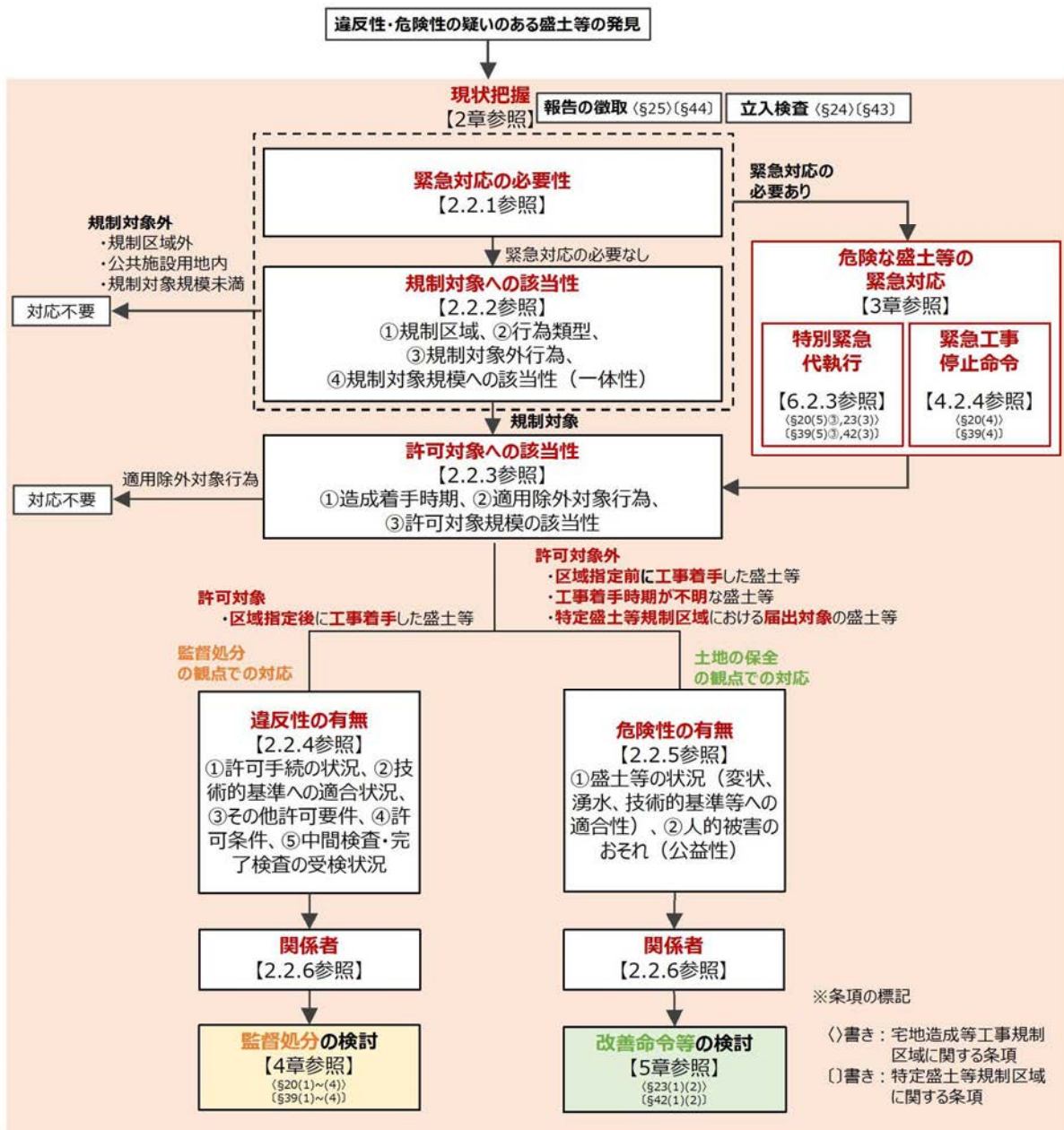


図 2.1 現状把握手順

2.2 把握すべき事項

現状把握にあたっては、まず、緊急対応の必要性を把握するほか、行政処分等の対象であるかどうかを確認するため、規制対象や許可対象への該当性、違反性・危険性の有無を把握するとともに、行政処分等の相手方の特定等のため、関係者を把握する。

また、把握にあたっては、法に基づく立入検査や報告徴取のほか、机上調査や関係者への聞き取り調査等を活用する。

具体的な、把握事項は、以下のとおりである。

2.2.1 緊急対応の必要性

違反性・危険性の疑いのある盛土等が確認された場合、まず、緊急対応（応急対策工事の実施や周辺住民等への周知等）の必要性の有無を確認する。立入検査等により、盛土等の状況が、「すでに大規模崩壊している又は崩壊しかけている（土砂は崩落していないが、変状規模が大きく、かつ一部崩壊しているようなもの）状態であり、人的被害のおそれが想定され、災害発生に対して切迫性の高いもの」である場合は、2.2.2 規制対象に該当するか確認した上で、迅速な緊急対応が必要と判断し、速やかに緊急対応を行う。緊急対応が必要な盛土等の判断方法、周辺住民への周知方法、応急対策工事の内容、他部局との連携内容については3章を参照されたい。

2.2.2 規制対象への該当性

基礎情報として、発見された盛土等が本法の規制対象行為に該当するか否かを判断するため、以下の指標に基づき把握する。なお、許可申請・届出がされている場合は、その資料を確認することをもって把握可能である。

(1) 規制区域

盛土等が本法の定める届出制・許可制の下で規制対象に該当するか判断するため、公表されている規制区域を確認し、規制区域の範囲内か否かを把握する。

(2) 行為類型

許可申請・届出内容及び行為者や土地所有者等への報告徴取・立入検査により、「盛土」なのか「土石の堆積」なのかを把握する。行為類型によって、違反性や危険性の判断指標（規制対象規模や技術的基準）が異なるため、どちらに該当するかを適切に判別し、違反性や危険性を判断する必要がある。なお、「土石の堆積」と判別された場合は、「土石の堆積」が放置され不法・危険盛土等とならないよう、許可・届出時や工事施行中に適切に管理されていることを確認し、必要に応じて行政対応を行う必要がある。具体的な対応方法については第3編 8.4を参照されたい。なお、無許可又は無届で工事関係者を確知できず放置されている場合は、「盛土」と判断して差し支えない。

(3) 規制対象外行為

本法では、法第2条第1号に定める公共施設用地において行う盛土等は規制対象外であるため、当該行為に該当するか確認する。

第3編 不法・危険盛土等発見時の行政対応

公共施設用地とは、道路（林道を含む）、公園、河川、砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設、雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第2条第2項に規定する防衛施設、国又は地方公共団体が管理する学校・運動場・緑地・広場・墓地・廃棄物処理施設・水道・下水道・営農飲雑用水施設・水産飲雑用水施設・農業集落排水施設・漁業集落排水施設・林地荒廃防止施設・急傾斜地崩壊防止施設を指す。

(4) 規制対象規模への該当性

盛土等が本法の定める届出制・許可制の下で、規制対象の要件に該当するか否かを判断するため、測量や机上調査により規模（高さ・面積）や形状（勾配）を把握する。当該盛土等が、規制対象規模に該当する場合は、本法に基づく行政処分の対象となる。なお、緊急対応が必要な盛土等について規制対象規模への該当性を把握する場合には、規制対象の該当性は測量等の精緻なものである必要はなく目視等で該当すると判断すれば良い。当該盛土等が、規制対象規模を満たさず、本法に基づく行政処分の対象とはならない盛土等であっても、今後、工事の継続等により規制対象規模を超える可能性もあるため、状況を注視するとともに、不法・危険盛土等とならないよう、未然防止を図る趣旨から工事主等に本法の規制内容の周知を図るなど、適切に行政指導を行うことが望ましい。

また、規制対象規模未満の盛土等を繰り返し行い、規制を回避する行為等が認められた場合には、盛土等の一体性を検討の上、それらの盛土等を合算した規模で規制対象規模に該当するか判断する。一体性の判断方法及び行政対応方法は、第3編 8.5を参照されたい。

2.2.3 許可対象への該当性

発見された盛土等が本法の許可対象行為に該当するか否かを判断するため、以下の指標を把握する。なお、許可申請・届出がされている場合は、その資料を確認することをもって把握可能である。

(1) 造成着手時期

造成着手時期が規制区域の指定後か前かによって、許可対象行為への該当性の判断が異なるため、造成着手時期を把握する。造成着手時期は、関係者への聞き取りのほか、区域指定直後の衛星画像等との比較により確認することが考えられる。

(2) 適用除外対象行為

法第12条第1項〔法第27条第1項、第30条第1項〕に規定する許可の「適用除外対象行為」に該当するか確認する。「適用除外対象行為」のうち、他の法令の許可を受けている盛土等に該当する場合は、許可権限を所管する部局へ情報を提供する。なお、適用除外対象行為については、許可対象から除外される行為となるため、監督処分の対象とはならないが、危険な場合には改善命令の対象になり得る。

適用除外対象行為とは、法第12条第1項〔法第27条第1項、第30条第1項〕に規定する「災害の発生のおそれがないと認められるもの」として政令で定める工事である。（表 2.1 参照）

表 2.1 適用除外対象行為

政令	○ 鉱山保安法	鉱物の採取（鉱業上使用する特定施設の設置に係る工事等）
	○ 鉱業法	鉱物の採取（認可を受けた施業案の実施に係る工事等）
	○ 採石法	岩石の採取（認可を受けた採取計画に係る工事等）
	○ 砂利採取法	砂利の採取（認可を受けた採取計画に係る工事等）
省令	○ 土地改良法	土地改良事業（農業用排水施設の新設等）、土地改良事業に準ずる事業
	○ 火薬類取締法	火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等
	○ 家畜伝染病予防法	家畜の死体等の埋却
	○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の処分等
	○ 土壤汚染対策法	汚染土壌の搬出又は処理等
	○ 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法	廃棄物又は除去土壌の保管又は処分
	○ 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事	
	○ 国、地方公共団体、次に掲げる法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事	
	・地方住宅供給公社	
	・土地開発公社	
・日本下水道事業団		
・独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構		
・独立行政法人水資源機構		
・独立行政法人都市再生機構		
○ 次に掲げる土石の堆積に関する工事		
・土石の堆積を行う土地の面積が 300 m ² を超えないもの		
・土石の堆積に関する工事のうち、高さ 2 m 以下であって、盛土又は切土をする地盤面標高の差が 30 cm（都道府県等が規則で別に定める場合はその値）を超えない盛土又は切土をするもの		
・工事の施行に付随して行われる土石の堆積であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に一時的に堆積するもの		

(3) 許可対象規模の該当性

盛土等が法第 12 条第 1 項〔第 30 条 1 項〕に規定する許可対象の要件に該当するかを判断するため、測量や机上調査により規模（高さ・面積）や形状（勾配）を把握する。

許可対象規模を満たさず、監督処分の対象とはならない盛土等であっても、今後、工事の継続等により許可対象規模を超える可能性もあるため、必要に応じて状況を注視するとともに、不法・危険盛土等とならないよう、未然防止を図る趣旨から工事主等に本法の規制内容の周知を図るなど、適切に行政指導を行うことが望ましい。

また、許可対象規模未滿の盛土等を繰り返し行い、規制を回避する行為等が認められた場合には、盛土等の一体性を検討の上、それらの盛土等を合算した規模で規制対象規模に該当するか判断する。一体性の判断方法及び行政対応方法は、第 3 編 8.5 を参照されたい。

2.2.4 違反性の有無

許可対象に該当すると判断した盛土等について、不法盛土等に該当するか否かを判断するため、以下の指標を把握する。具体的には、許可手続の状況や、技術的基準への適合状況等を確認する。

(1) 許可手続の状況

許可手続状況を確認し、許可を受けている盛土等か否かを確認する。無許可盛土の場合は、現場での確認において参考となる書類が無いため、基礎情報である規制対象規模等の該当性と行為者や土地所有者等の関係者を事実認定することが重要である。

(2) 技術的基準への適合状況

盛土等の状況が、許可の際の技術的基準に適合しているか否かを把握する。具体的には立入検査や報告徴取により得られた提出書類等から技術的基準に適合しているか確認する。許可された盛土等の場合は、申請時に提出された資料をもとに申請内容と工事内容に相違がないかを確認する。

(3) その他許可要件

許可を受けている盛土等について、資力・信用や工事施行者の能力、土地所有者等の同意について、虚偽申請等が疑われる場合は、偽りその他不正の有無を把握する。具体的には、申請内容と報告徴取等により得られた事実関係を確認することが考えられる。

(4) 許可条件

工事の施行の状況等から許可時に付した条件への違反の該当性を確認する。

(5) 中間検査・完了検査・完了確認の受検情報

中間検査又は完了検査（宅地造成又は特定盛土等の場合）、完了確認（土石の堆積の場合）の受検状況や検査・確認結果等を確認する。

【参考】地方公共団体における違反性の判断事例

盛土等条例の許可を受けずに土砂埋立て等を行った事案

県は住民から相談を受け、当該地の現地調査を開始した。当初、盛土等条例の許可対象規模未満の土砂埋め立て行為であったが、月1回程度現地調査を実施し、許可対象規模を超えた時点で盛土等条例の規定に違反した盛土行為を実施しているとして許可申請を行うよう指導を実施した。しかし、行為者が指導に従わなかったため、中止命令、復旧命令を行った。

盛土面積は、行政職員により測量器具（光波）を用いて実測するほか、月に1回程度ドローンによる写真撮影を実施した。

過去に別の行為者によって埋立てられた箇所もあったため、当該地で行為者本人が土砂を搬入していた箇所規制対象規模を超えたことを確認した上で違反行為の現認を行った。

盛土土量の算出のため、地山が露出している部分から元地盤の高さを判断し、想定断面を作成した。その後行為者本人を同行させて現場検証を行い、本人の証言を基に元地盤高さを修正した。

2.2.5 危険性の有無

許可対象ではない盛土等（区域指定前に工事着手した盛土等、工事着手時期が不明な盛土等など）は、「盛土等の状況」と「人的被害のおそれ」から、危険性や公益性の程度により改善命令等の要件に該当する危険盛土等か否かを判断する。判断に当たっては、立入検査等により現場の状況を把握するとともに、必要に応じて報告徴取により地盤調査結果や安定計算結果、災害防止措置の構造図面等を行為者から徴取することもできる。危険性の判断基準は土地の形質変更と土石の堆積で指標が異なるため、どちらに該当するかを判断した上で検討すること。

(1) 土地の形質変更

a) 盛土等の状況

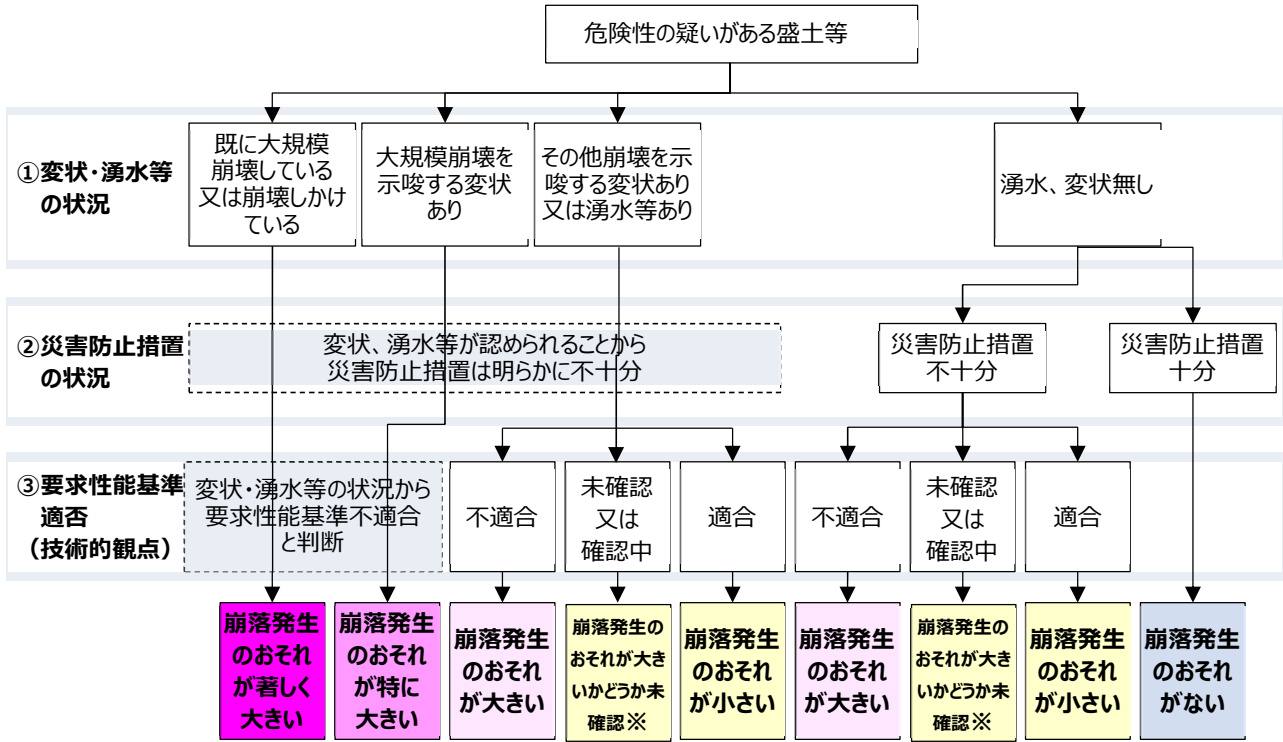
盛土等の状況は、①変状・湧水等の状況、②災害防止措置の状況、③要求性能基準適否（技術的観点）から盛土等の崩落発生のおそれの程度を判断する。判断フローを図 2.2 に示す。

「①変状・湧水等の状況」は、現地において変状の程度や湧水の有無を外形上から判断し、「既に大規模崩壊している又は崩壊しかけている」、「大規模崩壊を示唆する変状あり」、「その他崩壊を示唆する変状あり又は湧水等あり」、「湧水、変状無し」に分類する。

「②災害防止措置の状況」は、擁壁や排水施設等の災害防止措置が十分であることを外形上から判断する。災害防止措置が不十分の状態は、災害防止措置が必要であるにもかかわらず設置されていない状態、著しく不完全で機能していない状態、技術的基準又はこれに準ずる水準（技術的基準が求める性能基準）に照らして適合していない状態を指す。なお、①の変状・湧水等の状況が「既に大規模崩壊している又はしかけている」又は「大規模崩壊を示唆する変状あり」「その他崩壊を示唆する変状あり又は湧水等あり」に該当する盛土等は、その状態から災害防止措置は明らかに不十分であると推認できる。

「③要求性能基準適否（技術的観点）」は、地盤調査や安定計算等を行い盛土のり面や擁壁等が要求性能基準等に適合しているかを判断する。なお、①変状・湧水等の状況が、「既に大規模崩壊している又は崩壊しかけている」又は「大規模崩壊を示唆する変状あり」に該当する盛土等は、その状態から要求性能基準に照らして明らかに不適合と推認できる。

上記①から③の判断指標により、崩落発生のおそれは「崩落発生のおそれが著しく大きい」から「崩落発生のおそれがない」の6つに分類できる。なお、「崩落発生のおそれが大きいかどうか未確認」に該当する盛土等は、要求性能の判定に必要な調査が未実施又は実施中であり、盛土等の状況を客観的に判断ができていない暫定的な状態であるため、早期に要求性能基準への適合性を判断する必要がある。



※暫定的な判断であり「崩落発生のおそれが大きいかどうか未確認」であることから早期の要求性能基準適否の判断が必要。

図 2.2 盛土等の状況（土地の形質変更）

b) 人的被害のおそれ

人的被害のおそれは、盛土等が崩落した場合に人的被害があるか否かを判断する。本法における「人的被害」とは、盛土等に伴う災害による生命及び人体への被害をいう。

人的被害のおそれは、表 2.2 に示すとおり、「技術的観点から盛土等の崩落による人家等への被害が想定される」、「現時点では人家等への被害は想定されないが、将来的な土地利用の変化等により被害が懸念される」、「被害が懸念されない」の3つに区分される。

技術的観点から盛土等の崩落による人家等への被害を想定するための具体例としては、地形図等から盛土等が崩落した場合に人的被害のおそれがある離隔を想定し、その範囲に保全対象があるかで判断する方法がある。なお、本法における「保全対象」とは、人が居住し、又は活動を日常的に行う蓋然性の高い人家や施設等の存する土地、人が日常的に往来する蓋然性の高い道路等の公共施設、及びその他盛土等に伴う災害から人命を守るため保全する必要のあるものをいう。

「影響を及ぼし得る範囲」は、盛土等のタイプより表 2.3 の目安を参考に想定するほか、想定が難しい場合は幅広く設定されたい。なお、特に腹付け盛土のように、傾斜地盤への盛土については、規模の大きい盛土や、崩壊土砂の含水状態が増加すると想定される場合（盛土材が火山灰や軽石など水を含む土粒子の場合など）、盛土等の下流にため池や河川等がある場合などは、下記の目安以上に土砂が流出する可能性があるため、範囲の検討に際しては下流の地形も踏まえて慎重に設定すること。

表 2.2 人的被害のおそれ（土地の形質変更）

	想定される	懸念される	懸念されない
被害の状況	技術的観点から盛土等の崩落による人家等への被害が想定される ● 人家等の保全対象の被害 ● ため池や河川等に崩落し二次被害	現時点では人家等への被害は想定されないが、将来的に被害が懸念される ● 将来的な土地利用等の変化 ● 盛土規模の増大による想定被害範囲の拡大	被害が想定されない

表 2.3 人的被害のおそれがある離隔（参考）^{3) p.111}

分類	定義	人的被害のおそれ（保全対象との離隔）	模式平面図	模式断面図
平地盛土	地盤勾配 1/10 (5.7°) 未満になされた盛土	$L \leq 2H$ L：人的被害のおそれがある距離 H：盛土高		
谷埋め盛土	<谷埋め盛土全般> 溪床勾配 2°以上を示す谷地形（0次谷を含む）になされた盛土 <渓流等における盛土> 溪床勾配 10°以上を示す谷地形（0次谷を含む）になされた盛土	（溪床勾配） $\geq 2^\circ$ の区間（2°は土石流の堆積区間の下限勾配）		
腹付け盛土	ア) 谷地形以外の斜面になされた盛土 イ) 渓流内の谷壁斜面等の谷地形以外の斜面になされた盛土	ア) $l \leq 5h$ ※ h：盛土のり肩までの高さ l：盛土のり肩から下方の水平距離 イ) ア)と同様。l以内に溪床が存在する場合は溪床勾配 2°以上の区間	ア) イ)	ア) イ)
切土	高いところの土砂を削り取り、平らな地盤面やのり面を形成すること	$L \leq 2H$ L：人的被害のおそれがある距離 H：切土高		

c) 危険性の判断

「盛土等の状況」と「人的被害のおそれ」から、表 2.4 により災害発生のおそれを判断する。

「災害発生のおそれが著しく大きい」に該当する盛土等は、速やかに緊急対応を行う。詳細は「第3編 3章危険な盛土等の緊急対応」を参照すること。

「災害発生のおそれが特に大きい」から「災害発生の可能性あり」に該当する盛土等は、改善命令・勧告の対象となり得るため、5章を参照し適切に行政処分等をおこなうこと。

「災害発生の可能性なし」に該当する盛土等は、本法に基づく行政処分等の対象とはならないが、引き続き変状等の発生の有無を経過観察することが望ましい。

表 2.4 危険性判断基準（土地の形質変更）

		盛土等の状況					
		崩落発生のおそれが著しく大きい (既に大規模崩壊している又はしかけており、明らかに要求性能基準に不適合)	崩落発生のおそれが特に大きい (大規模崩壊を示唆する変状があり、明らかに要求性能基準に不適合)	崩落発生のおそれが大きい (調査の結果、要求性能基準に不適合)	崩落発生のおそれが大きいかどうか 未確認※ (要求性能基準の判定に必要な調査が未実施又は実施中であり、盛土等の状況を客観的に判断ができていない)	崩落発生のおそれが小さい (要求性能基準に適合しているが、災害防止措置は不十分)	崩落発生のおそれがない
人的被害のおそれ(公益性)	想定される (技術的観点から盛土等の崩落による人家等への被害が想定される)	災害発生のおそれが著しく大きい 改善命令 (命ずるとまがない) ↓ 特別緊急代執行 (緊急対応)	災害発生のおそれが特に大きい 改善命令	災害発生のおそれが大きい 改善命令	災害発生の可能性あり 勧告		
	懸念される (現時点では人家等への被害は想定されないが、将来的な土地利用の変化等により被害が懸念される)					災害発生の可能性なし 経過観察	
	懸念されない	なし 経過観察					

※暫定的な判断であり「崩落発生のおそれが大きいかどうか未確認」であることから早期の要求性能基準適否の判断が必要。

(2) 土石の堆積

a) 土石の堆積の状況

政令で定める技術的基準への適合状況を判断する。判断項目は、①土石を堆積する土地（空地を含む）の地盤の勾配が適合しているか、②土石の堆積周辺の空地が十分もしくは空地を設けない場合の措置が適合しているかを判断する。

b) 人的被害のおそれ

想定される影響範囲内に人家等があるか否かを判断する。

c) 危険性の判断

「土石の堆積の状況」と「人的被害のおそれ」から、表 2.5 により災害発生のおそれを判断する。

「土石の堆積の状況」が、政令で定める技術的基準の項目のうち、①若しくは②に該当し、「人的被害のおそれ」が、想定される影響範囲に保全対象がある場合には改善命令、土石の堆積が崩れた場合に敷地内から土石が流出するおそれがある場合には「勧告」の対象となり得るため、5章を参照し適切に行政処分等をおこなうこと。

表 2.5 危険性判断基準（土石の堆積）

	危険性判断項目	判断の目安
土石の堆積の状況	①土石を堆積する土地（空地を含む）の地盤の勾配	1/10 以上（地盤勾配が急と判断）
	②土石の堆積周辺の空地（若しくは空地を設けない場合の措置）	堆積する土石の高さ又は堆積する土石の高さの2倍を超える幅の空地が不十分（若しくは堆積する土石の高さを超える鋼矢板、土質等に応じた安定勾配等）
	【参考】 地表水等の浸透による緩み等が生じない措置	（側溝等の設置なし）
人的被害のおそれ （公益性）	事業地周辺の人家等の状況	想定される影響範囲内に保全対象がある※ 災害発生のおそれが大きい改善命令

※①若しくは②に該当し、現時点では人家等への被害は想定されないが、将来的な土地利用の変化等により被害が懸念される場合は「勧告」を行う。

【参考】地方公共団体における危険性の判断事例

立入検査を実施し、災害発生のおそれが大きいと判断された事案

地震発生後に隣接地住民の通報により、宅地擁壁の変状が確認された。宅造技術基準に準じた工法で施工することを指導及び勧告していたが、土地所有者の資金不足のため是正が行われていなかった。その後、行政職員による立入検査を実施し、目視確認により敷地内の腐葉土、樹木の生長、石積擁壁の空隙・はらみだし、コンクリート擁壁のひび割れ・沈下を確認、災害発生のおそれが著しいと判断した。加えて、当該地は公道に面しており、擁壁の倒壊により第三者被害が想定されたため改善命令を発出したが、命令に従わなかったため行政代執行を行った。

2.2.6 関係者

行政処分や報告徴取等をする場合の相手方の特定等のため、関係者を把握する必要がある。特定方法は、関係者の種類や、許可の状況、施行状況等により異なることに留意する必要がある。なお、盛土等の施行に関わる契約関係等により本法における関係者の位置付けが異なる。よって、処分等の相手方への該当性が変わってくるため（詳細は第1編参照）、可能な限り把握に努められたい。

(1) 工事主

- ・ 請負契約書等の確認
- ・ 土地所有者、周辺住民、現場の工事業者（請負人等）への聞き取り調査
- ・ 現地における確認（工事中の場合）
- ・ 監視カメラの確認（工事中の場合）
- ・ 許可証の確認（許可を受けた盛土等の場合）

(2) 請負人（下請人を含む。）、現場管理者、工事に従事する者

- ・ 請負契約書等の確認
- ・ 土地所有者、周辺住民への聞き取り調査
- ・ 当該工事に従事していた事実を示す書類等の確認
- ・ 現地における確認（工事中の場合）
- ・ 監視カメラの確認（工事中の場合）

(3) 原因行為者

- ・ 工事を行ったことを示す書類等の確認
- ・ 土地所有者、周辺住民への聞き取り調査
- ・ 現地における確認（工事中の場合）
- ・ 監視カメラの確認（工事中の場合）

(4) 土地所有者

- ・ 不動産登記簿情報による登記名義人の確認
- ・ 住民票情報や戸籍謄本等による登記名義人や相続人の存否及び所在の確認
- ・ 周辺住民への聞き取り調査

(5) 土地の占有者、管理者

- ・ 土地所有者、周辺住民への聞き取り調査
- ・ 衛星写真、ドローン、監視カメラによる確認
- ・ 賃貸借契約書等の確認

2.3 立入検査

立入検査は、本法による行政処分等を行うために必要がある場合に、法第24条〔法第43条〕に基づき盛土等に関する工事が行われている土地へ立ち入り、当該土地や当該土地において行われている工事の状況を検査するものであり、現場での事実認定を行うための有効な手段であることから積極的に活用されたい。

盛土規制法に基づく立入検査は、相手方に拒否された場合にその抵抗を排除するまでの実力の行使は認められていないが、他方、間接強制調査によって適正かつ円滑な立入検査の実施を確保することが法の趣旨であるから、立入検査の正当性と立入検査を拒否された場合又は妨害等をされた場合には刑罰（法第56条第4項）が科され得る旨を伝え、それでもなお立入検査の拒否又は妨害等をされた場合には、警察への告発を検討するなど、厳正に対処されたい。

2.3.1 立入検査の要件

立入検査は、法に基づく権限の行使に必要がある場合に行うものであり、宅地造成等に関する工事の許可（法第12条第1項・法第16条第1項）、中間検査合格証又は完了検査検査済証の交付（法第17条第1項若しくは第4項・法第18条第1項）、監督処分（法第20条第1項から第4項）、及び改善命令（法第23条第1項若しくは第2項）に関する権限を行使するために必要な場合に適宜実施されたい。立入検査を実施した結果、監督処分、改善命令等に至らない場合であっても、立入検査の有効性には影響がなく、立入検査が必要な場合には、躊躇なく実施されたい。

また、改善命令を行うかどうかを決定するために立入検査した結果、勧告する場合もあることから、勧告前の立入検査はもとより可能である。

2.3.2 立入検査内容

実施可能な検査内容は、当該土地の測量による地積、勾配等の検査、圧密等による土質の検査、コンクリート強度試験による材料検査、その他現況観察検査等のほか、ボーリングによる検査や掘削調査についても実施可能である。

なお、立入検査を実施する「その職員」には、職員が検査を実施するにあたり必要な専門の委託業者も含まれる。

2.3.3 立入検査に関する罰則規定

立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は法第56条第4項に基づく罰則が適用される。それぞれ立入検査を受ける者の言動等によって、立入検査ができない又は困難な状況にさせた場合がこれに該当する。「拒み、妨げ」とは、相手方が何らかの積極的行為に出た場合、「忌避」とは、積極的拒否や妨害がなくても実質的に立入検査ができない状態を生じさせたと判断される場合を指すが、立入検査の円滑な執行に妨げになる行為を網羅する趣旨で記載されているので、立入検査の円滑な執行を阻害する状況について、現場の状況を勘案して適切に判断されたい。

刑罰は、懲役の場合は1年以下、罰金は300万円以下が適用される。

2.3.4 留意事項

(1) 立入検査の同意及び通知の必要性

立入検査を行う際、実施可能なボーリング調査を含め、法律上は事前の通知や同意を必要としない。なお、トラブル防止のため、土地所有者等へ事前の通知を行うことも考えられるが、災害防止のため必要な場合には、事前に通知を実施することなく立入検査を実施して差し支えない。

災害防止のため必要な場合には、事前に通知を実施することなく、立入検査を実施して差し支えない例として以下が想定される。

- 不法・危険盛土等があることが疑われる場合
- 所有者不明土地など土地所有者等の特定が困難な場合
- 事前に通知をすると証拠が隠滅され、効果的に立入検査が実施できないおそれがある場合

(2) 立入検査時の写真・動画撮影の可否

立入検査の目的を達成するために、必要な範囲において、かつ相当な方法で写真・動画撮影を行うことは許される。

<撮影を可能とする条件>

- 「当該土地又は当該土地において行われている宅地造成等に関する工事の状況」を客観的な資料として保存する必要があること
- 土地や現場の工事の状況を撮影すること
- 撮影の対象は土地や工事の状況（工事関係者含む）とし、周辺住民の容姿や付近の住宅等の内部（個人の部屋の様子や個人の行動等）が映り込まないようにプライバシーに配慮すること

(3) 立入検査におけるドローン調査の可否

立入検査での当該土地におけるドローンによる調査は、同意や事前通知等、通常の立入検査と同様の取扱いとし、立入検査は間接的に調査の同意を強制する性質を有しているとともに、目的を達成するために必要な範囲において写真・動画撮影が可能である。なお、ドローン調査を行う場合には、必要に応じて航空法の手続きを行い、迷惑防止条例に配慮の上実施する必要がある。

航空法の手続きについては以下を参照されたい。

国土交通省航空局：「無人航空機（ドローン、ラジコン機等）の安全な飛行のためのガイドライン」
令和4年6月20日

(4) 立入検査における身分証明書の携帯

立入検査においては、身分証明書の携帯が必要である。身分証明書については、「法令の規定に基づく立入検査等に係る身分証明書の統合について」（令和3年10月22日付内閣官房行政改革推進本部事務局事務連絡）に基づき、統合様式を用いることが可能となっているため、必要に応じて活用されたい。

2.4 報告徴取

報告徴取は、土地又はその土地で行われている盛土等行為に対して、工事の状況について報告を求め現状の把握を行い、違反性及び危険性を判断するために実施する。

報告徴取は、盛土等の状況や計画等の把握、契約書などの施行関係書類等による関係者の特定に有効である。個別事案ごとに口頭・書面等適切な方法を検討の上、確実な記録化に努める必要がある。告発を見据えた資料収集等、確実に事実認定する必要がある場合は、口頭で行った場合であっても、後に書面で行うことが望ましい。参考として報告徴取の様式を参考資料○に示す。

なお、報告徴取は、確実な事実認定を行うため、行政指導として行うのではなく、罰則規定の適用があるなど法的効果を伴う法第25条〔法第44条〕に基づき行う必要がある。「報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき」には刑罰（法第58条第5号）が科されることを伝えた上で、それでもなお報告徴取に応じない場合は、立入検査の場合と同様に警察への告発を検討するなど、厳正に対処されたい。

2.4.1 報告徴取の趣旨・実施要件

規制区域内の土地における盛土等に伴う災害の防止は、都道府県知事等の責務でもあり、そのため、災害が生じないように常時現状を把握して監視する必要があることから、報告徴取の権限が認められている。このように報告徴取は、その趣旨から災害発生の防止のため広く必要な場合に実施するものである。

2.4.2 報告徴取可能な相手方

報告徴取が可能な相手方は、「規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者」である。「所有者」が盛土等の存在を把握していない場合であっても、報告徴取は可能である。「管理者」とは、当該土地を管理する者を広く意味し、所有者、占有者と重なることもある。

「占有者」は、「盛土等が行われている土地を事実上支配する者」であって、当該土地における盛土等の工事に関わる者や工事後に土地を使用している者などを指す。

現に施行中の工事においては、「工事主」「工事施行者」も含め、盛土等の工事に関わる者が「管理者」又は「占有者」に該当する（現場作業員がいる場合、作業員を被用者として使用している「雇用主」も盛土等の工事に関わる者に含まれる。）。

工事施行後においては、土地所有者の同意を得ずに盛土等を行った場合であっても、盛土等が放置されたままとなることで、盛土等を施行した「工事主」がその土地を無断で使用し続けていることとなるので、「占有者」に該当するものとして、「工事主」から報告徴取することが可能である。

なお、所有者、管理者及び占有者には該当しないが、雇用主、事業者、その他の関係者等が存在する場合には、工事に係る契約の状況や当該土地での施行状況などについて、実際に工事を行っている者や事業者の契約関係を明らかにするため、所有者、管理者又は占有者から、契約書などの関連情報を徴取することは可能である。

2.4.3 報告徴取の内容

徴取内容は、当該土地又は当該土地において行われている工事の状況であり、具体的には土地の面積及び崖の高さ、勾配その他の現況、擁壁、排水施設及び地滑り抑止ぐい等の構造、規模その他の現況、土地に関する工事の計画及び施行状況が含まれる。また、施行状況には施行関係書類、工事請負契約書

類等も含まれる。

2.4.4 報告徴取に関する罰則規定

法第25条〔法第44条〕「報告の徴取」の規定による「報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき」には、法58条第5号に基づき、罰則が科せられる。

「報告をせず」とは、報告を求めたにも関わらず、対象となる土地の所有者、管理者又は占有者が明示的又は黙示的に報告を拒否する場合だけでなく、報告内容に著しい報告漏れがあるなど、意図的かつ実質的に報告を拒否していると判断される場合も含まれる。「虚偽の報告」とは、客観的に判断して真実又は真正でないことについて主観的な認識があることであり、当該認識の下に真実又は真正でない報告をすることをいう。

刑罰は、懲役の場合は6月以下、罰金の場合は30万円以下、法人については罰金30万円以下と規定されている。

2.5 その他の方法

その他の方法として、行政が既に所有している許可時の書類の確認や、一般的に入手できる衛星画像等での机上調査、対象地周辺での聞き取り調査、監視カメラの設置、ドローン調査等がある。

(1) 許可申請・届出書類等の確認

許可申請・届出の有無を把握する。許可を受けた盛土等の場合には、申請書から工事主等の関係者情報や、工事の概要（盛土等の規模、技術的基準への適合内容、工事工程）を把握する。本法における許可・届出がなされていない場合であっても、関連する他法令等で許可・届出手続が行われている場合もあるため、関係部局と連携し資料収集に努めることが望ましい。

(2) 衛星画像等での確認

衛星画像、空中写真、地表面標高をデジタル化した数値標高モデル（DEM）等により、盛土等の造成時期や造成範囲および規模、形状等を把握する。また、危険盛土等の判断において人的被害のおそれを把握することにも有効である。具体的には、盛土等の影響を及ぼし得る範囲を地形図や空中写真等から確定し、その範囲内にある保全対象施設等を確認することができる。

衛星画像、空中写真、数値標高モデル等は、盛土等の規模と各方法の抽出精度等を勘案し合理的な方法を選定する必要がある。詳細は2編2.4表2.2、表2.3を参照されたい。

(3) 周辺住民等への聞き取り

周辺住民等に対し、盛土等の施行状況、造成着手時期、関係者、土砂等を搬入している運搬車（トラック等の車両情報、運搬頻度）等の情報を聞き取ることも有効である。工事が行われている場合には、必要に応じて情報提供などの協力を求めることも望ましい。

(4) 監視カメラの設置

公道における監視カメラの設置により、盛土等の施行の進捗、関係者、土砂等を搬入している運搬車（トラック等の車両情報、運搬頻度）等の情報を把握することができる。不法盛土等は夜間や早朝に土砂搬入している事例もあるため、常時監視できる方法として有効である。監視カメラを設置する上で、公道以外の場所から撮影する必要がある場合には、周辺住民等へ協力を依頼することも望

第3編 不法・危険盛土等発見時の行政対応

ましい。なお、監視カメラの設置に当たっては、迷惑防止条例に配慮の上実施する必要がある。

(5) ドローン調査

ドローン調査は、経時的な堆積土量の変化を測量により把握することが可能であるため、規制対象規模以上に到達したタイミングを把握し、速やかに行政対応に移行することができる。また、離れた位置から測量することが可能であるため、工事現場が高い塀等で囲われている場合や山間部で全体を把握できない場合、盛土等の危険性が高く立ち入ることができない場合等に有効な方法である。また、通常の測量と比べ、作業に要する時間と人数を削減して対応することができるため、短時間で正確な測量が可能である。なお、ドローン調査を行う場合には、必要となる航空法の手続きを行い、迷惑防止条例に配慮の上実施する必要がある。詳しくは第2編2.4を参照されたい。

3章 危険な盛土等の緊急対応

ポイント

- 緊急対応が必要な盛土と判断された場合には、地方公共団体において速やかに住民等への周知を行うとともに、一時的に崩落等の被害を回避するための応急対策工事を行う。
- 緊急対応の必要な盛土等は、災害防止措置命令を経ず、法第20条5項3号〔法第39条5項3号〕に規定する特別緊急代執行により応急対策工事等を行うことが可能である。

3.1 趣旨

緊急対応は、緊急性を有する盛土等に対して一時的に崩壊等の被害を回避する目的で実施するものである。緊急対応には、周辺住民等への盛土等や避難に関する周知、関係部局との避難体制の構築、盛土等の監視等のソフト対策と応急対策工事を行うハード対策がある。

緊急対応が必要な盛土等は「すでに大規模崩壊している又は崩壊しかけている（土砂は崩落していないが、変状規模が大きく、かつ一部崩壊しているようなもの）状態であり、人的被害のおそれが想定され、災害発生に対して切迫性の高いもの」を指す。

緊急対応が必要な盛土等は、時間的猶予のない状態であるため、速やかに周辺住民等への周知等のソフト対策および応急対策工事等のハード対策を行う必要がある。応急対策工事を行う場合には、本来、行為者による是正措置が望ましいが、緊急対応に該当する場合は災害防止措置を命ずるいとまもないため、命令を経ず、法第20条5項3号〔法第39条5項3号〕に規定する特別緊急代執行により応急対策工事等を行うことが可能である。

なお、当該土地に行為者がいる場合には、許可対象であれば、危険性の度合いから命令の要件に該当することが明らかであるため緊急工事停止命令により、許可対象外又は不明であれば行為者等に対し行政指導により工事停止を促した上で、特別緊急代執行により応急対策工事等を行うことができる。

具体的な工事内容は、可及的速やかに対応を行うことが可能なシート被覆工法等や土のう積工等があり、盛土等の変状の発生の要因を確認した上で、施行迅速性、各工法の機能等を勘案して選定する。基本的に、応急対策工事は一時的に盛土等の崩壊等の危険性を軽減するにすぎないため、その状態で盛土等が放置されないよう、緊急対応と並行し現状把握を行い抜本的な対策工事を命令する必要がある。ただし、応急対策工事で抜本的な災害防止措置まで実施することも可能である。なお、抜本的な災害防止措置により盛土等の安全性が確保できるまでの間は、必要に応じ、監視カメラや定点観測等による現地状況の監視等の体制を構築することも重要である。

緊急対応の必要はない盛土等であっても、危険性が認められる盛土等に該当する場合には、速やかに初動対応を行う。初動対応は緊急対応での初動対策と同様に行う。また、抜本的な対策工事に時間を要するなどの場合は、一時的な崩壊等の被害を回避するため、監督処分もしくは改善命令として抜本的な対策工事だけでなく同措置と同時又は事前に応急対策工事を命令することも可能であるため、必要性について検討されたい。

本章では、緊急対応が必要な盛土等に対する判断方法、緊急対応の流れ、周辺住民等への周知方法等のソフト対策、応急対策工事、他部局等との連携方法を取りまとめた。緊急対応の必要はない盛土等については、応急対策工事、周辺住民等への周知方法について、本章3.4、3.5を参照されたい。

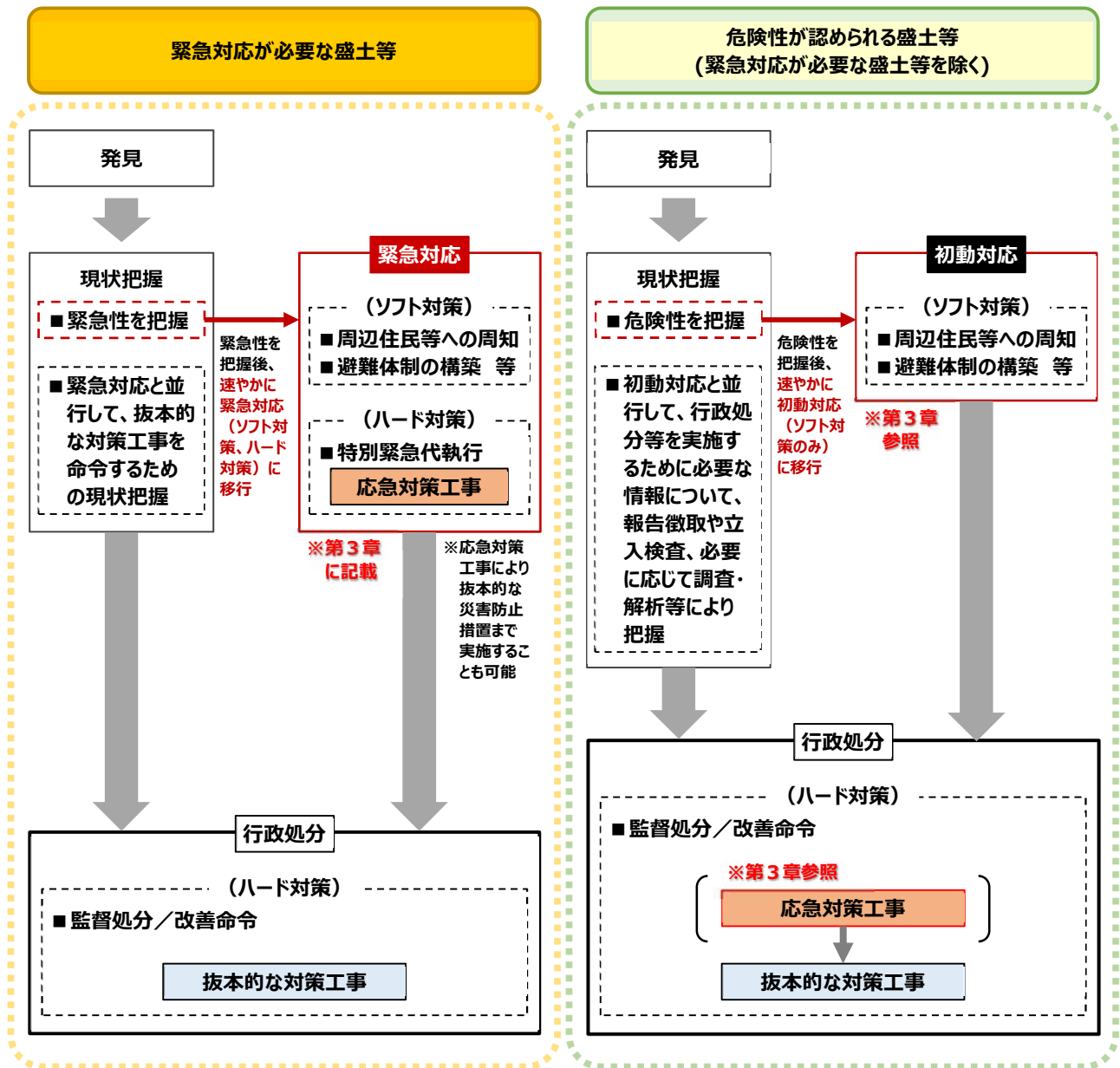


図 3.1 緊急対応の流れ

3.2 緊急対応の流れ

緊急対応が必要な盛土等を発見した場合には、速やかに周辺住民等への盛土等や避難に関する周知、関係部局との避難体制の構築、盛土等の監視等のソフト対策を行うとともに、規制対象への該当性や工事稼働状況の現状把握を行い、その後の緊急対応方法を検討する。

当該土地に行為者がいなければ、速やかに特別緊急代執行により応急対策工事等を行う。

当該土地で現に行業者が工事を施行していれば、行為者等への聞き取り（報告徴取も可能）を行い、許可対象への該当性を確認し、許可対象であれば、まずは緊急工事停止命令を行う。許可対象外又は許可対象か判断できなければ、行為者等に対し行政指導により工事停止を促す。そのうえで、特別緊急代執行により応急対策工事等を行う。

本法の規制対象外の盛土等（規制対象区域外、公共施設用地内の場合等）であった場合は、早期に関係部局間で情報共有し対応を協議する。

緊急対応はあくまでも一時的な措置に過ぎないため、応急対策工事と並行して抜本的な災害防止措置のための行政対応を行う必要がある。

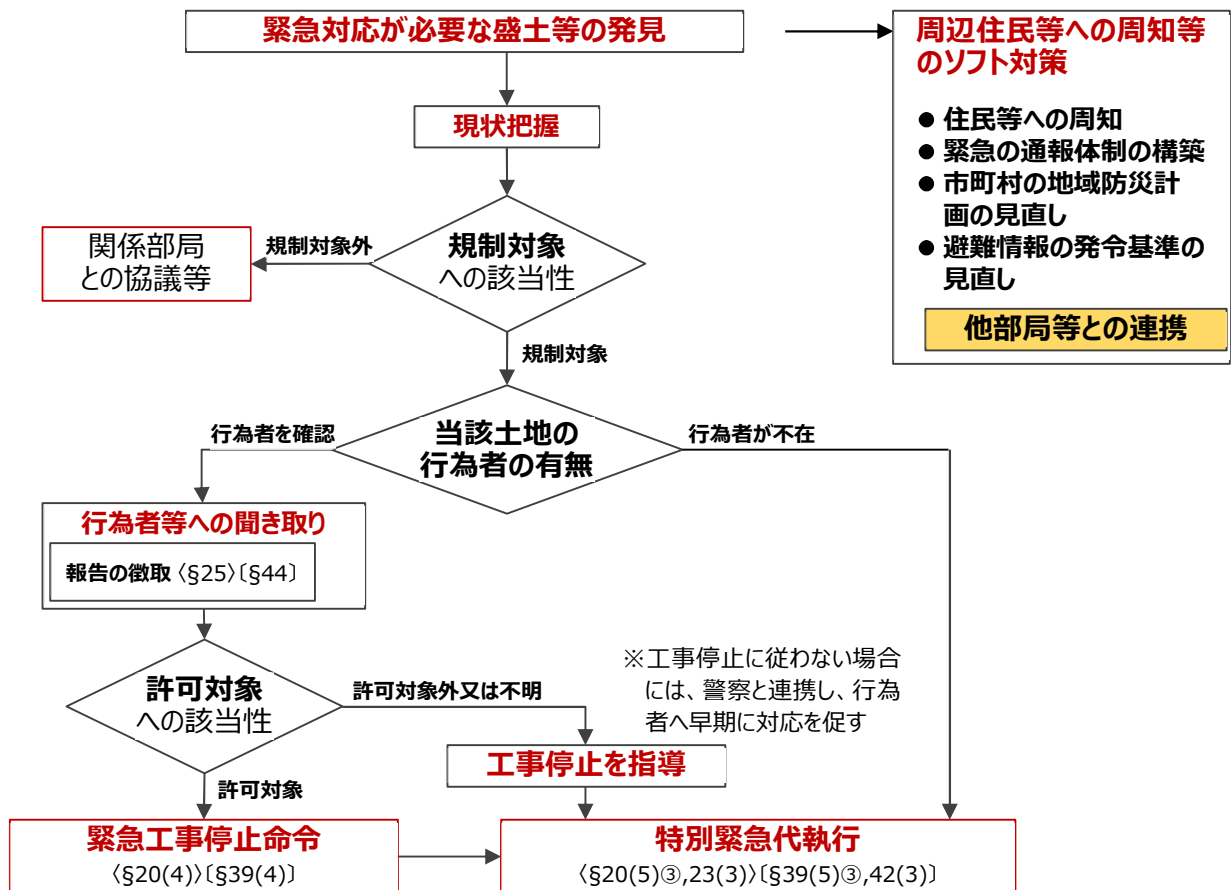


図 3.2 緊急対応の流れ

3.3 緊急対応が必要な盛土

緊急対応が必要な盛土等とは、「すでに大規模崩壊している又は崩壊しかけている（土砂は崩落していないが、変状規模が大きく、かつ一部崩壊しているようなもの）状態であり、人的被害のおそれが想定され、災害発生に対して切迫性の高いもの」を指す。これは、盛土等の変状の規模と人的被害のおそれから判断し、特別緊急代執行により応急対策工事等を行う（工事中の場合については、まずは緊急工事停止命令を行う。）。このような著しく危険性の高い盛土等を発見した場合には、一時的な措置を講ずる必要がある。具体的には、自治体において速やかに盛土等が崩落した場合に影響を及ぼしうる周辺住民に周知等を図るなどのソフト対策や、ブルーシートでの雨水浸透対策や土のう積み工等ののり面安定対策等の応急対策工事等がある。

緊急対応が必要な盛土の判断の目安および具体例を表 3.1、図 3.3 に示す。

表 3.1 緊急対策が必要な盛土等の判断目安

着目点	変状の状態
応急対策が必要と判断する状態	● 既に崩壊が発生し、危険な状態となっている
着目する変状の種類と状態の例	<ul style="list-style-type: none"> ● 規模の大きい亀裂に沿って崩壊が発生して段差が生じており、いつ土砂が崩落してもおかしくない危険な状態となっている。 ● 法肩部で既に崩壊が発生して、崩壊土砂が斜面中腹に残存しており、崩壊の再発や拡大のおそれのある危険な状態となっている。

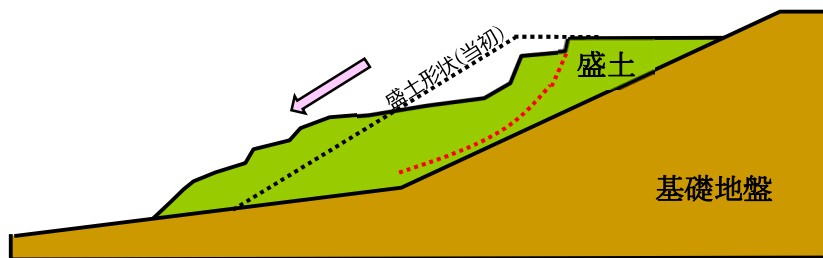


図 3.3 緊急対応が必要な盛土の具体例

3.4 周辺住民等への周知等

緊急対応が必要な盛土等が発見された場合には、地方公共団体において速やかに盛土等が崩落した場合に被害が想定される周辺住民、公共施設管理者等に周知等を図ることが望ましい。また、緊急の通報体制の構築等により盛土の変状等の異常が発生した際や、台風の接近等で大雨による土砂災害の発生が予想される場合に、近隣の住民の迅速な避難につなげる情報を発信する等、行政と住民の情報共有による被害の防止を図ることも重要である。把握した盛土等の情報を踏まえ、市町村の地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しの検討が必要となった場合には、都道府県の関係部局が連携し、市町村等への適切な助言や支援を行うことが望ましい。具体的な方法は次のとおりである。

(1) 周知の対象範囲

周知の対象範囲は、盛土等の崩壊や土石流化により人的被害の想定される範囲とする。人的被害の想定される範囲については、盛土タイプにより表 3.2 の目安を参考に想定するほか、想定が難しい場合は幅広く設定されたい。なお、特に腹付け盛土のように、傾斜地盤への盛土については、規模の大きい盛土や、崩壊土砂の含水状態が増加すると想定される場合（盛土材が火山灰や軽石など水を含む土粒子の場合など）、下流にため池や河川等がある場合については、崩壊土砂が盛土タイプにより想定した対象範囲より広大となる可能性があるため留意する必要がある。

表 3.2 人的被害のおそれがある離隔（参考）^{3) p.111}

分類	定義	人的被害のおそれ (保全対象との離隔)	模式平面図	模式断面図
平地盛土	地盤勾配 1/10 (5.7°) 未満になされた盛土	$L \leq 2H$ L：人的被害のおそれがある距離 H：盛土高		
谷埋め盛土	<谷埋め盛土全般> 渓床勾配 2°以上を示す谷地形（0次谷を含む）になされた盛土 <渓流等における盛土> 渓床勾配 10°以上を示す谷地形（0次谷を含む）になされた盛土	（渓床勾配） $\geq 2^\circ$ の区間 （2°は土石流の堆積区間の下限勾配）		
腹付け盛土	ア) 谷地形以外の斜面になされた盛土 イ) 渓流内の谷壁斜面等の谷地形以外の斜面になされた盛土	ア) $l \leq 5h$ ※ h：盛土のり肩までの高さ l：盛土のり肩から下方の水平距離 イ) ア)と同様。l以内に渓床が存在する場合は渓床勾配 2°以上の区間	ア) イ)	ア) イ)
切土	高いところの土砂を削り取り、平らな地盤面やのり面を形成すること	$L \leq 2H$ L：人的被害のおそれがある距離 H：切土高		

(2) 周知の対象者

人家等の住民、日常的に活動している施設利用者等、上記対象範囲を含む自治会全体、公共施設管理者等がある。

(3) 周知方法

書面配布、看板設置、訪問等の適切な方法により行う。

(4) 情報伝達の内容

① 盛土等の状態

盛土等の位置、および状態（危険度や想定される災害形態）について周知する。

② 避難に関する情報

盛土等が危険な状態となることが想定される気象情報等の取得方法について、周知することが望ましい。例えば、土砂災害情報（気象警報、土砂災害警戒情報等）などが考えられる。ただし、人為的に構築された盛土等の崩壊や土石流化の危険性は、自然斜面で発生する現象より危険性が高いことを含めて周知することが重要である。

【参考となる情報の例】

- 土砂災害のおそれがあるエリアに位置しているかの情報：都道府県が実施し市町村が指定・公表している、「土砂災害危険箇所」又は「土砂災害警戒区域」
- 大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときの情報：都道府県と気象庁共同発表する「土砂災害警戒情報」

③ 盛土等の応急対策工事、動態観測等の情報

盛土等の緊急対策の実施状況や、変状の進展に関する観測状況等について周知を行うことが望ましい。

3.5 応急対策工事

緊急対応が必要な盛土等が発見された場合には、周辺住民等への周知等と並行して、応急対策工事を行う。応急対策工事を行う場合には、本来、行為者による是正措置が望ましいが、緊急対応に該当する場合は災害防止措置を命ずるいとまもないため、命令を経ず、法第20条5項3号〔法第39条5項3号〕に規定する特別緊急代執行により応急対策工事等を行うことが可能である。

応急対策工法は、可及的速やかに対応を行うことが可能なシート被覆工等や土のう積工などがあり、盛土等の変状の発生要因を確認した上で、施行迅速性、各工法の機能等を勘案して選定する。

基本的に、応急対策工事は一時的な盛土等の崩壊等の被害を軽減するだけであり、その状態で盛土等が放置されないよう、応急対策工事を実施した後は原因行為者に対して抜本的な災害防止措置を講ずることを命令する必要がある。

また、盛土等の一部が崩壊しているような場合には、比較的時間を要するものの抜本的な災害防止措置に資する排土工や押え盛土工等も有効である。この場合、改めて原因行為者に対して災害防止措置を命ずるか検討することとなる。

なお、抜本的な災害防止措置により盛土等の安全性が確保できるまでの間は、必要に応じ、監視カメラや定点観測等による現地状況の監視等の体制を構築することも重要である。

第3編 不法・危険盛土等発見時の行政対応

応急対策工事における工法選定表を下表に示す。工法選定にあたっては、政令で定める技術的基準や関連するガイドライン等を参考に決定されたい。

表 3.3 応急対策工事における工法選定表

応急対策区分	応急対策の目的	工法	工法概要	模式図	対応する変状等の状況						施工時の留意点
					一部崩壊が発生	盛土のクラック	肌落ち、ガリ浸食	湧水	表流水流入、湛水	急勾配(のり面保護なし、浸食)	
雨水や地下水の排除	雨水の浸透を抑制する	シート被覆工	ビニールシート等で盛土表面を覆い、盛土への雨水浸透を防止する。		○	○	○			○	人力で安全に敷設できること。
	表流水の侵入を防止する	仮排水工	残流域からの浸入水を土のうや仮排水工で受け止め、盛土内への浸透を防止し、盛土安定性を確保する。						○		大きな管渠を用いる場合は、(バックホウやクレーン等)を配置可能なこと。
	湧水を導いて排水処理する	じゃかご工	地下水位が高く、のり面から湧水があるような場合に、法尻部にじゃかご工などを設置する。						○		のり面に資材を搬入するための仮設道路やモノレール等を設置することができる。材料調達等に時間を要する可能性がある。
盛土のり面自体の安定	崩壊の進行を脚部固定によって抑制する	土のう積み工	盛土に変状が発生した場合、その安定性を向上させるため、盛土尻部に大型土のうを設置する。盛土尻部の補強効果を期待する。押え盛土としての一定の効果も期待できる。		○						盛土周辺に土のうを設置するため、必要となるクレーン等を配置できること。
		じゃかご工・ふんかご工	盛土内の地下水位が高く、盛土に変状が発生した場合、盛土内の地下水を速やかに排水させるため、法尻部にじゃかご工やふんかご工を設置する。押え盛土としての一定の効果も期待できる。		○				○ 湧水を伴う場合		のり面に資材を搬入するための仮設道路やモノレール等を設置することができる。材料調達等に時間を要する可能性がある。
	暫定的に、安定した形状に整形又は、不安定部を除去する	排土工・押え盛土工	盛土に変状が発生した場合、その安定性を向上させるため、盛土上部の排土、盛土尻部に盛土を行う。		○					○	盛土下部や上部に重機(バックホウ等)を配置可能なこと。小規模で仮設的な土工以外は時間を要する。
の盛土崩壊や流出の防護	崩壊土砂の流出を軽減する	崩土切り落し工	盛土に変状が発生した場合、盛土安定性を向上させるため、変状により不安定化した盛土(崩土)を撤去する。		○						盛土のり面に重機(バックホウ等)を配置可能なこと。人力での施工も可能であるが、時間を要する。小規模な撤去以外は時間を要する。
		土のう積み工 防護柵工、ブロック積み工	万一の崩壊発生時に備え、崩壊土砂を防護する防護柵又は大型土のうを盛土下流に設置する。		○		○			○	防護柵や土のうの設置に必要な重機(バックホウやクレーン等)を配置可能なこと。

3.6 他部局等との連携

緊急対応に当たっては、本法担当部局のみならず、荒天時に天候の情報を把握し避難指示等を統率的に指示する危機管理部局や、被害を受けるおそれがある公共施設管理者、避難体制の構築で連携する市町村、その他警察や消防等関係者が連携して対応することが重要である。

また、緊急対応時に迅速に技術的支援を受けるとともに応急対策工事の実施を可能とするため、平常時から協力体制等を構築しておく必要がある。その例として、有識者やコンサルタント事業者、建設会社と事前に協定書を締結することや、地方自治法第167条の2第1項第5号に基づいた随意契約により発注手続きを短縮化するなどの方法が考えられる。

【参考】地方公共団体における緊急対応の判断事例

盛土等条例の許可を受けずに造成された盛土が崩落し、行政代執行により応急対策工事を実施した事例（埼玉県秩父市）

本事案では、盛土等条例の許可を受けずに土砂搬入及び堆積を行っており、勧告及び措置命令を実施していた。その後、土砂が崩落し、崩落した土砂が付近の河川や田畑に流出した。

土砂が河川を閉塞しており、河川の氾濫や土砂の再崩落等が生じるおそれがあるため、応急対策工事として流出した土砂の除却及び大型かご枠の設置などを行った。



崩落後の土砂流出状況



応急対策工事前



応急対策工事後（流出土砂の撤去）

砂防法の許可を受けずに造成された盛土が崩落し、行政代執行により応急対策工事を実施した事例

本事案では、砂防法の許可を受けずに砂防指定地に盛土が造成され、行為者に対して土砂搬入の中止を指導していた。その後、降雨により盛土が崩落し、盛土から流出した土砂が盛土下方を通る国道を閉塞した。国道は交通量が多く影響が大きいため、行政代執行により仮設沈砂池の設置、大型土嚢の設置、ブルーシートによる養生等の応急対策を実施した。なお、道路上に流出した土砂は、道路部局が撤去している。



崩落発生後（国道への土砂流出）



崩落発生後



応急対策工事後（ブルーシートによる養生）



応急対策工事後（大型土嚢）

4章 監督処分

ポイント

- 許可制度上の違反がある場合、災害の発生を招くおそれが高いため、迅速に監督処分を行うことが求められる。
- 不法盛土等の類型ごとに発出可能な行政処分と命令可能な相手方が異なるので、違反内容や工事の進捗状況等を踏まえて、適切な行政処分と相手方を選択する。
- 監督処分を行う場合には、原則としてその内容に応じて聴聞又は弁明の機会の付与の手続を経る必要がある。しかし、緊急の工事停止命令を行う場合、公益上、緊急を要する場合、又は専ら技術的基準の規定に適合しないことを理由として当該基準に従うことを命ずる災害防止措置命令を行う場合には、聴聞又は弁明の機会の付与の手続を省略することが可能である。

4.1 趣旨

法第20条〔法第39条〕は、都道府県知事等が行う監督処分に関する規定である。

本法は、規制区域内の盛土等による災害の防止のため、工事の許可、技術的基準の制定、完了検査、中間検査等、規制区域内における盛土等に関する工事について種々の規制を定めているところ、同規制に違反して工事が施行されてしまうと、災害の発生を招くおそれが高い。そこで、本条は、都道府県知事等が、不正な手段により許可を受けた者又は許可条件に違反した者に対して許可を取り消すとともに（法第20条第1項〔法第39条第1項〕）、実際に違反工事が施行されている場合には、施行の停止や災害防止措置を講じること等を命じることを可能としている（法第20条第2項から第4項〔法第39条第2項から第4項〕）。

法第20条第1項〔法第39条第1項〕は、都道府県知事等が、偽りその他不正な手段により盛土等に関する工事若しくは工事の計画の変更の許可を受けた者又は許可条件に違反した者に対して、当該許可を取り消すことができる旨を定めたものである。都道府県知事等は、不正な手段により許可を受けた又は許可条件に違反したと判断した場合には、速やかに許可を取り消すとともに、既に違反工事が行われている場合には、第2項から第4項の措置を講じ、不法盛土等を予防・是正すべきである。

法第20条第2項〔法第39条第2項〕は、都道府県知事等が、規制区域内において行われている盛土等に関する工事のうち、①無許可工事、②許可条件に違反する工事、③技術的基準の規定に適合していない工事、④中間検査を申請しないで施行する工事について、工事主等に対して、当該工事の施行の停止を命じ、又は相当の猶予期限を付けて災害防止措置を取ることが出来る旨を定めたものである。都道府県知事等は、上記①から④の工事に該当すると判断した場合には、速やかに本項に定める命令を行い、不法盛土等を是正させるべきである。

法第20条第3項〔法第39条第3項〕は、都道府県知事等が、規制区域内の土地のうち、①無許可で盛土等に関する工事が施行された土地、②完了検査を申請しない又は完了検査の結果土地の形質変更に関する工事が技術的基準の規定に適合していないと認められた土地、③土石の除去に関する完了確認を申請しない又は完了確認の結果全ての土石が除去されていないと認められた土地、④中間検査を申請しない土地の形質変更に関する工事が施行された土地について、土地所有者等に対して、当該土地の使用を禁止し、若しくは制限し、又は相当の猶予期限を付けて災害防止措置を取ることが出来る旨を定めたものである。都道府県知事等は、上記①から④の土地に該当すると判断した場合には、速やかに本項に定める命令を行い、不法盛土等を是正させるべきである。

第3編 不法・危険盛土等発見時の行政対応

法第20条第4項〔法第39条第4項〕は、都道府県知事等が、法第20条第2項〔法第39条第2項〕により工事の施行の停止を命じようとする場合において、緊急の必要により弁明の機会の付与を行うことができないときは、上記①から④の工事に該当することが明らかな場合に限り、弁明の機会の付与を省略して、工事主等に対して、工事の施行の停止を命ずることができる旨を定めたものである。都道府県知事等は、本項の要件に該当すると判断した場合には、弁明の機会の付与を省略して、工事の施行の停止を命じ、不法盛土等を是正すべきである。

なお、法第20条第1項から第4項〔法第39条第1項から第4項〕は、各監督処分について、「命ずることができる」と規定しているが、当該監督処分は、不法盛土等を是正し、盛土等に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止又はその被害を最小限に食い止めるため都道府県知事等に認められた権限である。したがって、都道府県知事等は、客観的事実から監督処分を発出する必要があるにもかかわらず、合理的な理由なく権限の行使を怠っている場合には、当該権限不行使が違法と判断される可能性があることに留意すべきである。

また、都道府県知事等は、法第20条第5項から第7項〔法第39条第5項から第7項〕に基づき行政代執行を行うことができる。詳細は第6章を参照されたい。

4.2 監督処分の要件及び命令可能な相手方

法第20条第1項から第4項〔法第39条第1項から第4項〕に定める監督処分の具体的な要件及び命令可能な相手方は、以下に示すとおりである。

命令可能な相手方が複数存在する場合において、法は、監督処分を発出する順位について特段の定めを置いていないため、相手方の一部が所在不明であるなど、相手方全員を特定できていない段階であっても、都道府県知事等は、責任の度合いに関係なく、特定できた者から、順次監督処分を行うことが可能である。なお、土地所有者の取扱いについては、後記4.2.3(2)を参照されたい。

また、都道府県知事等は、当該不法盛土等について一部でも責任が生じていることを確認できれば、いずれの者に対しても、必要な災害防止措置の全てを命令することが可能である。

法第20条第2項から第4項〔法第39条第2項から第4項〕の監督処分に違反した者に対しては、法律上3年以下の懲役又は1000万円以下の罰金に処せられることがある旨(法第55条第1項第4号)を伝え、当該違反行為の抑止を試み、改善が期待できない場合には、刑事手続を執ることを検討すべきである(後記4.3.3で述べるとおり、あらかじめ命令書に記載することもあり得る。)

表 4.1 不法盛土等の類型ごとの発出可能な行政処分と命令可能な相手方

不法盛土等の 類型	定義	発出可能な行政処分				
		許可取消命令 (20条1項 〔39条1項〕)	工事施行停止命 令/災害防止措置 命令 (20条2項 〔39条2項〕)	土地使用制限・禁 止命令/災害防止 措置命令 (20条3項 〔39条3項〕)	工事施行停止命 令(緊急の必要) (20条4項 〔39条4項〕)	
不法 盛 土 等	無許可	許可を受けないで工 事を施行		○	○	○
	虚偽申請	偽りその他不正な手 段により許可取得	○			
	許可基準 違反	許可に付した条件に 違反	○	○		○
	技術的 基準違反	技術的基準に不適 合		○	○	○
	検査未受 検	中間検査や完了検 査等を未受検		○ (中間検査未受検)	○	○ (中間検査未受検)
命令可能な相手方		工事主(許可を受 けた者/条件に反し た者)	工事主/請負人/ 現場管理者	土地所有者、管理 者、占有者/工事 主	工事主/請負人/ 現場管理者/工事 に従事する者	
備考			工事中	工事後	工事中	

4.2.1 許可取消処分について（法第20条第1項〔法第39条第1項〕）

(1) 要件

以下のいずれかの行為に該当すること（法第20条第1項〔法第39条第1項〕）

① 偽りその他不正な手段により許可を受けたこと

許可申請時の申告内容を偽るなど、偽りその他不正な手段を用いて盛土等に関する工事（法第12条第1項〔法第30条第1項〕）又は工事の計画の変更（法第16条第1項〔法第35条第1項〕）の許可を受けることをいう。

例えば、土地の形状、勾配、土質等を偽り、災害の防止上必要な措置を軽減した設計図書を提出して知事の許可を受けた場合、政令で定める資格を有しない者の設計であるにもかかわらず、資格を有する者の名を詐称して許可を受けたような場合^{4p.87}、工事を行うために必要な資力及び信用を詐称した場合、工事を完成するために必要な能力を詐称した場合、又は土地所有者等の同意書を詐称した場合等である。

許可申請時の申告内容と実際の内容が相違する場合には、本要件への該当性を検討すべきである。

② 許可条件に違反したこと

工事の施行に伴う災害を防止するため、法第12条第3項（法第16条第3項において準用する場合を含む）〔法第30条第3項（法第35条第3項において準用する場合を含む）〕に基づき、都道府県知事等が許可に付した条件に違反することをいう。

工事の施行状況等から違反の有無を判断する。

(2) 命令可能な相手方

命令可能な相手方は、以下に示すとおりである（法第20条第1項〔法第39条第1項〕）。

- ① 偽りその他不正な手段により許可を受けた者（工事主）
- ② 許可に付した条件に違反した者（工事主）

4.2.2 工事施行停止命令・災害防止措置命令について

（法第20条第2項〔法第39条第2項〕）

(1) 要件

① 規制区域内において行われている盛土等に関する工事であること（法第20条第2項柱書〔法第39条第2項柱書〕）

② 以下のいずれかの工事に該当すること（法第20条第2項各号〔法第39条第2項各号〕）

ア. 無許可工事（法第20条第2項第1号〔法第39条第2項第1号〕）

盛土等に関する工事（法第12条第1項〔法第30条第1項〕）又は工事の計画の変更（法第16条第1項〔法第35条第1項〕）の許可を受けないで施行する工事をいう（各項但書に該当する場合を除く。）。

手続情報（許可情報）等から該当性を判断する。

イ. 許可条件に違反する工事（法第20条第2項第2号〔法第39条第2項第2号〕）

第3編 不法・危険盛土等発見時の行政対応

工事の施行に伴う災害を防止するため、法第12条第3項（法第16条第3項において準用する場合を含む）〔法第30条第3項（法第35条第3項において準用する場合を含む）〕に基づき、都道府県知事等が許可に付した条件に違反する工事をいう。

工事の施行の状況等から該当性を判断する。

- ウ. 技術的基準の規定に適合していない工事（法第20条第2項第3号〔法第39条第2項第3号〕）

法第13条第1項〔法第31条第1項〕に基づき、盛土等に関する工事において、技術的基準に従い、擁壁等の設置その他盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置が講じられていない工事をいう。

工事の施行の状況等から該当性を判断する。

- エ. 中間検査を申請しないで施行する工事（法第20条第2項第4号〔法第39条第2項第4号〕）

法第18条第1項〔法第37条第1項〕の中間検査を申請しないで施行する工事をいう。

中間検査の受検状況等から該当性を判断する。

(2) 命令可能な相手方

命令可能な相手方は、以下に示すとおりである（法第20条第2項〔法第39条第2項〕）。

- ① 当該工事主
- ② 当該工事の請負人（請負工事の下請人を含む）
- ③ 現場管理者

(3) 法第20条第2項と第3項〔法第39条第2項と第3項〕の監督処分の使い分け

法第20条第2項〔法第39条第2項〕の監督処分は「現に行われている工事」を、法第20条第3項〔法第39条第3項〕の監督処分は「既に工事が施行された土地」を対象とする。工事が中断されている場合や工事が中断されているか否か不明確な場合において、工事主等を確知できないとき、又は工事主等を確知したが、工事が再開される見込みがないときは、既に工事が施行されたものと整理し、法第20条第3項〔法第39条第3項〕の監督処分を行うことが可能である。

4.2.3 土地使用禁止命令・土地使用制限命令・災害防止措置命令について

(法第20条第3項〔法第39条第3項〕)

(1) 要件

- ① 規制区域内の土地であること（法第20条第3項柱書〔法第39条第3項柱書〕）
- ② 以下のいずれかの土地に該当すること（法第20条第3項各号〔法第39条第3項各号〕）
 - ア. 無許可で盛土等に関する工事が施行された土地（法第20条第3項第1号〔法第39条第3項第1号〕）

盛土等に関する工事（法第12条第1項〔法第30条第1項〕）又は工事の計画の変更（法第16条第1項〔法第35条第1項〕）の許可を受けずに工事が施行された土地をいう（各項但書に該当する場合を除く。）。

手続情報（許可情報）等から該当性を判断する。
 - イ. 完了検査を申請しない又は完了検査の結果土地の形質変更に関する工事が技術的基準の規定に適合していないと認められた土地（法第20条第3項第2号〔法第39条第3項第2号〕）

完了検査を申請しないと認められた土地とは、法第17条第1項〔法第36条第1項〕の完了検査を申請していないと認められた土地をいう。

完了検査の結果土地の形質変更に関する工事が技術的基準の規定に適合していないと認められた土地とは、完了検査の結果、法第13条第1項〔法第31条第1項〕に基づき、土地の形質変更に関する工事において、技術的基準に従い、擁壁等の設置その他盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置が講じられていないことが認められた土地をいう。

完了検査の受検状況や結果等から該当性を判断する。
 - ウ. 土石の除去に関する完了確認を申請しない又は完了確認の結果全ての土石が除去されていないと認められた土地（法第20条第3項第3号〔法第39条第3項第3号〕）

完了確認を申請しないと認められた土地とは、法第17条第4項〔法第36条第4項〕の完了確認を申請していないと認められた土地をいう。

完了確認の結果堆積されていた全ての土石が除却されていないと認められた土地とは、法第17条第4項〔法第36条第4項〕の完了確認の結果、堆積されていた全ての土石が除去されていないと認められた土地をいう。

完了確認の受検状況や完了確認の結果等から該当性を判断する。
 - エ. 中間検査を申請しない土地の形質変更に関する工事が施行された土地（法第20条第3項第4号〔法第39条第3項第4号〕）

法第18条第1項〔法第37条第1項〕の中間検査を申請しないで工事が施行された土地をいう。

中間検査の受検状況等から該当性を判断する。

(2) 命令可能な相手方

命令可能な相手方は、以下に示すとおりである（法第20条第3項〔法第39条第3項〕）。

- ① 当該土地の所有者
- ② 当該土地の管理者
- ③ 当該土地の占有者
- ④ 当該工事主

なお、土地所有者等の同意なく盛土等に関する工事が施行された場合であっても、盛土等に伴う災害を防止するため、土地所有者に対して、土地使用禁止命令及び土地使用制限命令を行うことを躊躇する必要はない。

他方、災害防止措置命令については、違反行為に直接関与した原因行為者を名宛人とすべきことは当然であるが、土地所有者等に命令すべきか否かは、違反行為への関与の度合い、原因行為者の確知の状況等を総合勘案した上で、判断されたい。

4.2.4 緊急の工事停止命令について（法第20条第4項〔法第39条第4項〕）

(1) 要件

- ① 法第20条第2項〔法第39条第2項〕の規定により工事の施行の停止を命じようとする場合であること
- ② 緊急の必要により弁明の機会の付与を行うことができないと認められるときであること
弁明の機会を付与する期間については、工事停止命令によって相手方が受ける損失も軽いため、短く設定して差し支えないが、「緊急の必要」とは、それでもなお、弁明の機会を与えることができないほど切迫している状態であり、災害防止のため緊急に工事停止が必要な場合をいう。しかし、具体的な蓋然性や切迫性までは要求されておらず、通常人をして緊急の必要があると思わせるに相当な状態をもって足りる。
例えば、以下のような場面には、「緊急の必要」があると認められる。
 - 現に技術的基準に違反しており、盛土等が崩落するおそれがある場合
 - 施行中の盛土等に、ひび割れや小規模な崩落等が確認される場合
 - 弁明の機会を付与している間、工事が進行すれば、盛土等が崩落するおそれがある場合
 - 降雨等が予見され、盛土等が崩落するおそれがある場合
- ③ 法第20条第2項〔法第39条第2項〕に規定する工事に該当することが明らかな場合であること

(2) 命令可能な相手方

命令可能な相手方は以下に示すとおりである（法第20条第4項〔法第39条第4項〕）。

- ① 当該工事主
- ② 当該工事の請負人（請負工事の下請人を含む）
- ③ 現場管理者
- ④ 工事従事者（上記①～③の者が現場にいないとき）

4.3 監督処分の実施方法

4.3.1 実施の流れ

現状把握において違反行為の存在を確認するとともに、危険性が認められる場合には、速やかに盛土等が崩落した場合に影響を及ぼしうる周辺住民等に周知する必要がある。具体的な周知の範囲、内容及び方法については、本編3章(3.4「周辺住民等への周知等」)を参照されたい。

周辺住民等への周知と併せて、監督処分は、監督処分の内容に応じて聴聞又は弁明の機会の付与の手続きを行い、命令書を交付する流れで実施する。なお、法第20条第2項〔法第39条第2項〕に規定する工事であることが明らかで、緊急の必要がある場合は、同条第4項に基づき弁明の機会の付与を行わないで、工事停止命令が可能であるため、該当する場合には、躊躇することなく緊急の工事停止命令を行うべきである。

また、公益上、緊急を要する場合には、行政手続法第13条第2項第1号に基づき、聴聞又は弁明の機会の付与の手続きを省略することも可能である。

さらに、災害防止措置命令のうち、専ら技術的基準の規定に適合しないことを理由として当該基準に従うことを命ずる場合には、行政手続法第13条第2項第3号に基づき、弁明の機会の付与を省略することも可能である。他方、全撤去の命令を行う場合には、「当該基準に従うべきことを命ずる不利益処分」に該当しないため、同号に基づき、弁明の機会の付与を省略することはできない。命令の内容に応じて該当性を適宜判断されたい。

4.3.2 聴聞・弁明の機会の付与

(1) 聴聞・弁明の機会の付与について

監督処分を行う場合は、行政手続法第13条第1項に基づき、監督処分の内容に応じて聴聞又は弁明の機会の付与の手続を行う必要がある。法第20条第1項〔法第39条第1項〕の許可取消処分については「聴聞」を、その他の監督処分については「弁明の機会の付与」をそれぞれ行う。

弁明は、原則として書面（弁明書）をもって行うこととし、例外的に行政庁が認めた場合に限り口頭で行うことも可能とされているが（行政手続法第29条1項）、主張の趣旨を明確にさせる観点からも書面で提出させるべきである。

(2) 聴聞又は弁明の機会の付与の通知（行政手続法第15条及び第30条）について

監督処分の相手方に対して、以下の事項を書面により通知する必要がある。

【聴聞手続・弁明の機会付与共通】

- ① 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項
- ② 不利益処分の原因となる事実

【聴聞手続の場合】

- ③ 聴聞の期日・場所
- ④ 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称・所在地

【弁明の機会の付与の場合】

- ⑤ 弁明書の提出先・提出期限

なお、「不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合」には、不利益処分の名宛人の氏名、聴聞手続の場合は上記③及び④の事項、弁明の機会の付与の手続の場合には、上記⑤の事項、並びに上記の通知書面をいつでもその者に交付する旨を、当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することで行うことが可能である。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したとみなされる（行政手続法第15条第3項、第31条）。

(3) 弁明の機会の付与の期間について

弁明の機会の付与の期間については、処分の性質・内容等を考慮し、処分の名宛人となるべき者が認否や反論の準備をするのに必要な期間以上を確保する。ただし、各都道府県等において聴聞及び弁明の機会の付与に関する詳細を定めた規則等が定められている場合には、当該規則に基づき適切な期間を確保する。

(4) 事実確認及び監督処分の実施

聴聞や弁明の内容等から、これまで都道府県等が把握していなかった事実や関係者の有無等を確認し、都道府県等の判断を覆すだけの事実や根拠が示されなかった場合には、監督処分を課すための手続を開始する。監督処分の要件及び対象者については4.2を参照されたい。

4.3.3 命令書交付

命令書は、命令の相手方への直接交付（交付時の写真撮影、相手方の受領署名等）又は書面送付（特定記録郵便等）により行い、相手方が受領したことの記録を残す必要がある。

命令書が相手方に通知できない場合において、相手方への訪問、住民票等の調査を行っても相手方の所在を確認できないときは、民法第98条第2項、民事訴訟法第110条から第113条の規定に準じて公示送達をする。具体的には、官報、新聞紙及び縣市公報等に掲載し、掲載した日から2週間経過した場合、相手方が通知を受領したとみなすことが可能である。

4.3.4 公表

監督処分公表は、情報提供による国民の安全性確保及び災害発生防止を目的として、特段の法律上の根拠がなくとも公表することが可能である。公表する内容としては、少なくとも命令の対象となる土地の場所及び命令の内容が必要である。また、被処分者が他の場所で盛土等を行う可能性がある事業者である場合などには、原因行為者が再び不法・危険盛土等を行うことを防止し、もって不法・危険盛土等による災害の発生を予防する観点から、当該行為者（被処分者）の氏名又は名称の公表を行うことも検討すべきである。ただし、その詳細については、都道府県等が制定する個人情報保護条例等に抵触しない範囲で判断されたい。

4.4 監督処分の内容（命令書の記載事項）

監督処分命令書のひな形は、図4.1のとおりである。以下、命令書の記載事項について、具体的に解説する。

(1) 処分理由

「処分理由」には、「根拠法令」と「原因となる事実関係」を記載する。「根拠法令」には、処分の根拠となる法律、政省令、技術的基準及び許可に付された条件の違反等を、「原因となる事実関係」には、具体的な違反状況を記載する必要がある。

(2) 命令内容

命令書では、違反している内容及び箇所を示すとともに、満たすべき技術的基準を具体的に記載する。命令内容は、都道府県等が立入検査で現地を確認し、技術的基準に従って決定することを基本とし、「処分理由に示す違反状況に対して、～措置をとること」など、以下のように、違反状況に応じた是正方法を示した上で、違反状況の是正を求める。ただし、具体的な工法は命令の相手方が計画すべきものである上、工法を記載するには検討に時間を要することから、工法まで明示する必要はなく、速やかに命令書を発出するべきである。その上で、都道府県等は、提出された工事計画書の妥当性を判断すれば足りる。

災害防止措置命令は、盛土等に関する工事が技術的基準の規定に適合していない場合において、擁壁等の設置その他盛土等に伴う災害を防止するため必要な措置を講じることを命ずるものである。

災害防止措置命令の内容として、全撤去の命令が可能である。ただし、地盤面の適切な措置や地下排水の設置、層毎の転圧が確認できる場合等では、技術的基準に従うこと（違反した範囲を是正する

第3編 不法・危険盛土等発見時の行政対応

こと)を命ずることで足りることから、必ずしも全撤去までは必要ではない。

また、災害防止措置命令の内容は、基本的には、盛土等に伴う災害を抜本的に防止する対策工事となるが、当該工事の着手から完了までに一定の時間を要することから、盛土等の状況によっては、抜本的な対策工事とともに、応急対策工事も同時又は事前に命令することも可能である。

なお、トラブル防止のため、口頭で具体的な命令内容を指導することは避けるべきである。

(3) 履行期限

監督処分 of 期限は、履行期限として具体的な日を特定して指定する。ただし、工事停止命令、土地使用禁止命令及び土地使用制限命令については、期限を設けず速やかに対応を求めることも可能である。

期限については工事内容等を考慮し、是正に要する期間を総合的に判断する必要がある。期限の設定に当たっては、必要に応じて工事に関連する部局や専門家へ確認を行うことや、国土交通省、林野庁、各地方公共団体が定める積算基準等を参考にすることが考えられる。期間の妥当性を対外的に示せるように、期限の設定根拠等を書面で残しておく必要がある。

(4) 履行条件

災害防止措置命令においては、4.4(3)の履行期限とは別に、必要に応じて災害防止措置を実施する上で前提となる履行条件を定めておくべきである。後記のとおり、行政代執行(緩和代執行)における「(災害防止)措置を講ずる見込みがないとき」(法第20条第5項第1号)の要件該当性を遅滞なく判断するためには、履行期限までに措置を完了させるための前提条件を併せて命じ、当該条件に違反した場合には「講ずる見込みがない」とみなす旨を客観的に示しておく必要がある。主な履行条件としては、①着手期限を設定し、同期限までに工事計画書や着手の確認ができる資料を提出すること、②災害防止措置は、工事計画書等に定められた工程を遵守し、工事の進捗・施行状況の報告を求められたときは速やかにこれに応じること等が考えられる。なお、命令に対して対象者が災害防止措置を講じない意思を明らかにした場合はもちろん、明確な意思表示がない場合であっても、合理的理由なく連絡に応じず、明らかに着手する様子がみられない場合等にも、「講ずる見込みがない」と判断することになる。

上記①の着手期限は、履行期限までの履行を確実なものとするとともに、早い段階で行政代執行や告発の判断を可能とするため、履行期限までに災害防止措置を講ずるため明らかにこれを着手しなければならない日を指定する。着手期限を設定するにあたり、着手とみなす客観的に判別可能な行為を命令書に明確に記載しなければならない。

上記②については、着手期限までに工事に着手したものの、その後工程どおりに工事が進捗せず、履行期限までに全工程を完了できないことが明らかになった場合にも「講ずる見込みがない」と判断するために記載しておくべき事項である。また、当該条件に違反した場合は、命令違反として告発の対象ともなり得る。

(5) その他

「措置を履行しない場合」の措置として、後記 6.2.1(2)で述べるとおり、戒告（行政代執行法第3条第1項）、及び代執行令書の通知（行政代執行法第3条第2項）を意識した上で、①本法により行政代執行を行うことがある旨、②行政代執行に要した費用の徴収をすることがある旨等、命令書に記載して交付することが望ましい。前記のとおり、履行条件に違反した場合も災害防止措置を講ずる見込みがないとみなし、行政代執行を行うことがある旨を併せて記載すべきである。

また、「備考」として、本命令に違反した場合（履行条件に違反した場合を含む）は、法第55条第1項第4号に該当するものとして告発することがある旨を記載することが望ましい。

令和〇年〇月〇日

〇〇株式会社 ●● ●● 様

都道府県知事 〇〇 〇〇

監督処分命令書

宅地造成及び特定盛土等規制法 第20条第2項の規定により災害防止のために必要な措置をとることを命じる。

1. 場所

〇〇市△△町■丁目□地先

2. 処分理由

(1) 根拠法令等

宅地造成及び特定盛土等規制法 第20条第2項

政令等で定める技術的基準

許可に付された条件

(2) 原因となる事実関係

- ・当該土地は、法第10条第1項に定める宅地造成等工事規制区域である。
- ・当該土地は、少なくとも20〇〇年□月□日から現在に至るまで、宅地造成に関する工事（以下、本件工事）を行っており、法第12条第1項の許可を受けていない。
- ・本件工事は、法第12条第1項の規定に違反していること、また、〇〇は本件工事の工事主であると認められることから、法第20条第2項の処分の要件に該当する。
- ・本件工事により設置された擁壁は、構造計算がされておらず、不適格擁壁となっており、擁壁を支持する地盤については、長期許容応力度の確認をしていないこと、また、水抜き穴及び伸縮目地が設置されていないことから、法第13条第1項の規定で定める技術的基準に適合していないため、同項の規定に適合させる必要がある。

3. 命令内容

履行期限までに、処分理由に示す違反状況に対して、法第20条第2項の規定により、擁壁等の設置その他宅地造成等に伴う災害の防止のための必要な措置をとること。

4. 履行期限

令和〇年△月△日

5. 履行条件

- (1) 着手期限（令和〇年■月■日）までに、工事計画書を本県に提出するとともに、着手の確認ができる資料を併せて提出すること。
- (2) 是正工事は、工事計画書等に定められた工程を遵守し、工事の進捗・施行状況の報告を求められたときは速やかにこれに応じること。

6. 措置を履行しない場合

上記履行期限までに、「3. 命令内容」記載の措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないときは、法第20条第5項の規定により、都道府県知事自ら措置を講じ、その措置に要した費用の徴収をすることがあることを留意されたい。「5. 履行条件」に違反した場合も、上記措置を講ずる見込みがないとみなし、同様の措置を講ずることがある。

7. 備考

本命令に違反した（「5. 履行条件」に違反した場合も含む）者は、法第55条第1項第4号に該当するものとして、刑事訴訟法239条2項に基づき告発され、罰せられることがある。

8. 教示

この処分に対して不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第18条第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に都道府県知事に対して審査請求することができる。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過するとできなくなる。この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、〇〇県を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。ただし、処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過するとできなくなる。

図 4.1 監督処分命令書記載イメージ

5章 改善命令等

ポイント

- 規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者は、盛土等による災害が生じないよう、当該土地を常時安全な状態に維持する努力義務を負う。
- 盛土等に伴う災害の防止のため必要がある場合は、土地所有者等、工事主又は工事施行者に対し、災害防止のため必要な措置をとることを勧告する。
- 盛土等又は土石の堆積に伴う災害防止のため必要な擁壁等が設置されておらず、若しくは極めて不十分であり、これを放置すると盛土等に伴う災害の発生のおそれ大きい場合は、土地所有者等及び原因行為者に対して、改善命令（災害防止措置）を行う。
- 勧告あるいは改善命令は、盛土等の状況（①変状・湧水等の状況、②防災措置の状況）と人的被害のおそれの双方を勘案し、判断する。判断基準に照らし、危険性が高いと判断される場合は、躊躇なく改善命令を行う。
- 改善命令は、公益上緊急を要する場合を除き、相手方に弁明の機会を付与した上で、処分理由（原因となる事実関係）、命令内容、着手期限及び履行期限等を記載した命令書を交付することにより行う。

5.1 趣旨

法第23条〔法第42条〕は、都道府県知事等が行う改善命令に関する規定である。

規制区域内における災害の防止を十全とするためには、区域指定後に行われる盛土等に関する工事を規制するだけでなく、区域指定前に盛土等された土地のほか、届出制の下で盛土等の工事が行われたもの等、許可の対象外の盛土等であっても、これらの土地によって災害の発生するおそれがあることが明らかな場合には、公共の福祉の観点から、私権を不当に侵害しない範囲内で、災害発生のおそれを除去するための予防工事を実施することが求められる。そのため、本条は、都道府県知事等が、災害発生を防止する責任を負う者に対し、一定の要件のもとに、災害防止のための必要な措置を講じることを可能としている。

法第23条〔法第42条〕第1項は、規制区域内の土地について、当該土地の所有者、管理者又は占有者（以下、本章において「土地所有者等」とする。）が、盛土等による災害が生じないよう、当該土地を常時安全な状態に維持する努力義務を負っている（法第22条第1項〔法第41条第1項〕）ことを前提に、宅地造成若しくは特定盛土等に伴う災害防止のため必要な擁壁等が設置されておらず、若しくは極めて不完全であり、又は土石の堆積に伴う災害の防止のための必要な措置が取られておらず、若しくは極めて不十分であるために、これらを放置することにより、盛土等に伴う災害の発生のおそれ大きいと認められるものがある場合において、当該規制区域内の土地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けた上で、擁壁等の設置若しくは改造、地形若しくは盛土の改良又は土石の除却のための工事を行うよう命ずることができる旨を定めたものである。本項は、盛土等に伴う災害の防止を目的としていることから、特に区域指定前の土地において、盛土等に伴う災害発生の可能性が高い場合には、速やかに本項に定める命令を行い、盛土等の安全性を確保することが肝要である。

法第23条第2項〔法第42条第2項〕は、土地所有者等以外の者の盛土等に関する不完全な工事その他の行為によって、法第23条第1項〔法第42条第1項〕に定める災害の発生のおそれが生じたことが明らかであり、その行為をした者に同項に定める工事を行わせることが相当であり、かつ土地所

第3編 不法・危険盛土等発見時の行政対応

有者等からも異議がない場合において、都道府県知事等が、行為をした者に対して工事の全部又は一部を行うよう命ずることができる旨定めたものである。法第23条第2項〔法第42条第2項〕は、法第23条第1項〔法第42条第1項〕の要件事実が存在する場合において、その要件事実について他に責任を負うべき者があるときにも、土地所有者等に対してのみ措置を講じるよう命じることは、公平の理念に反するため、このような場合には原因行為者に対して命令できることとしたものである。

盛土等に伴う災害を防止するための手段としては、改善命令のほか、5.5記載の都道府県知事等による勧告（法第22条第2項〔法第41条第2項〕）が存在する。勧告は、相手方を法律的に拘束するものではなく、勧告に従わない場合でも刑罰を受けることはないが、相手方は勧告の趣旨を尊重することが求められる。

危険性のある盛土等を発見した場合、まずは改善命令を行う状況であるか否かを調査・検討することになるが、調査に一定の時間を要する場合や、調査の結果改善命令が相当な状況には達していない場合には、盛土等による危険性を早期に除去するべく、予防的観点も含め、積極的に勧告を行うべきである。

なお、改善命令の発出が必要であるにもかかわらず、合理的な根拠がなく権限の行使を怠っている場合には、裁判所により違法とされる余地があることや、法第23条第3項が準用する法第20条第5項から第7項〔法第42条第3項が準用する法第39条第5項から第7項〕に基づき代執行を行うことができることは、第4章と同様である。

5.2 改善命令の要件等

5.2.1 要件

(1) 法第23条第1項〔法第42条第1項〕に基づく改善命令

- ① 盛土等に伴う災害の防止のため必要な擁壁等が設置されておらず、若しくは極めて不完全であること、又は土石の堆積に伴う災害の防止のため必要な措置がとられておらず、若しくは必要な措置が極めて不十分であること
- ② 上記①の状態を放置すると災害発生のおそれ大きいと認められる場合であること（※「災害発生のおそれ」とは、単に主観的に危惧が感ぜられるだけではなく客観的（技術的な観点からみて）な災害発生の可能性があることを指す。）。

(2) 法第23条第2項〔法第42条第2項〕に基づく改善命令

- ① 前記(1)に該当する場合で、その災害の発生のおそれが土地所有者等以外の者による盛土等に関する不完全な工事その他の行為（※1）が原因であることが明らかであり、その行為をした者（その行為が隣地における土地の形質の変更又は土石の堆積であるときは、その土地の所有者を含む。）に災害防止のための措置の全部又は一部を行わせることが相当であると認められること
- ② その行為をした者に災害防止のための措置を行わせることについて、土地所有者等に異議がないこと（※2）

※1 土地所有者等以外の者による「盛土等に関する不完全な工事その他の行為」とは、土地所有者等の土地について前所有者や請負人の行った粗悪な造成工事が含まれることは当然であるが、隣地における排水施設の毀損など、当該土地以外の付近地において行われたものも含まれる。

※2 異議については、条文上は要求されていないものの、紛争防止の観点から、書面で意思表示を確認するなどして記録を残しておくことが望ましい。

5.2.2 命令可能な相手方

法第23条第1項〔法第42条第1項〕の改善命令の相手方は、「当該土地（又は擁壁等）の所有者、管理者及び占有者」であり、法第23条第2項〔法第42条第2項〕の相手方は、「盛土等に関する不完全な工事その他の行為をし、災害の発生のおそれを生じさせた者」である。

改善命令については、盛土等に関する不完全な工事等を行った原因行為者（法第23条第2項〔法第42条第2項〕）を名宛人とすべきことは当然であるが、土地所有者等（法第23条第1項〔法第42条第1項〕）に命令すべきか否かは、当該不完全な工事等への関与の度合い、原因行為者の確知の状況等を総合勘案した上で、判断されたい。

5.2.3 判断方法

「災害の発生のおそれ大きいと認められる」か否かは、「盛土等の状況」と「人的被害のおそれ」の双方から盛土等の危険性を判断して決定する。具体的な判断基準は土地の形質変更と土石の堆積とで判断指標が異なるため、どちらに該当するかを把握した上で、表 5.1 及び表 5.2 を参考に判断すること。

(1) 土地の形質変更

盛土等の状況は、「①災害防止措置がとられていない、又は、著しく不完全で機能していない」「②技術的な観点から、崩落のおそれ大きい」の両方を充たすことが改善命令の要件である。

外形上に現れる変状等の規模から「大規模崩壊を示唆する変状」が認められる場合には、安定計算等を行わなくとも明らかに要求性能基準に照らして不適合であると推認でき、技術的な観点から、崩落のおそれ大きいと判断できるため、改善命令の要件に該当するといえる。

一方、変状・湧水等の状況から、大規模崩壊を示唆する変状が認められない場合には、変状や湧水等の状況のみでは要件に該当するか否かの判断材料としての客観性が十分ではないため、地盤調査や安定計算等により要求性能基準への適合性を確認し、要求性能基準に照らして不適合であれば、技術的な観点から、崩落のおそれ大きいと判断できるため、改善命令の要件に該当するといえる。

人的被害のおそれは、「技術的な観点から、盛土の崩落により土砂が流出するおそれのある範囲、及び被害を受ける周辺の保全対象（人家等）が想定される」ことが要件であり、盛土等と保全対象との離隔が不十分であれば、改善命令の要件に該当するといえる。

判断基準表を表 5.1 に示す。具体的な危険性の判断の視点、判断方法は、「2.2.5 危険性の有無」を参照されたい。

表 5.1 改善命令・勧告の判断基準（土地の形質変更）

		盛土等の状況						
		崩落発生のおそれ が著しく大きい （既に大規模崩壊している又は はしかけており、明らかに要求性能 基準に不適合）	崩落発生のおそれ が特に大きい （大規模崩壊を示唆する変状が あり、明らかに要求性能基準に不 適合）	崩落発生のおそれ が大きい （調査の結果、要求性能基準に 不適合）	崩落発生のおそれ が大きいかどうか 未確認※ （要求性能の判定に必要な調査が 未実施又は実施中であり、盛土等 の状況を客観的に判断ができてい ない）	崩落発生のお れが小さい （要求性能に基 準適合している が、災害防止措 置は不十分）	崩落発生のお れがない	
人的被害のおそれ （公益性）	想定 される	災害発生のお れが著しく 大きい 改善命令 （命ずるとま がない） ↓ 特別緊急代 執行 （緊急対応）	災害発生のお れが特に大 きい 改善命令	災害発生のお れが大きい 改善命令	災害発生の可能性あり 勧告		災害発生の可能性なし 経過観察	
	懸念 される							
	懸念 されない						なし 経過観察	

※暫定的な判断であり「崩落発生のおそれが大きいかどうか未確認」であることから早期の要求性能基準適否の判断が必要。

(2) 土石の堆積

土石の堆積の場合、土石の堆積の状況が政令で定める技術的基準の項目のうち、①若しくは②に該当し現時点では人家等への被害は想定されないが、将来的な土地利用の変化等により被害が懸念される場合は「勧告」、想定される影響範囲に保全対象がある場合は「改善命令」の要件に該当すると判断できる。

判断基準表を表 5.2 に示す。

表 5.2 改善命令・勧告の判断基準（土石の堆積）

		危険性判断項目	判断の目安
土石の堆積の状況	政令で定める技術的基準への適合状況	①土石を堆積する土地（空地を含む）の地盤の勾配	1/10 以上（地盤勾配が急と判断）
		②土石の堆積周辺の空地（もしくは空地を設けない場合の措置）	堆積する高さ又は堆積する高さの2倍を超える幅の空地が不十分 （若しくは堆積する高さを超える鋼矢板、土質等に応じた安定勾配等）
		【参考】地表水等の浸透による緩み等が生じない措置	（側溝等の設置なし）
人的被害のおそれ（公益性）	事業地周辺の保全対象の状況	想定される影響範囲内に保全対象がある※ 災害発生のおそれ大きい 改善命令	

※ ①若しくは②に該当し、現時点では人家等への被害は想定されないが、将来的な土地利用の変化等により被害が懸念される場合は「勧告」を行う。

5.3 改善命令等の実施方法

5.3.1 実施の流れ

現状把握において危険性がある盛土等が発見された場合には、速やかに盛土等が崩落した場合に影響を及ぼしうる周辺住民等に周知する必要がある。具体的な周知の範囲、内容及び方法については、本編3章(3.4「周辺住民等への周知等」)を参照されたい。

周辺住民等への周知と併せて、危険性の度合いから、勧告又は改善命令のいずれの要件に合致するかを判断する。改善命令は、「行政庁が、法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分」、すなわち不利益処分(行政手続法第2条第4号)に当たるため、行政手続法第13条第1項に定める「意見陳述のための手続」、具体的には2号の弁明の機会の付与の手続きを行うことになる。改善命令は、処分の相手方に対して命令書を交付する。また、地方公共団体は命令の事実を公表することができる。

5.3.2 弁明の機会の付与

(1) 弁明の機会の付与について

改善命令を行う場合は、行政手続法第13条第1項第2号に基づき、弁明の機会の付与を行う必要がある。

弁明は、原則として書面(弁明書)をもって行うこととし、例外的に行政庁が認めた場合に限り口頭で行うことも可能とされているが(行政手続法第29条1項)、主張の主旨を明確にさせる観点からも書面で提出させるべきである。

なお、公益上、緊急を要する場合には、行政手続法第13条第2項第1号に基づき、弁明の機会の付与を省略することができる。本法における改善命令の対象となる盛土等のうち、弁明の機会の付与手続の期間、盛土等を放置しては崩壊を招くおそれがある場合、弁明の機会の付与を省略して差し支えない。具体的には、5章5.2.3表5.1に示す危険性判断基準表に示す「盛土等の状況」と「人的被害のおそれ」から判断し、盛土等の状況が大規模崩壊を示唆するような変状が認められる「崩壊発生のおそれが特に大きい盛土等」であり、「人的被害のおそれが想定」される盛土等を指す。また、盛土等の状況が「崩壊発生のおそれが大きい」場合であっても、地盤調査に基づく安定計算等の結果、降雨等の気象状況や人的被害のおそれの程度等を踏まえ、弁明の機会の付与を行う時間的猶予がないと判断できる場合には弁明の機会の付与を省略して差し支えない。

(2) 弁明の機会の付与の通知(行政手続法第30条)について

弁明の機会の付与は、弁明書の提出期限までに相当な期間において、改善命令の相手方に対して、①予定される改善命令の内容及び根拠となる法令の条項、②改善命令の原因となる事実、③弁明書の提出先及び提出期限を、書面により通知する必要がある。

なお、「不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合」に、不利益処分の名宛人の氏名、上記③の事項及び当該行政庁が上記①から③に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を、当該行政庁の事務所の掲示場に掲示したときは、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したとみなされる。(行政手続法第31条、第15条3項)

(3) 弁明の機会の付与の期間について

弁明の機会の付与の期間については、処分の性質・内容等を考慮し、処分の名宛人となるべき者が認否や反論の準備をするのに必要な期間以上を確保する。ただし、各都道府県等において聴聞及び弁明の機会の付与に関する詳細を定めた規則等が定められている場合には、当該規則に基づき適切な期間を確保する。

(4) 事実確認及び改善命令の実施

弁明の内容等から、これまで都道府県等が把握していなかった事実や関係者の有無等を確認し、都道府県等の判断を覆すだけの事実や根拠が示されなかった場合には、改善命令を課するための手続を開始する。改善命令の要件及び対象者については 5.2 を参照されたい。

5.3.3 命令書交付

命令書は、命令の相手方への直接交付（交付時の写真撮影、相手方の受領署名等）又は書面送付（特定記録郵便等）により行い、相手方が受領したことの記録を残す必要がある。

命令書が相手方に通知できない場合において、相手方への訪問、住民票等の調査を行っても相手方の所在を確認できないときは、民法第 98 条第 2 項、民事訴訟法第 110 条から第 113 条の規定に準じて公示送達をする。具体的には、官報、新聞紙及び縣市公報等に掲載し、掲載した日から 2 週間経過した場合、相手方が通知を受領したとみなすことが可能である。

5.3.4 公表

改善命令の公表は、情報提供による国民の安全性確保及び災害発生防止を目的として、特段の法律上の根拠がなくとも公表することが可能である。公表する内容としては、少なくとも命令の対象となる土地の場所及び命令の内容が必要である。また、被処分者が他の場所で盛土等を行う可能性がある事業者である場合などには、原因行為者が再び不法・危険盛土等を行うことを防止し、もって不法・危険盛土等による災害の発生を予防する観点から、当該行為者（被処分者）の氏名又は名称の公表を行うことも検討すべきであるが、その詳細については、都道府県が制定する個人情報保護条例等に抵触しない範囲で判断が必要となる。なお、勧告については、一般への公表はせず、その危険性の度合いに鑑み、盛土等が崩落した場合に被害を及ぼしうる周辺住民等への説明のみ行うこととするが、災害の発生のおそれが大きくなった場合には躊躇なく改善命令をするとともに、その内容を公表することになる。

5.4 改善命令の内容（命令書の記載事項）

改善命令における命令書のひな形は、図 5.1 のとおりである。

(1) 処分理由

「処分理由」には、「根拠法令等」と「原因となる事実関係」を記載する。「根拠法令等」には、処分の根拠となる法律、政省令及び技術的基準等を、「原因となる事実関係」には、命令の理由となる現象、要因、危険性等を具体的に記載する必要がある。また、危険性が認められる箇所を図示することが望ましい。

(2) 命令内容

改善命令の内容は、災害防止措置、すなわち「擁壁等の設置若しくは改造、地形若しくは盛土の改良又は土石の除却のための工事」の実施である。

改善命令は、監督処分とは異なり、区域指定前から存在する盛土等を含む、危険性のある盛土等が対象であるため、命令の内容は、全ての技術的基準に適合させることを強制することはできず、「土地の利用状況その他の状況からみて相当であると認められる限度」の予防工事に限られる。これは周囲の土地における建物（特に人家）、施設の状況からみて、災害が発生した場合に予想される人命、財産の損害の程度、災害のおそれを生じたことについての故意過失の有無、損害と予防工事に要する費用の比較衡量その他あらゆる事情を考慮して相当であると認められる限度をいうが、具体的には個々の場合に即して判断することとなる。

命令書には、危険性を除去又は抑止するために求める性能については具体的に記載する必要がある。災害防止措置の種別については、「崩壊を防止する措置」と、「崩壊したとしても人的被害を防止する措置」による災害の防止が考えられる。「崩壊を防止する措置」の場合は、盛土自体の崩落防止のため求める性能（安全率等）と、「原因となる事実関係」に応じた適切な対策内容や工法例を具体的に記載する必要がある。「崩壊したとしても人的被害を防止する措置」の場合は、崩壊したとしても保全対象に影響を与えないことを求める性能と「原因となる事実関係」に応じた適切な対策内容や工法例を具体的に記載する必要がある。また、必要に応じて平面図や図面等を添付する等、行為者が是正すべき箇所が明確になるように記載することが望ましい。加えて、求める性能と対策内容や工法例は、政令で定める技術的基準や関連するガイドライン等を参考に内容を設定することが望ましい。

第3編 不法・危険盛土等発見時の行政対応

工法については、命令の相手方が計画すべきものであるし、改善命令を行うに当たって常に行政側で工法の検討・確定をしなければならないとすると命令までに時間を要することから、命令書に工法の詳細な内容を明示する必要まではない。工法例を記載する場合には、政令で定める技術的基準や関連するガイドライン等を参考に内容を設定することが望ましい。

実施を求める措置の内容は、基本的には、盛土等に伴う災害を抜本的に防止する対策工事となるが、当該工事の実施・完了までには一定の時間を要することから、盛土等の状況によっては、抜本的な対策工事とともに、応急対策工事も同時又は事前に命令することも可能である。

(3) 履行期限

改善命令においては、命令で求める災害防止措置の履行期限を、具体的な日をもって指定する必要がある。設定する履行期限は盛土等の状況や災害防止措置の内容によって個々の判断となるが、当該措置を講じるために通常必要となる合理的な期間の設定が必要である。期限については工事内容等を考慮し、是正に要する期間を総合的に判断する必要がある。期限の設定に当たっては、必要に応じて工事に関連する部局や専門家へ確認を行うことや、国土交通省、林野庁、各地方公共団体が定める積算基準等を参考にすることが考えられる。期間の妥当性を対外的に示せるように、期限の設定根拠等を書面で残しておく必要がある。

(4) 履行条件

改善命令においては、5.4(3)の履行期限とは別に、必要に応じて災害防止措置を実施する上で前提となる履行条件も定めておくべきである。後記のとおり、行政代執行（緩和代執行）における「(災害防止) 措置を講ずる見込みがないとき」(法第23条3項、法第20条第5項第1号)の要件該当性を遅滞なく判断するためには、履行期限までに措置を完了させるための前提条件を併せて命じ、当該条件に違反した場合には「講ずる見込みがない」とみなす旨を客観的に示しておく必要がある。主な履行条件としては、①着手期限を設定し、同期限までに工事計画書や着手の確認ができる資料を提出すること、②災害防止措置は、工事計画書等に定められた工程を遵守し、工事の進捗・施行状況の報告を求められたときは速やかにこれに応じること、等が考えられる。なお、命令に対して対象者が災害防止措置を講じない意思を明らかにした場合はもちろん、明確な意思表示がない場合であっても、合理的理由なく連絡に応じず、明らかに着手する様子がみられない場合などにも、「講ずる見込みがない」と判断することになる。

上記①の着手期限は、履行期限までの履行を確実なものとするとともに、早い段階で行政代執行や告発の判断を可能とするため、履行期限までに災害防止措置を講ずるため明らかにこれを着手しなければならない日を指定する。着手期限を設定するにあたり、着手とみなす客観的に判別可能な行為を命令書に明確に記載しなければならない。後記7.4「留意事項」⑤のとおり、当該条件に違反した場合は、命令違反として告発の対象ともなり得る。

上記②については、着手期限までに工事に着手したものの、その後工程どおりに工事が進捗せず、履行期限までに全工程を完了できないことが明らかになった場合にも「講ずる見込みがない」と判断するために記載しておくべき事項である。当該条件に違反した場合に、命令違反として告発の対象となり得ることは①と同様である。

(5) その他

「措置を履行しない場合」の措置として、6.2.1(2)で述べるとおり、戒告（行政代執行法第3条第1項）、及び代執行令書の通知（行政代執行法第3条第2項）を意識した上で、①本法により行政代執行を行うことがある旨、②行政代執行に要した費用の徴収をすることがある旨を命令書に記載して交付することが望ましい。前記のとおり、履行条件に違反した場合も災害防止措置を講ずる見込みがないとみなし、行政代執行を行うことがある旨を併せて記載すべきである。

また、「備考」として、本命令に違反した場合（履行条件に違反した場合を含む）は、法第56条第3号に該当するものとして告発することがある旨も記載することが望ましい。

令和〇年〇月〇日

〇〇株式会社 ●● ●● 様

都道府県知事 〇〇 〇〇

改善命令 命令書

宅地造成及び特定盛土等規制法 第23条第1項に規定する宅地造成等に伴う災害の発生のおそれ大きいと認められたため、同条同項に基づき災害防止のために必要な措置をとることを命じる。

1. 場所

〇〇市△△町■丁目□地先

2. 処分理由

(1) 根拠法令等

宅地造成及び特定盛土等規制法 第23条第2項

(2) 原因となる事実関係

- ・当該土地は、法第10条第1項に定める宅地造成等工事規制区域である。
- ・別添1に示す箇所において盛土のり肩からのり面にかけて連続性のあるクラックが確認され、のり面が崩落し、下流の人家に影響を与える可能性が大きいと認められるため。

3. 命令内容

履行期限までに、別添1に示す当該土地のり面に対して、盛土の安定計算による最小安全率（常時）1.5以上かつ最小安全率（地震時）1.0以上を満たすよう、排土や押さえ盛土又はこれと同等以上の機能を有する是正措置を講ずること。

安定計算にあたっては、ボーリングや土質試験、地下水位観測等の適切な調査を実施し、現場状況に即した条件設定を行うこと。

4. 履行期限

令和〇年△月△日

5. 履行条件

- (1) 着手期限（令和〇年■月■日）までに、工事計画書を本県に提出するとともに、着手の確認ができる資料を併せて提出すること。
- (2) 災害防止措置は、工事計画書等に定められた工程を遵守し、工事の進捗・施行状況の報告を求められたときは速やかにこれに応じること。

6. 措置を履行しない場合

上記履行期限までに、「3. 命令内容」記載の措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないときは、法第23条3項が準用する法第20条第5項の規定により、都道府県知事自ら措置を講じ、その措置に要した費用の徴収をすることがある。「5. 履行条件」に違反した場合も、上記措置を講ずる見込みがないとみなし、同様の措置を講ずることがある。

7. 備考

本命令に違反した（「5. 履行条件」に違反した場合を含む）者は、法第56条第3号に該当するものとして、刑事訴訟法第239条第2項に基づき告発され、罰せられることがある。

8. 教示

この処分に対して不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第18条第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に都道府県知事に対して審査請求することができる。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過するとできなくなる。

この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、〇〇県を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。ただし、処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過するとできなくなる。

図 5.1 改善命令命令書記載イメージ

表 5.3 災害防止措置の種別

	崩落防止する措置【基本形】	崩落したとしても人的被害を防止する措置
求める性能基準	<ul style="list-style-type: none"> 盛土の崩落を防止することを規定（安全率による確認） 例）「最小安全率（常時）1.5 以上かつ最小安全率（地震時）1.0 以上を満足すること」 	<ul style="list-style-type: none"> 崩落したとしても保全対象に被害を与えないことを規定 例）盛土タイプに応じた保全対象との必要離隔を規定 「盛土法尻から 2H 以上の離隔を確保すること」（H：盛土高さ）
対策工法	<ul style="list-style-type: none"> 安全率を満たし、かつ、原因となる事実関係（崩落発生のおそれの根拠）に応じた適切な対策内容や工法例を記載 	<ul style="list-style-type: none"> 保全対象との必要離隔に応じた適切な対策内容や工法例（排土工による盛土高さの抑制等）を記載
対策イメージ図		
メリット	<ul style="list-style-type: none"> 保全対象までの離隔や、盛土タイプ等によらず適用可能 	<ul style="list-style-type: none"> 詳細な設計等を実施せずに、是正可能となる場合がある 「崩落防止する措置」に比べ簡易な工法・安価となる場合がある
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> 調査・安定計算が必須であり、是正までに時間と費用を要する 	<ul style="list-style-type: none"> 保全対象までの離隔を確保する必要があるため、盛土形状やタイプ、周辺の土地利用によっては適用が難しい。

表 5.4 災害防止措置の具体例

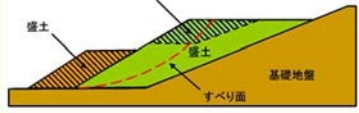
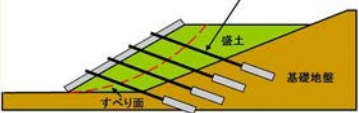
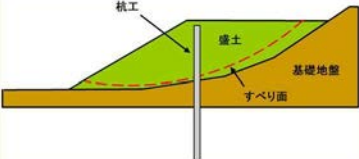
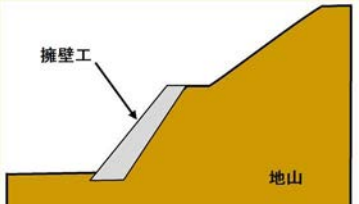
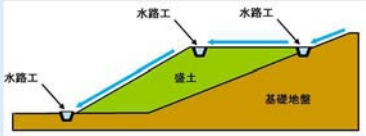

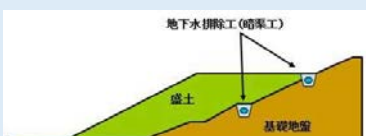

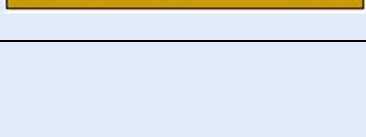
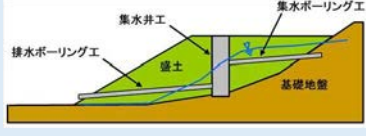
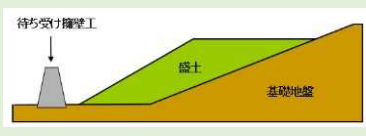
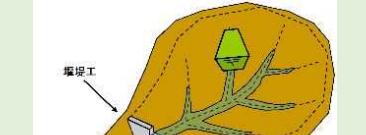
対策区分	機能	災害発生形態	対策工法		工法概要	模式図	
のり面自体の安定性向上	に盛土・整形安定した形状	盛土等の表層崩壊・盛土等の大規模崩壊	抑制工	-	押え盛土工、排土工	押え盛土は、盛土や切土末端部に盛土を造成し、その自重で盛土全体の安定性を高める。排土は、頭部や全体を排土し、盛土・切土全体の安定性を高める。	
						構造物の効果により崩壊を抑制する	抑制工
	グラウンドアンカー工	アンカー材を地中に設置し、反力体をアンカー緊張力で締め上げ、不安定な土塊を拘束し、のり面の安定性を高める。					
	杭工	主に鋼管等を地中に打ち込み、その剛性、受働土塊の反力等を期待し、すべり発生を防止し、のり面の安定性を高める。急勾配の斜面では杭谷側の受働抵抗を期待できない場合や土塊の崩壊を防止する対策を別途行う必要があることに留意が必要である。					
	盛土等の大規模崩壊	抑制工	-	擁壁工（石積、ブロック積、かご工、井桁組擁壁、コンクリート擁壁、連続長繊維補強土工等）崖面崩壊防止施設（鋼製砕工、大型かご砕工、ジオテキスタイル補強土壁工）	のり面を石積やコンクリート擁壁、連続長繊維補強土等で覆い、一定の土圧に対抗させ、のり面の安定性を高める。盛土防災マニュアルの崖面崩壊防止施設も適用できる。		
盛土等の表層崩壊							

表 5.4 災害防止措置の具体例（続き）

対策区分	機能	災害発生形態	対策工法		工法概要	模式図	
のり面自体の安定性向上	のり面の浸食や崩壊を抑制する	盛土等の表層崩壊	抑制工	構造物によるのり面保護工	モルタル・コンクリート吹付工、石張工・ブロック張工、コンクリート張工	のり面にモルタル又はコンクリートを吹付、石やコンクリートブロック、コンクリートをのり面に設置し、のり面の浸食等の防止を期待する。ずり落ち防止のため、基礎工の設置が必要である。湧水や浸透水がある場合は、背面にぐり石や切り込み砕石を設置する。	
		盛土等の表層崩壊			かご工（ふとんかご工）	のり面の法尻部に鋼製枠を階段状に設置し、枠内に砕石や栗石を詰めて土留め構造物を構築する。地盤内地下水の排水効果が期待できる。	
		盛土等の表層崩壊			柵工 じゃかご工	のり面に金属杭や木杭等を打ち込み、これに竹又はプラスチック製のネット等を組み込み設置する。のり面表層部の浸食や湧水による土砂流出を防止する。じゃかご工を適用する場合もある。	
		盛土等の表層崩壊			プレキャスト枠工	のり面にプレキャスト製の梁（PC製、鋼製、樹脂製等）を設置し、交点にすべり止めのアンカーを設置し、降雨等による浸食や緑化基礎工を構築する。	
		盛土等の表層崩壊			現場打ちコンクリート枠工、吹付枠工	のり面に現場打ちコンクリートやモルタルを吹付、梁を格子状に構築し、のり面の浸食、表層崩壊の防止および緑化基礎工の効果を期待する。	
抑制する	のり面の浸食等を抑制する	盛土等の表層崩壊	抑制工	植生工	種子散布工、客土吹付工、植生マット工、張芝工、植生基材吹付工、植生筋工、筋芝工、植生土のう工、樹木植栽工、苗木設置吹付工等	のり面を客土やシート、土のう等で覆うことで、植生を早期に導入し、浸食等の防止を期待する。	

表 5.4 災害防止措置の具体例（続き）

対策区分	機能	災害発生形態	対策工法		工法概要	模式図		
雨水や地下水の排除	表流水の侵入を防止する	盛土等の表層崩壊 ・ 盛土等の大規模崩壊	抑制工	地表水排水工	地表水排除工（水路工）	プレキャスト水路やコルゲートフリーム、布製型枠等を用いた水路工、盛土等に流入する雨水等の表流水を速やかに場外へ排水する。		
		盛土等の表層崩壊 ・ 盛土等の大規模崩壊			のり肩排水溝 縦排水溝 小段排水溝等	プレキャスト水路や現場打ちコンクリートで水路を設置し、雨水等の表流水を速やかに排水する。		
	湧水を導いて排水処理する	盛土等の表層崩壊 ・ 盛土等の大規模崩壊	抑制工	地下水排除工	地下水排除工（暗渠工）	地盤内の地下水を集水、排水するため、ストレーナ加工を施した排水管を透水材で覆い設置する。透水材の周りには吸出し防止シートを巻き、細粒分の流出を防止する。		
		盛土等の表層崩壊 ・ 盛土等の大規模崩壊			地下水排除工（横ボーリング工）	地盤内の地下水を集水、排水するため、ストレーナ加工を施した排水管をボーリング削孔の孔内に挿入、設置する。		
		盛土等の表層崩壊 ・ 盛土等の大規模崩壊			地下水排除工（集水井工）	地盤内の地下水を集水、排水するため、地盤内にライナープレートにて集水井を構築し、井戸内から集水ボーリングを行い、ストレーナ加工を施した排水管をボーリング削孔の孔内に挿入、設置する。また、井戸に溜まった水を排水する導水管を設置する。広い範囲の集水ができる他、井戸内の集水管のメンテナンスが容易である。		
		盛土等の表層崩壊 ・ 盛土等の大規模崩壊			地下水排除工（砕石縦排水工） 補助工法：ふとんかご工	盛土法尻部をスリット状に掘削し、砕石材を投入し、前面にふとんかご工を設置し、安定を図る。法尻部の透水性を向上させ、地下水位の低下を図る。追従性がある。 ※ 盛土にのみ適用可		
	崩壊土砂の崩壊や流出の防護	崩壊土砂の流出を軽減する	盛土等の崩壊により流出した土砂の土石流化	防護工	-	待ち受け擁壁工	崩壊を直接抑止することが困難な場合に斜面下部や渓流部等にコンクリート擁壁や防護柵を設置し、崩壊土砂を防護する。	
		盛土等の崩壊により流出した土砂の土石流化	土砂流出防止工	-	堰堤工 床固工	崩壊を直接抑止することが困難な場合に渓流部等にコンクリートや鋼製の堰堤や渓床に小型の重力式擁壁を設置し、崩壊土砂の防護および土砂の移動を抑制する。		

【参考】改善命令 命令内容の記載例

命令書には、危険性を除去又は抑止するために求める性能と対策内容や工法例を具体的に記載する必要がある。災害防止措置の種別については、「①崩壊を防止する措置」と、「②崩壊したとしても人的被害を防止する措置」による災害の防止が考えられる。求める性能と対策内容や工法例は、政令で定める技術的基準や関連するガイドライン等を参考に内容を設定することが望ましい。ここでは、それぞれの措置における命令内容の記載例を紹介する。

なお、詳細については、第3編 5.4(2)を参照されたい。

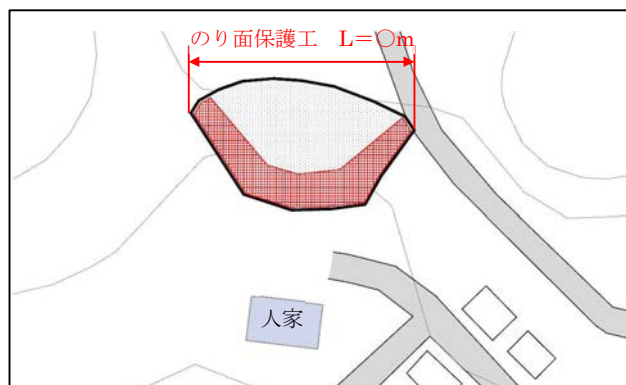
(1) 崩落を防止する措置**例1-1) 求められる性能(のり面が崩壊しない)を明示した命令内容**

別添1に示す当該土地のり面が崩壊しないよう、のり面保護工又はこれと同等以上の機能を有する是正措置を講ずること。

安定計算にあたって、ボーリングや土質試験等の適切な調査を実施し、現場状況に即した条件設定を行うこと。

ポイント：

- 命令内容が明確かつ簡潔であり、具体的な設計も行為者に求めるため、命令が容易。
- 求める性能は「のり面が崩壊しない」としており、是正内容が適切か確認が必要なため、工事施工計画書を提出させることにより、設計内容を精査することが必要。



別添1：位置図

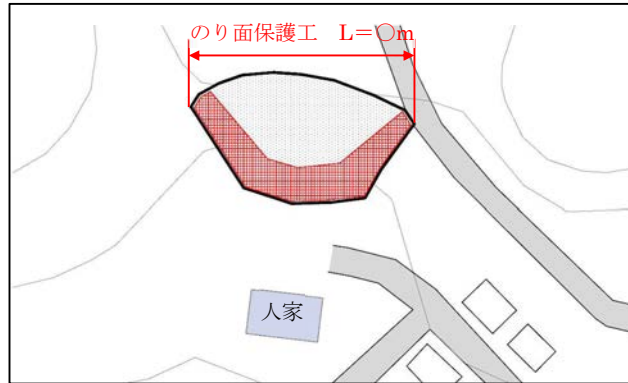
例1-2) 求められる性能を具体的な数値で明示した命令内容

別添1に示す当該土地のり面に対して、盛土の安定計算による最小安全率(常時) 1.5以上かつ最小安全率(地震時) 1.0以上を満たすよう、のり面保護工又はこれと同等以上の機能を有する是正措置を講ずること。

安定計算にあたっては、ボーリングや土質試験等の適切な調査を実施し、現場状況に即した条件設定を行うこと。

ポイント：

- 具体的な設計は行為者に求めるため、命令が比較的容易。
- 求める性能は「盛土の安定計算による最小安全率（常時）1.5 以上かつ最小安全率（地震時）1.0 以上を満たす」としており、是正内容が適切か確認が必要なため、工事施工計画書を提出させることにより、設計を精査することが必要。
- その際、設計で求める水準を明確に命令しているため、確実な設計を求めることが可能。



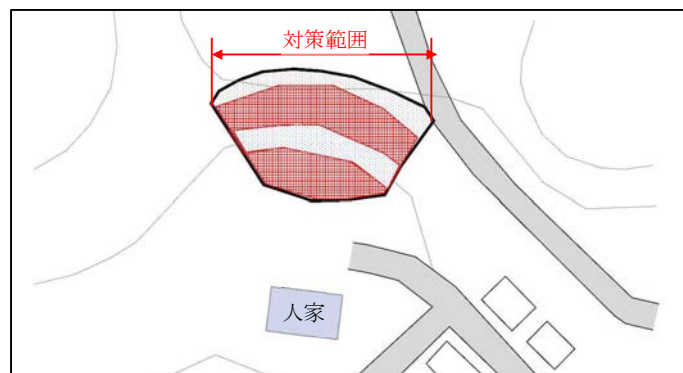
別添 1：位置図

例 1-3) 求められる性能を具体的な数値で示し、それを満たす詳細な工法例を明示した命令内容

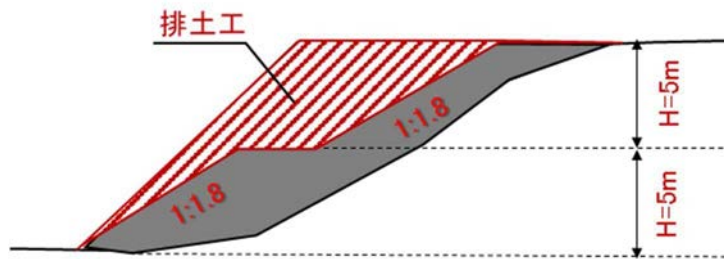
当該土地ののり面に対して、盛土の安定計算による最小安全率（常時）1.5 以上かつ最小安全率（地震時）1.0 以上を満たすよう、のり面勾配 1: 〇、のり高 〇m 以下ののり面形状（別図 1 参照）に是正すること。ただし、これと同等以上の機能を有する是正措置を設置することも可能とする。

ポイント：

- 設計を行った上で命令するため、命令に時間と費用を要する。
- 是正方法を詳細に明記しているため、是正方法に関して行為者の言い逃れをさせることなく、確実な是正を求めることが可能。
- 相手に設計能力がない場合や、行政代執行も想定している場合などで自治体が設計を行った場合を想定。



別添1：平面位置図



別添2：標準断面図

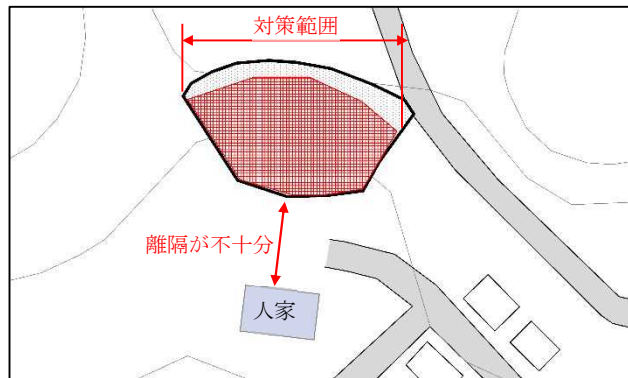
(2) 崩落したとしても人的被害を防止する措置

例2-1) 求められる性能（保全対象に影響を与えない）を明示した命令内容

崩落したとしても別添1に示す保全対象に影響を与えないよう、排土工又はこれと同等以上の機能を有する是正措置を講ずること。

ポイント：

- 命令内容が明確かつ簡潔であり、設計も行為者に求めるため、命令が容易。
- 安定計算等の詳細な設計を必要とせずには是正することが可能。
- 求める性能は「保全対象に被害を与えないよう」としており、是正内容が適切か確認が必要のため、工事施工計画書を提出させることにより、設計を精査することが必要。



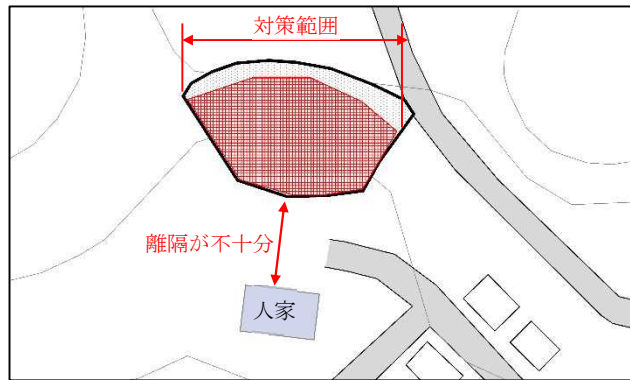
別添1：平面位置図

例2-2) 求められる性能を示し、それを満たす詳細な工法例を明示した詳細な命令内容

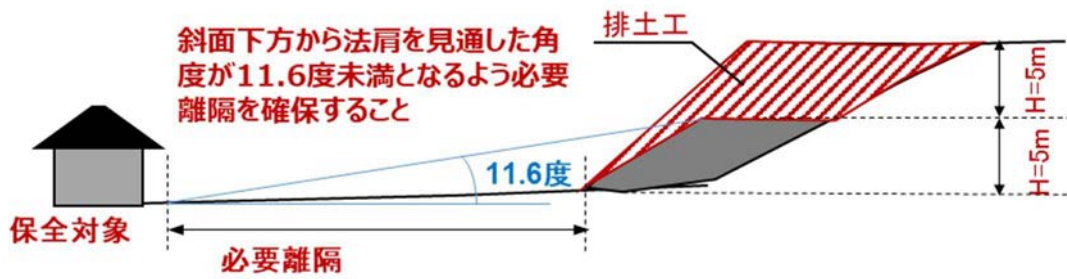
崩落したとしても別添1に示す保全対象に影響を与えないよう、別添2に示すように盛土高を〇mとする排土工又はこれと同等以上の機能を有する是正措置を講ずること。

ポイント：

- 設計をした上で命令するため、多少の時間を要する。
- 安定計算等の詳細な設計を必要とせずには是正することが可能。
- 具体的な是正方法を明記しているため、是正方法に関して行為者の言い逃れをさせることなく、確実な是正を求めることが可能。



別添1：平面位置図



別添2：対策工参考図

5.5 勧告（法第22条〔法第41条〕第2項）

本条項における勧告の要件は「災害の防止のため必要があると認める場合」である。「技術的基準又はこれに準ずる程度」に適合していないと認められるときであり、改善命令に相当する危険な状態となる前に修繕等を行う、予防的観点も含まれる。

勧告は、具体的な処置を求めるものであることから、法第22条第1項とは異なり、土地の所有者、管理者又は占有者のほか、「工事主又は工事施行者」もその対象に含まれている。

「災害の防止のため必要がある」か否かは、「盛土等の状況」と「人的被害のおそれ」の双方から盛土等の危険性を判断して決定する。具体的な判断基準は、表5.1及び表5.2を参照されたい。

土地の形質変更の場合は、盛土等の状況が「災害発生の可能性あり」に該当した盛土等が勧告の対象と判断できる。なお、「崩落発生のおそれが大きいかどうか未確認」に該当する盛土等は、要求性能の判定に必要な調査が未実施又は実施中であり、盛土等の状況を客観的に判断ができていない暫定的な状態であるため、調査が実施されるまでの間は「勧告」の対象となるが、早期に要求性能基準への適合性を判断し、改善命令の要件に該当しているときは、躊躇なく改善命令を行う必要がある。

土石の堆積の場合は、政令で定める技術的基準の項目のうち、①又は②に該当し、現時点では人家等への被害は想定されないが、将来的な土地利用の変化等により被害が懸念される場合は「勧告」の対象となる。

また、盛土等の状況について崩壊発生のおそれがなく、人的被害のおそれも懸念されないため、勧告の要件を充たさない場合でも、引き続き経過観察を行い、周辺の土地利用状況の変化等を定期的に確認することが望ましい。

また、勧告を行う場合は、相手方に対し勧告書を交付する。勧告書は、勧告の相手方への直接交付（交付時の写真撮影、相手方の受領署名等）又は書面送付（特定記録郵便等）により行い、相手方が受領したことの記録を残す必要がある。勧告における勧告書のひな形は、図5.2のとおりである。

〇〇株式会社 ●● ●● 様	令和 年 月 日 第 号 都道府県知事 〇〇 〇〇
勧告書	
<p>下記の土地において行っている行為は、宅地造成及び特定盛土等規制法第22条第2項に規定される宅地造成等に伴う災害の防止のため必要があると認められたため、同条同項により、災害防止のため必要な措置をとることを勧告します。</p>	
1. 場所 〇〇市△△町■丁目□地先（別図参照）	
2. 勧告の理由	
(1) 根拠法令等 宅地造成及び特定盛土等規制法 第22条第2項	
(2) 原因となる事実関係	
・当該土地は、法第10条第1項に定める宅地造成等工事規制区域である。	
・当該土地で造成される盛土のり面に適切な擁壁が設置されておらず、のり面が崩落した場合、下流の人家に影響を与える可能性があるためと認められるため。	
3. 勧告内容 是正工事としてのり面が崩落しないよう災害防止のため必要な措置を講ずること。	
4. 履行期限 令和 〇年△月△日	
6. 備考 今後、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれ大きいと認められた場合は、同法第23条第1項の規定に基づく改善命令を行うことがあります。	

図 5.2 勧告書記載イメージ

6章 行政代執行

ポイント

- 本法は、行政代執行法の特例として、緩和代執行、略式代執行及び特別緊急代執行を規定して、簡易迅速な手続により代執行を行うことを可能にしている。
- 代執行費用は、財産調査権を適切に行使し、国税徴収法第5章の規定に従ってその徴収に努める。
- 代執行の過程で設置した工作物は、代執行が代替的作為義務を行政が代わりに履行するものであること、土地所有者等には土地の保全努力義務が課されていることなどの事情を勘案の上、土地所有者等又は原因行為者に適切に管理させる。

6.1 趣旨

行政代執行とは、代替的作為義務について、これを履行しない義務者に代わり行政庁が自らの判断で災害防止措置を講じ、その費用を義務者から徴収する制度である。行政代執行法（昭和23年法律第43号）が定める一般代執行の要件は、①代替的作為義務の不履行があること、②他の手段によって履行を確保することが困難であること（補充性の要件）、③不履行を放置することが著しく公益に反すると認められること（公益性の要件）である（同法第2条）。不法・危険盛土等があった場合にも、行政処分が履行されないときには、速やかな行政代執行の実施により、国民の生命及び財産の保護を図る必要がある。しかし、改正前の宅地造成等規制法では、行政代執行に際し、原則として、上記の行政代執行法第2条の要件を充足することが想定されており、要件該当性への懸念などから必要な代執行を躊躇又は断念することで、その円滑な実施が阻害されるおそれがあった。そこで、法第20条第5項〔法第39条第5項〕は、一般代執行の特例として、「緩和代執行」「特別緊急代執行」の規定を設けるとともに、「略式代執行」についても、従来の要件を緩和して、簡易迅速な手続により円滑に代執行を実施できるように改正した。したがって、本法に基づく行政代執行は、一般代執行ではなく、特例として規定されている上記三つの代執行の中から、具体的状況に応じて、適切な方法を選択して対応されたい。

また、「都道府県知事は、自ら災害防止措置の全部又は一部を講ずることができる。」と規定されているとおり、「工事主等」に命じる災害防止措置の内容と、公費を投入して行われる行政代執行の内容には自ずから差異があり得る。したがって、監督処分又は改善命令を行った事案においてどこまで代執行を実施するかは、盛土等の規模、これに起因する周辺住民への影響の程度、災害発生危険性の客観的状況を踏まえ、各都道府県知事等の判断により決定して差し支えない。

このように、都道府県知事等は、行政代執行を実施する場合においても、個々の事案における客観的状況を総合勘案し、優先順位をつけた上で計画的かつ合理的に対応すればよく、行政代執行による公費の投入を回避しようとするがあまりに監督処分又は改善命令の発出それ自体を躊躇するという運用は行うべきではない。合理的根拠なくして、当該事案の客観的状況から必要とされる代執行の実施を怠る場合には、裁量を逸脱したものとして違法とされる余地がある。国民の生命及び財産の保護を図るために、行政代執行法の特例を定めた趣旨に鑑み、必要な代執行については躊躇することはなく速やかに実施されたい。

法は、災害防止措置等に要した費用について、工事主等、土地所有者等又は原因行為者に負担させる

第3編 不法・危険盛土等発見時の行政対応

ことができると規定しており、当該費用の徴収については、行政代執行法第5条を準用していることから、実際に要した費用の額及び納期日を定めた所定の納付命令書を交付し、また、同法第6条を準用していることから、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第5章の規定に従って、国税滞納処分の例により徴収することができる。（法第20条第7項〔法第39条第7項〕）。これにより、災害防止措置等に要した費用については、裁判上の手続を経ることなく、各地方公共団体自らが差押え、質問検査、捜索などの強力な権限の行使によって強制徴収できるため、効果的な費用の回収に努められたい。

なお、行政代執行は、本来、原因行為者等が行うべきものについて、公費を投入して行政が代わりに行うものであり、適切な費用徴収が行われない場合には、住民監査請求（地方自治法第242条）や住民訴訟（地方自治法第242条の2）を受ける可能性があることに留意する必要がある。

6.2 行政代執行の要件

行政代執行法第2条は、代執行の要件として、①他の手段によってその履行を確保することが困難であること（補充性の要件）、及び②不履行を放置することが著しく公益に反すると認められること（公益性の要件）を挙げるが、本法では、法第20条第5項第1号から第3号〔法第39条第5項第1号から第3号〕に定める要件を満たしている場合はせば、代執行可能として、行政代執行法の特例を定めている。

これは、本法に基づき、災害防止措置を命ずる盛土等は、基本的に人命への影響が危惧され、「公益性の要件」に該当する蓋然性が高く、また、災害防止措置を講じなければ、災害発生のおそれを除去できないことが通例であることから「補充性の要件」も満たす場合が多く、行政代執行の実施にあたり、再度、行政代執行法第2条の要件の適合性を検討することなく、人命の擁護を最優先として、躊躇なく、迅速に行政代執行ができるよう明文化したものである。

本法が規定する特例は、それぞれ下表、次節に述べるとおりである。

表 6.1 行政代執行の要件（法第20条第5項第1号～第3号）

代執行の種類	要件	補足事項
<p>(参考) 一般代執行 (行政代執行法第2条)</p>	①法律に基き行政庁により命ぜられた行為について ②義務者がこれを履行しない場合 ③他の手段によつてその履行を確保することが困難であり(補充性の要件) ④その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるとき(公益性の要件)	・一般法においては、③補充性の要件や④公益性の要件に該当するか、行政が判断する必要
<p>緩和代執行 (本法第20条第5項第1号)</p>	①災害防止措置を講ずべきことを命ぜられた者が ②-1 期限までに措置を講じないとき ②-2 措置を講じても十分でないとき ②-3 措置を講ずる見込みがないとき	・行政代執行法第2条の特則として、①及び②-1～②-3のいずれかを満たす場合には、行政代執行が可能 ※「①災害防止措置を講ずべきことを命令」していることをもって、補充性の要件や公益性の要件に該当 ※②-1～②-3のいずれかを満たす場合には、行政代執行法の「②義務者がこれを履行しない場合」の要件に該当
<p>略式代執行 (本法第20条第5項第2号)</p>	①災害防止措置を講ずべきことを命じようとする場合において ②過失がなく当該災害防止措置を命ずべき者を確知することができないとき	・行政代執行法第2条の特則として、十分な調査を行っても命ずべき者を特定することができないときは、相当の期間を定めて、あらかじめ公告することで、代執行が可能
<p>特別緊急代執行 (本法第20条第5項第3号)</p>	①緊急に災害防止措置を講ずる必要がある場合において ②災害防止措置を講ずべきことを命ずるとまがないとき。	・行政代執行法第2条の特則として、①「直ちに災害防止措置を講じなければ、人命に影響を及ぼすような重大な災害が発生するおそれがある場合」で、②「命令を発出し、命令を受けた者が履行期限までに災害防止措置を講ずることを待っている、その重大な災害が発生するおそれや災害の発生を防止することが困難になる場合」には、命ずべき者に命令することなく、代執行が可能

6.2.1 緩和代執行について（法第20条第5項第1号〔法第39条第5項第1号〕）

(1) 要件

第1号に規定されている緩和代執行は、「①災害防止措置を講ずべきことを命ぜられた者」が、「②-1 期限までに措置を講じないとき」「②-2 措置を講じても十分でないとき」「②-3 措置を講ずる見込みがないとき」のいずれかを満たす場合に可能である。

「②-3 措置を講ずる見込みがないとき」とは、措置を講ずべきことを命じられた者が、措置を講じないとする意思を明確に表示していること、措置を講ずるに足りる経理的基礎がないことなど、履行期限までに措置が講じられないことが客観的に明らかな場合をいう。命令書で履行条件として別途着手すべき期限を定め、それまでに工事計画書の提出や履行の確認ができる資料の提出を求めたにもかかわらず当該条件を履行せず、又は着手期限までに履行に着手されたものの工事計画に従った施行がされず履行期限までの工事完了する見込みがないと認められる場合には、命令を受けた者の意思を確認した上で、履行期限の到来を待たずに、「講ずる見込みがないとき」の要件該当性を遅滞なく判断することが望ましい。なお、命令を受けた者に意思を明確に表示させるにあたっては、回答期限を設け、期限までに回答がない場合は「講ずる見込みがない」とする旨予め告知しておくなど、適宜対応を工夫されたい。

(2) 緩和代執行における手続の省略

代執行をなすには、行政代執行法第3条の定めに従い、戒告（行政代執行法第3条第1項）、及び代執行令書の通知（行政代執行法第3条第2項）の手続が必要となる。この手続は、義務者側に代執行の違反性について争う機会を付与する趣旨のものであるが、行政代執行法第3条第3項においては、「非常の場合又は危険切迫の場合」で「急速な実施について緊急の必要」があり、「手続をとる暇がないとき」には、手続の省略が可能とされている。

戒告の際には「相当の履行期限」を定めることになるが、本法に基づく行政代執行の対象となる盛土等については、災害が発生し、人命に危害を及ぼすおそれ大きいものであり、災害防止措置を講ずるには相当の時間を要することが想定される。そのため、手続に時間をかけることで、盛土等の崩落発生を招くおそれがあることから、戒告の手続を省略して差し支えない（なお、すでに崩壊しているなど変状規模が大きい場合には、後述のとおり、特別緊急代執行で対応することになる。）。

ただし、このようなことが想定される場合を含めて、監督処分や改善命令の命令書を交付する段階から、命令の相手方に対し、任意に義務を履行しない場合には代執行する可能性があることなどを事前に通知することが望ましい。すなわち、戒告（行政代執行法第3条第1項）、及び代執行令書の通知（行政代執行法第3条第2項）を意識した上で、①本法により行政代執行を行うことがある旨、②行政代執行に要した費用の徴収をすることがある旨など、監督処分や改善命令の命令書に記載して交付した上で、代執行段階で「非常の場合又は危険切迫の場合」に該当するか否かを判断することが望ましい。

6.2.2 略式代執行について（法第20条第5項第2号〔法第39条第5項第2号〕）

(1) 要件

法第20条第5項第2号〔法第39条第5項第2号〕に規定される略式代執行は、災害防止措置を講ずべきことを命じようとする場合において、「過失がなくて当該災害防止措置を命ずべき者を確知することができないとき」に、相当の期限を定めて、あらかじめ公告することで、代執行の実施を可能とするものである。

調査方法例に示した通常期待される調査を行っても、工事主等又は土地所有者等を確知することができなければ、「過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができない」場合に該当すると判断することができる。

(2) 土地所有者等の調査方法例

所有者の調査方法（登記情報等一般に公開されている情報、住民票、戸籍、聞き取り調査等）

占有者・管理者の調査方法（聞き取り調査等）

工事主・請負人・現場管理者の調査方法（工事請負契約、聞き取り調査等）

(3) 「過失がなく、確知できない」の判断

「過失がなくて」とは、職務行為において通常必要とされる注意義務を履行したことであり、災害防止措置を命ずべき者を確知するために通常必要とされる行政調査を実施したこと又は実施しても確知できないことが明らかであることをいう。法の目的は、特定盛土等又は土砂の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止のために必要な規制を行い、それにより国民の生命及び財産の保護を図ることにあるので、ここでいう「過失」についても上記法目的実現との関係で注意義務の範囲を確定する必要がある。

そこで、原因行為者が確知できない場合には、土地所有者等を探す必要があるところ、不動産登記上の所有者が既に死亡し相続が発生しているケースにおいて、数次相続が発生していたり、相続人が多数存在するなどの場合には、調査に時間を要し、代執行を迅速に着手できないリスクが懸念される。そのため、災害発生の未然防止という本法の趣旨を円滑に遂行するという観点から、厳密に第三順位までの法定相続人の有無までを調査して相続人を確定するまでの調査は要求されていない。原則として、戸籍附票に示されるべき人物（配偶者及び子）を調査し、その調査の範囲で所有者を確知できない場合には、「職務行為において通常要求される注意義務を履行したこと」と判断して差し支えない。

(4) 「他に確知可能な者がいる場合」の対応

不法・危険盛土等に多数の工事主等が関係する事案において、その工事主等の一部は確知できたが、確知できない者がいる場合には、確知できた者に対して命令を発出して措置が講じられない等の場合には、緩和代執行を行うとともに、確知できなかった者に対しても、代執行後の費用徴収権を確保するため、本法第20条第5項第2号に基づく公告を行った上で略式代執行を行うことが望ましい。

なお、法の趣旨を踏まえ、土地所有者等に対しては、盛土等に関する工事に対する関与の度合いに

第3編 不法・危険盛土等発見時の行政対応

かかわらず、監督処分や改善命令を発出するべきであり、命令に対して措置が講じられない等の場合には、代執行手続に移行した上で、代執行に要した費用について土地所有者等に求償することが可能である。ただし、他に原因行為者がいることが判明している事案において、その者を過失なく確知できない場合には、緩和代執行と略式代執行を併用して行った上で、代執行に要した費用については、原因行為者を引き続き探索して、原因行為者に対して求償することも考えられる。

6.2.3 特別緊急代執行について（法第20条第5項第3号〔法第39条第5項第3号〕）

(1) 要件

緊急に災害防止措置を講ずる必要がある場合において、災害防止措置を講ずるべきことを命ずるいとまがないときには、特別緊急代執行が可能である。

緊急に措置を講ずる必要がある場合とは、「直ちに災害防止措置を講じなければ、人命に影響を及ぼすような重大な災害が発生するおそれがある場合」であり、「いとまがないとき」とは、「命令を発出し、命令を受けた者が履行期限までに災害防止措置を講ずることを待っている間は、その重大な災害が発生するおそれや災害の発生を防止することが困難になる場合」をいう。この場合、命令を発することなく、代執行が可能である。現状把握の結果、すでに崩落を示唆する著しい変状があり、かつ一部崩壊しており、防災措置がされていないか、不十分である等、災害発生の危険性を探知し、緊急対応が必要となった場合には、特別緊急代執行により速やかに対処されたい。

具体的な危険性を判断する際の視点及び判断方法については、「表 2.4 危険性判断基準（土地の形質変更）」、「図 3.3 緊急対応が必要な盛土の具体例」を参照されたい。

6.3 行政代執行の進め方

6.3.1 緩和代執行

緩和代執行は、弁明の機会付与後、監督処分又は改善命令を行い、命令を受けた者が措置を講じない、講じても十分でない、又は講ずる見込みがないと判断した際に実施する。代執行後は費用徴収の手続を実施する。具体的には、行政代執行法第 5 条の規定により費用納付命令後、地方自治法第 231 条に基づき納入通知を送付する。納入期限までに納付が無ければ、20 日以内に督促状を發布する。督促状發布後 10 日以内に納付が無ければ、差押え等の滞納処分により、換価を行い、費用を回収する。

行政代執行の手続の流れを以下に示す。

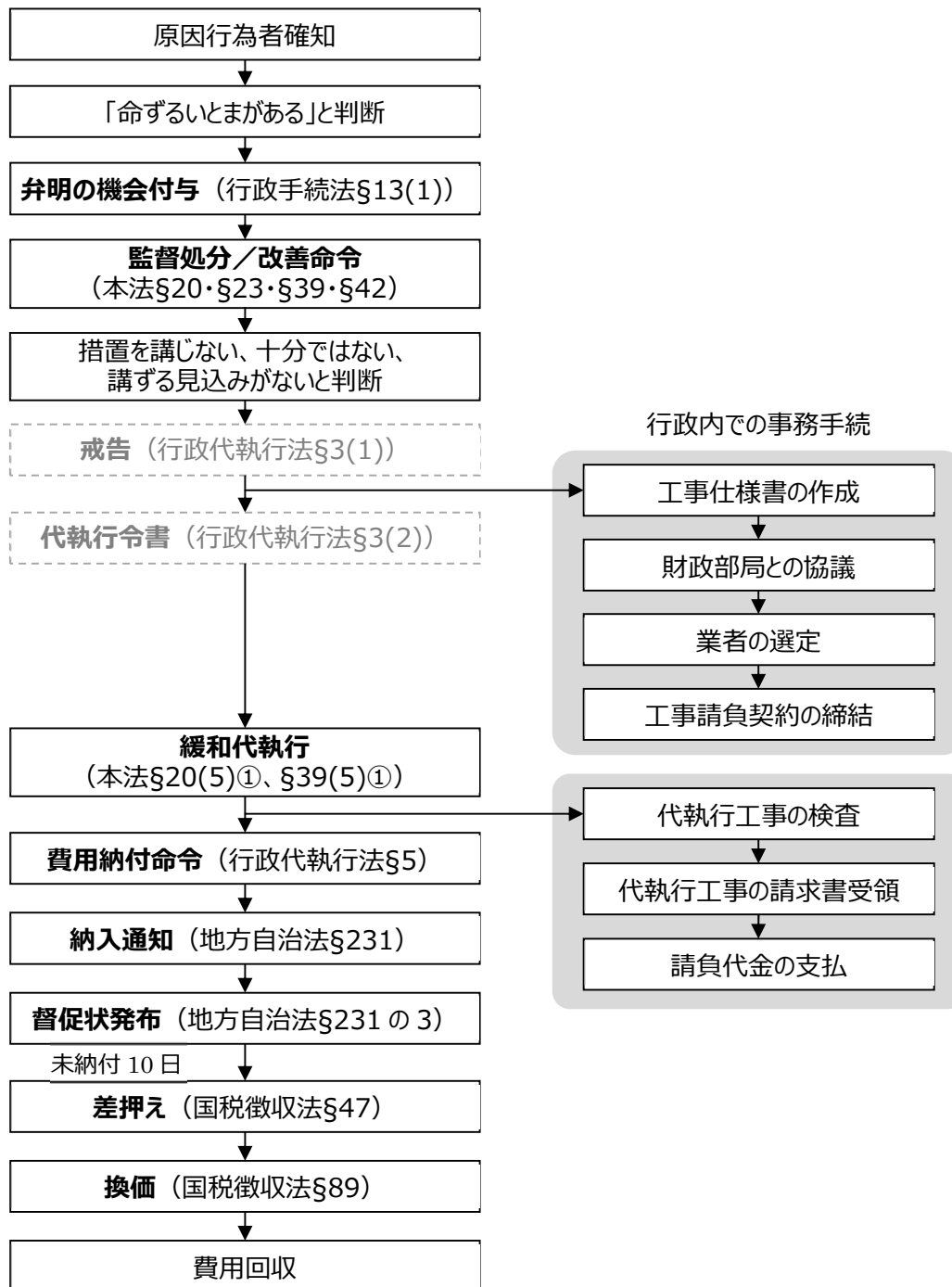
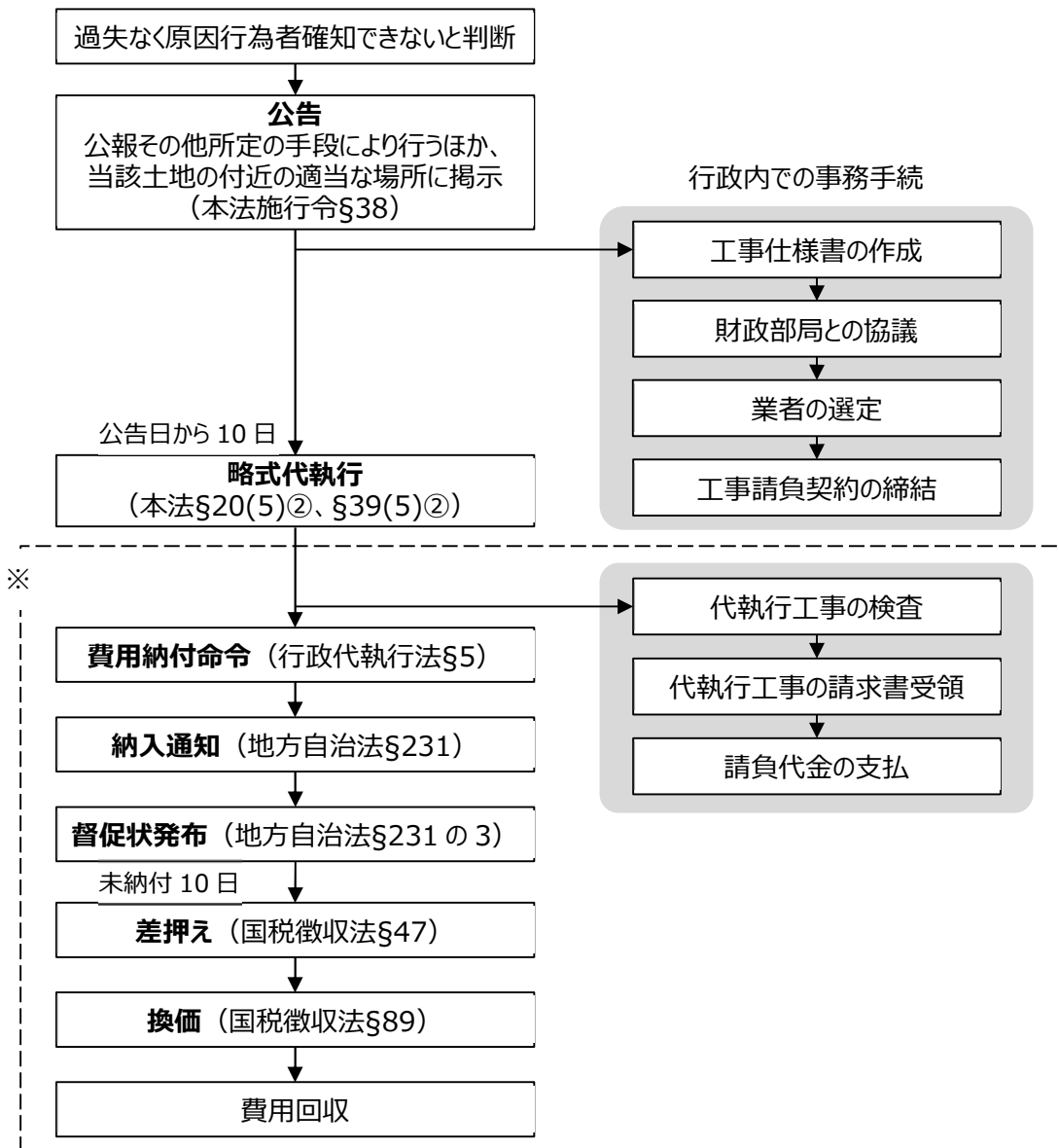


図 6.1 緩和代執行のフロー—5)p.166-168

6.3.2 略式代執行

略式代執行は、「相当の期限を定めて当該災害防止措置を講ずべき旨及びその期限までに当該災害防止措置を講じないときは代執行を行い、費用を徴収することがある旨をあらかじめ公告した上で実施する。公告は、公報誌への掲載、公報用の掲示板への掲示、代執行を実施する場所に掲示板を立てるなど適宜の方法により行って差し支えない。略式代執行の場合、命ずべき相手が確知できていないため、その後の費用徴収手続は事実上できないが、その後、命ずべき相手が確知できた場合には、緩和代執行と同様に費用徴収の手続を実施する。



※費用の徴収については、相手方を確知できていないため事実上実施できない。
略式代執行後、引き続き原因行為者を調査することも考えられる。

図 6.2 略式代執行のフロー—5)p.166-168

6.3.3 特別緊急代執行

特別緊急代執行は、監督処分又は改善命令をすることなく、直ちに実施する。代執行後は緩和代執行と同様に費用徴収の手続を実施する。

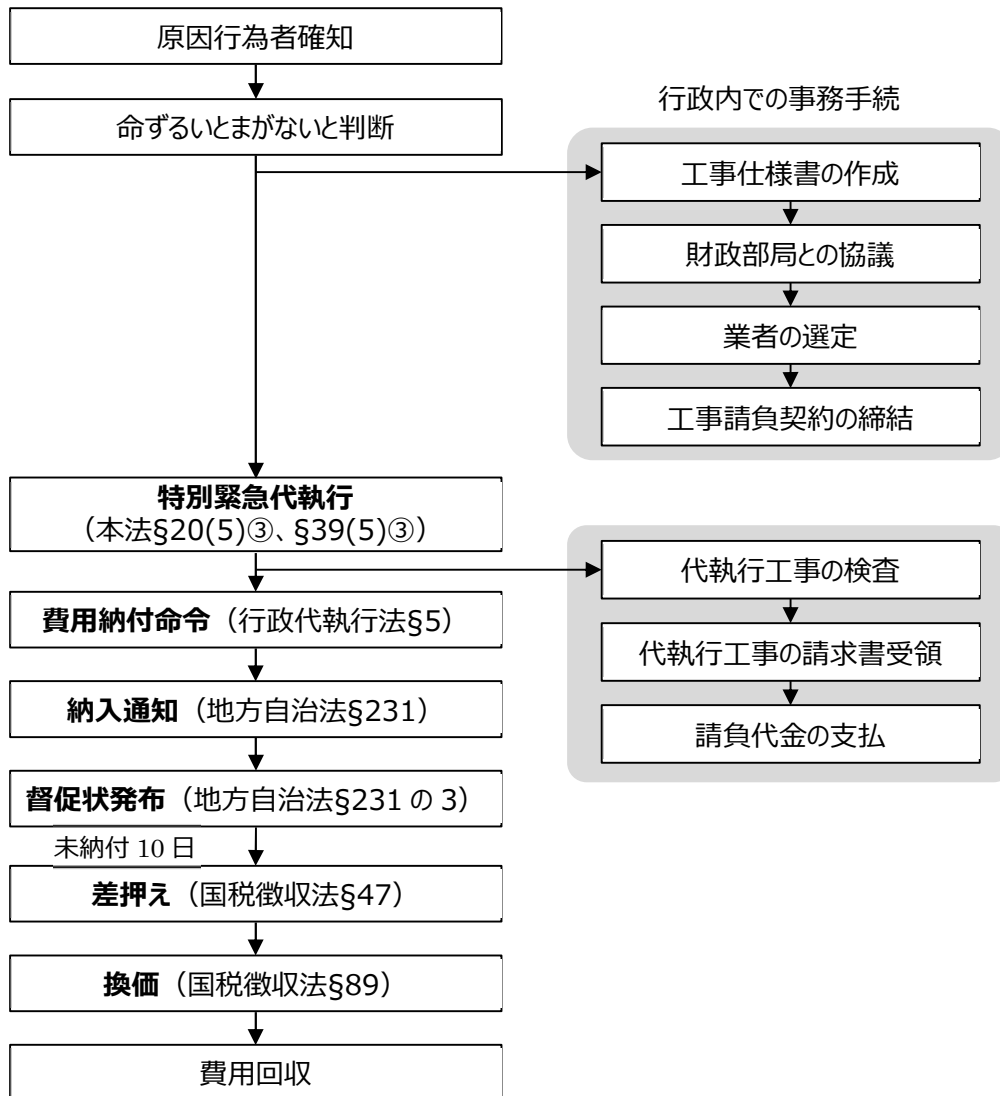


図 6.3 特別緊急代執行のフロー—5)p.166-168

6.4 災害防止措置の実施

「都道府県知事等は、自ら災害防止措置の全部又は一部を講ずることができる。」と規定されているとおり、監督処分又は改善命令の内容と、公費を投入して行う行政代執行の内容には自ずから差異があり得る。監督処分又は改善命令を行った事案において、どこまで代執行を実施するかは、工事主等又は原因行為者に命じた災害防止措置等の内容にかかわらず、盛土等の規模、これに起因する周辺住民への影響の程度、災害発生の危険性等の客観的事情を総合勘案の上、各都道府県知事等の判断により適切に決定されたい。

6.5 費用の徴収

法第20条第7項において、費用の徴収については行政代執行法第5条の規定が準用されていることから、納付命令書を交付し、対象者が複数存在する場合（土地が共有などの場合も含む）には、連帯納付義務を負わせるために納付命令書に連名で記載した上で、それぞれに対して交付する。また、法第20条第7項において、行政代執行法第6条の規定が準用され、同条において、「国税滞納処分の例によりこれを徴収することができる」とされていることから、費用の徴収については、諸事情を勘案の上で、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第5章の規定に従って適宜実施されたい。

行政代執行は、本来、土地所有者等や原因行為者が行うべきものについて、公費を投入して行政が代わりに行うものであり、適切な費用徴収が行われない場合には、住民監査請求（地方自治法第242条）や住民訴訟（地方自治法第242条の2）を受ける可能性があることに留意する。

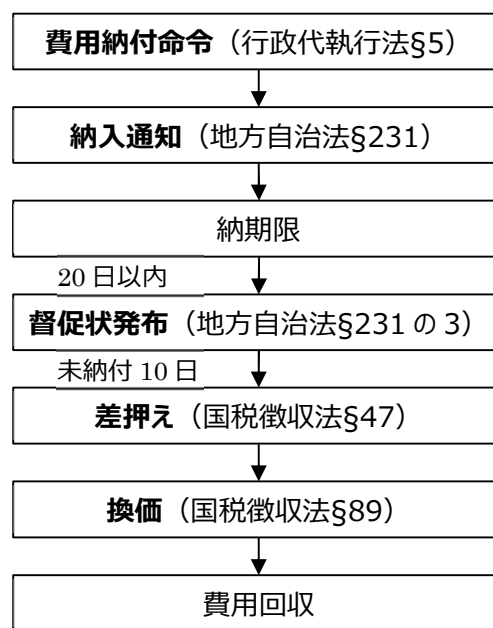


図 6.4 行政代執行費用徴収の流れ

(1) 財産調査権

国税徴収法第5章第6節第2款では、「財産の調査」が規定されており、滞納処分のために滞納者の財産を調査する必要があるときは、質問及び検査並びに搜索ができる旨規定され、財産調査権が認められている（国税徴収法第141、142条）。

督促状を発した日から10日以内に完納されない場合は、滞納処分としての財産の差押え可能であるから（国税徴収法第47条第1項第1号）、的確な財産の把握と適時の滞納処分に留意されたい。

なお、財産調査権は、代執行費用回収のための滞納処分のために行うものであるから、法第20条第5項第3号〔法第39条第5項第3号〕に該当する場合には、特別緊急代執行により緊急措置等を一部先行して実施の上で、早期に財産調査権に着手することも必要に応じ検討されたい。

(2) 費用徴収の期間

費用徴収の期間は、「権利を行使することができる時」（実務的には「納入の通知到達時」を基準に考えて差し支えない。）から5年である。5年を経過したときは時効によって消滅する（地方自治法第236条第1項）。権利の性質上、時効の援用を要しない。法令の規定により普通地方公共団体が行う納入の通知及び督促は、時効の更新（すでに進行した時効は効力を失い、新たな時効期間が進行を開始すること）の効力を有する。ただし、督促に更新の効力が認められるのは、最初の督促だけであり、督促した後、再び督促をしても、時効の更新の効力を有しないことに注意を要する⁶⁾。時効の完成猶予（時効の完成が妨げられる効力）及び更新について、特則を定めた法律がないときは民法が適用される。したがって、一部の納付や差押え等によって時効が更新されるため、費用全部の徴収に時間を要する場合には、これらの方法を用いることも併せて検討されたい。そこで、時効期間の満了が近いなどの事情がある場合には、適宜これらの方法を検討し、効果的な費用徴収が可能であるにもかかわらず、時効により徴収の機会が失われることのないよう、適切に時効の管理を行い、債権保全に努められたい。

表 6.2 求償できる期間を延ばせる場合の例

種類	例
①時効の完成猶予	・催告（地方自治法236条3項、民法150条） ・徴収猶予（地方税法18条の2第4項）
②時効の更新	・債務の承認（地方自治法236条3項、民法152条） ※一部納付は、一部であることを認めてすれば、全部についての承認となる ⁷⁾ 。 ・納入の通知（地方自治法236条4項） ・督促（地方自治法236条4項。最初の督促に限り、再督促は更新の効力なし ⁶⁾ ）
③時効の完成猶予+更新	・強制執行（差押え等）（地方税法18条3項、民法148条） ・裁判上の請求（地方自治法236条3項、民法147条）

(3) その他

① 後に確知した工事主にも費用徴収は可能か

一つの現場に無許可工事を行った工事主が複数存在する場合、すでに確知している一部の工事主のみならず、その後に確知した工事主に対しても、費用徴収を行うことができる。その場合は、略式代執行に基づく公告を行う必要がある。

② 監督処分・改善命令を受けた法人が解散した場合の行政代執行及び代執行費用の徴収

命令を受けた法人が倒産した場合、行政代執行費用の徴収が困難になることから、予め費用徴収権を確保するため、法人に加えて、盛土等を行った原因行為者（代表者等）に対しても命令を行うことが望ましい。

また、仮に、代表者等に命令を行っていなかった場合で、命令を受けた法人が行政代執行前に倒産した場合は、費用徴収権を確保するため、盛土等を行った原因行為者（代表者等）に対しても命令を行って差し支えない。

また、行政代執行が終了し、費用納付命令を発出した法人が、清算手続を開始した場合は、債権届出を行い、費用徴収に努める必要がある。

6.6 代執行後の土地及び代執行において設置した工作物の管理

代執行により自治体が設置した工作物は、①本来、土地所有者等や原因行為者が設置すべきものを、行政が代わりに設置するものであり、②公の目的に供用され不特定多数の者が利用できる物とは基本的に異なることから、国家賠償法第2条の「営造物」にはあたらない。

代執行後の工作物の所有・管理は、本来工作物を設置すべき者が土地所有者等か、土地所有者等以外の原因行為者かにより、以下の考え方を基本とする。

(1) 土地所有者等の代わりに自治体が工作物を設置した場合

- 土地所有者等の代わりに自治体が工作物を設置した場合（仮排水工、蛇籠工、土嚢積み工、防護柵工などによる工作物の設置）、当該工作物は、本来、土地所有者等が本来設置すべきものを行政が代替的作為義務を代わりに履行して安全な状態を維持するために設置するものであり、土地所有者等には、土地の保全努力義務が課されることから、当該工作物は土地所有者等が所有・管理すべきである。
- 一方、代執行後の工作物の管理については、土地所有者等の維持管理が困難になることも想定されるため、必要に応じて、事前に土地所有者等と協議し、土地所有者等が代執行後の土地の管理を適切にできるかどうか考慮した上で、災害防止措置の内容を検討し、土砂の撤去等、可能な限り、維持管理しやすい工法を工夫することが考えられる。
- なお、土地所有者等との協議をした場合には、後でトラブルにならないよう、書面により同意の内容を確認するとともに、工作物の維持管理が適切になされるよう必要な条件を付すことを検討することが望ましい。

(2) 土地所有者等以外の原因行為者の代わりに自治体が工作物を設置した場合

- 土地所有者等以外の原因行為者の代わりに自治体が工作物を設置した場合、当該工作物は、本来、原因行為者が設置すべきものを行政が代わりに設置するものであり、また、仮に代執行によらず原因行為者が当該工作物を設置する場合、土地所有者等と当該工作物の所有や管理について協議するものであることから、当該工作物は原因行為者又は土地所有者等が所有・管理すべきものである。
- 工作物の所有や管理の主体が決まらない場合でも、当該工作物は不動産に付着して分離復旧することが社会経済上不利な状態であり、その土地に附合することが通例であることや、土地所有者等に対しては、前記のとおり土地の保全努力義務が課されることを踏まえ、土地所有者等が当該工作物を所有・管理すべきものと整理することができる。
- なお、応急対策工事等により設置される工作物については、物理的には比較的容易にその土地から取り除くことが可能な場合もあるが、当該工作物は、災害発生を防止するために必要的に設置されるものであり、社会経済的に分離復旧することは明らかに不適當な場合であるので基本的に土地に附合しているものと取り扱って差し支えない。
- 一方、代執行後の工作物の管理については、原因行為者や土地所有者等の維持管理が困難になることも想定されるため、必要に応じて、事前に原因行為者や土地所有者等と協議し、代執行後の土地の管理を適切にできるかどうか考慮した上で、災害防止措置の内容を検討し、土砂の撤去など、可能な限り、維持管理しやすい工法に工夫することも考えられる。
- なお、原因行為者や土地所有者等と協議した場合には、後でトラブルにならないよう、書面に

第3編 不法・危険盛土等発見時の行政対応

より同意の内容を確認するとともに、工作物の維持管理が適切になされるよう必要な条件を付すことを検討することが望ましい。

7章 刑事告発

ポイント

- 違反と疑われる行為を認識したときは、速やかに告発を検討する。告発の円滑な受理のため、早期の段階から捜査機関と事前協議・相談する姿勢が重要である。
- 告発の対象となる違反行為について、行為者の氏名又は名称、行為の日時・内容等を裏付ける客観的資料を可能な限り収集し、捜査機関に提出する。
- 命令違反に係る告発に当たっては、命令の正当性（盛土等の危険性が命令の判断基準に適合しているかどうか、命令する災害防止措置が災害の防止のために必要かつ合理的な内容・範囲であるかどうか、猶予期限は相当であるかなど、適正に処分が行われた事実）及び履行期限内に命令事項が履行されなかった事実について明確にする必要がある。

7.1 趣旨

本法には、法第55条以下に罰則規定が設けられており、無許可工事の罪（法第55条第1項第1号及び第2号）等の犯罪が規定されている。無許可工事の罪を例に見ると、違反者に対して、3年以下の懲役又は1000万円以下の罰金を科すことができる。

さらに、法人の代表者や従業者等が法に規定する犯罪を行った場合には、行為者を罰するのみならず、その法人に対しても罰金刑が科せられている（法第60条）。前述の無許可盛土を例に見ると、3億円以下という高額な罰金刑で、厳しい刑罰となっている。原因行為者に加えて、法人も処罰されるのは、原因行為者らの選任、監督その他違反行為を防止するために必要な注意を怠らなかつた過失の存在を推定したものである。従って、必要な注意を果たしたと証明がなされない限り、法人もまた刑罰を免れないのが趣旨である^{8)p.1}。

告発は、犯罪の被害者や犯人ではないその他の者が、警察や検察官といった捜査機関に対して犯罪事実を申告し、犯人の処罰を求める意思表示である。

告発をする上で、捜査を円滑に進めるためには適切に証拠書類を提出することが重要であり、告発が受理されて警察や検察官の刑事手続が進んだとしても、自治体は傍観してはならない。従って、証拠書類等の提出等、警察や検察官との連携を密にし、捜査に可能な限り協力する必要がある。

7.2 告発に向けた基本的な考え方

告発に向けた自治体の基本的な考え方は、以下のとおりである。

(1) 告発の姿勢

- 公務員は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない旨規定されている趣旨を踏まえ、悪質性の高い違反行為については速やかに告発の検討を開始しなければならない。また、違反と疑われる行為を発見した段階で、早期に警察に報告し、その後の対応について相談する。

(2) 法人処罰の考え方

- 法人が相当の注意及び監督が尽くされたとはいえない場合には、原因行為者のほか、事業主についても、併せて告発を行うことで法人の責任を適切に問うことが重要である。

(3) 告発と行政処分の位置付け

- 監督処分や改善命令などの行政処分は、要件を充足する場合には躊躇することなく発令すべきであり、告発や刑事処罰を理由としてこれらの行政処分を留保したり、控えたりしてはならない。
- 違反行為について検察官に送致（付）されたり公訴が提起された場合には、原因行為者が情状の酌量を求めるために監督処分や改善命令に従うことも考えられる。よって、命令書の交付は、遅くとも公判手続の段階までに行うなど速やかにかつ効果的にその履行が期待できる時期に実施することが望ましい。

7.3 告発の手順

自治体職員は、違反と疑われる行為を発見した段階で警察に一報し、違反性が判明次第、早めに告発に向けて警察に相談する。告発は、書面又は口頭で検察官や司法警察員に行うこととされており、口頭による場合には、検察官又は司法警察員は調書を作成しなければならないこととされているが、告発の意思や内容を明確にするためにも書面で行うことが望ましい。告発する場合は告発状に犯罪構成要件に該当する事実を具体的に記載するほか、警察等の円滑な捜査に資するよう具体性のある告発状を作成し、可能な限り証拠資料を提出することが重要になる。

告発後、警察による捜査が開始され、必要に応じて被疑者を逮捕し、検察官へ事件を送致（付）する。検察は、被疑者が起訴か不起訴かを決定し、起訴された場合には裁判となる。

告発は、各自治体が自らの責任と裁量に基づき、①犯罪の重大性、②犯罪があると思料することの相当性、③今後の行政運営に与える影響、等の諸点を総合的に検討して判断するものであるが、円滑に告発が受理されるためには警察と相談・事前協議することが望ましい。

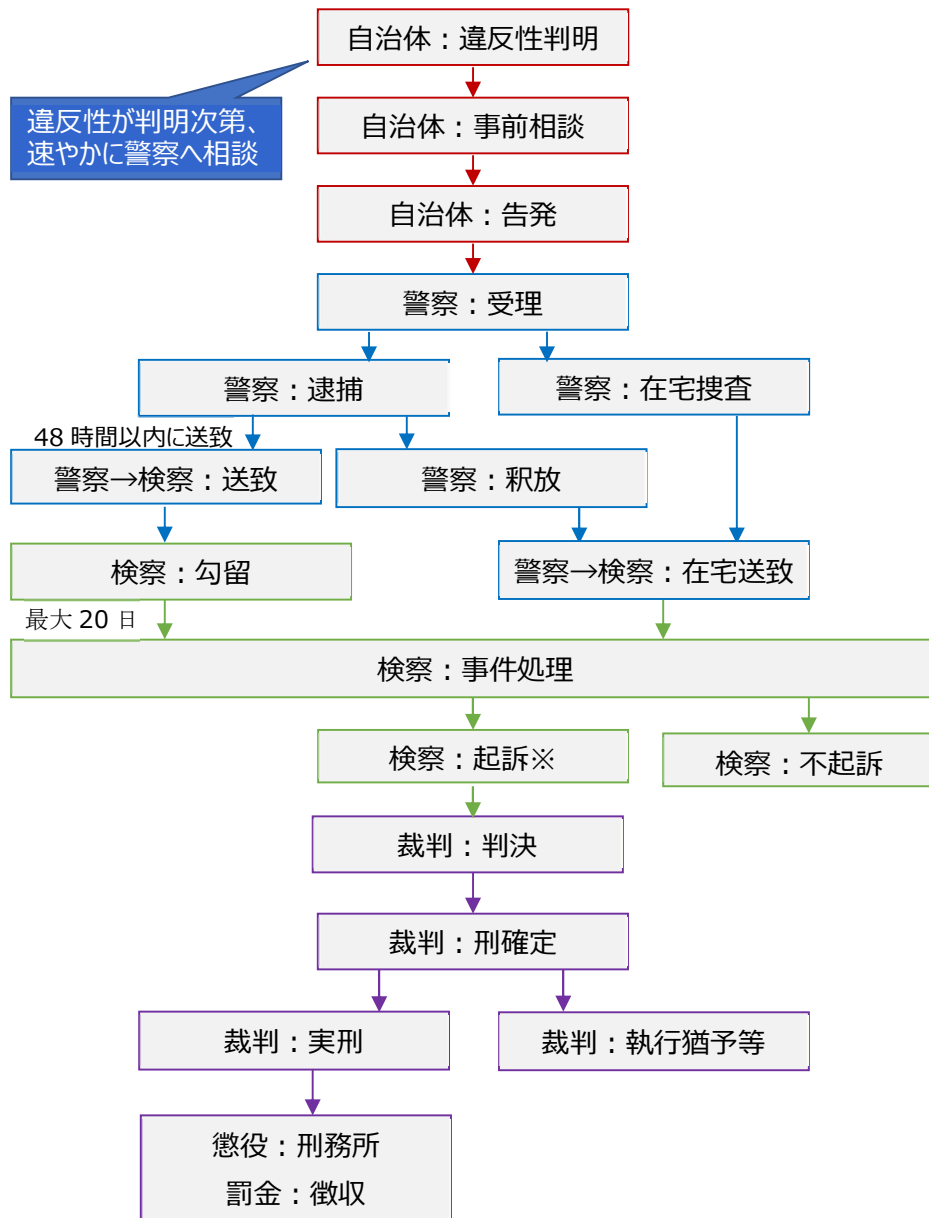


図 7.1 告発から刑確定までの流れ

※ 本法における犯罪の公訴時効(起訴できる期間)は、「犯罪行為が終わった時」から3年である(刑事訴訟法第250条第2項第6号、同第253条第1項)。

7.4 留意事項

- (1) 告発の受理及びその後の捜査を円滑にするため、行為者の氏名又は名称、周辺住民からの事情聴取、過去の行政指導の状況、違反行為を確認した日時、違反行為の内容などについて、できる限り客観的資料によって明らかにし、告発を行う前に告発対象となる違反行為の内容等について、捜査機関と十分に協議することが重要である。資料の収集にあたっては、告発に必要な資料及びひな形を参照されたい。
- (2) 資料の収集については、違反状況が一見して分かるように可能な限り写真や動画を撮影する。写真を撮影する場合は、撮影日時がわかるようタイムスタンプ（日時）を入れ、盛土等の状態、施行状況等が分かるよう様々な角度や距離から複数枚撮影することが望ましい。盛土の規模や状態等を記録する場合はスケールが分かるようポールやメジャー等を活用して正確な数値を把握することが重要である。被告発人の言動等を証拠書類とする場合は、発言内容等を記録できるよう複数人で対応することが望ましい（場合により録音しておくことも考えられる。）。
- (3) 犯罪の成否の判断にあたっては、法律の専門知識や盛土等についての技術的な知見も要することから、告発を検討する際は、弁護士や有識者等とも連携することが極めて有効である。
- (4) 命令違反の罪については、命令の正当性（盛土等の危険性が命令の判断基準に適合しているかどうか、命令する災害防止措置が災害の防止のために必要かつ合理的な内容・範囲であるかどうか、猶予期限は相当であるかなど、処分の内容が合理的であることを裏付ける事実）及び履行期限内に命令事項が履行されなかった事実を明確にしなければならない。例えば、工事の施行中止命令等の不作為義務命令の場合に現に工事が継続されている場合などは、警察が捜査を開始した時点で違反状況を現認することが可能であるが、他方で、捜査開始時に違反状況を現認できない場合もあることから、客観的証拠により違反事実の存在を特定する必要がある。
- (5) 告発すべき犯罪の嫌疑を把握したときは、公訴の時効を念頭に置いて、速やかに捜査機関へ相談をするとともに、告発の準備を開始するべきである。命令違反の罪のうち作為義務命令違反にかかる犯罪は、命令の内容が履行されないまま履行期限を経過した時点で成立する。また、履行期限経過前であっても、命令書において定めた「履行条件」に従わない場合には命令違反とみなす旨記載したにもかかわらず、これを根拠なく怠った場合には、履行期限までに履行する見込みのないことが客観的に明らかであるとして、履行期限の経過を待たずに、履行条件に違反した時点をもって犯罪が成立することもある。命令書において定める「履行条件」の具体例としては、具体的な着手期限と同期限までに着手すべき行為（工事計画書及び着手届の提出等）や、工事計画書等に定められた工程を遵守し、工事の進捗・施行状況の報告を求められたときは速やかにこれに応じることを明示するとともに、これらの履行条件に従わない場合には命令違反とみなす旨記載することが挙げられる。事案ごとに弁護士や有識者に相談の上、捜査機関とも適宜連携を取りながら、告発の時期を適切に検討されたい。したがって、作為義務の命令に当たっては、履行期限だけでなく、積極的に着手期限も明示するとともに、対象者の履行が見込めないと判断される場合は、対象者の履行の意思を確認し、その回答を記録・保存しておくことが肝要である。
- (6) 刑事手続が進んだとしても、自治体は傍観することなく、証拠資料の提出等により、警察や検察官と連携を密にし、可能な限り積極的に捜査に協力する。

第3編 不法・危険盛土等発見時の行政対応

表 7.1 罰則規定の要件と必要な証拠書類（参考）

違反行為	要件と補足	違反性を示す必要な資料	その他状況に応じて必要な資料
無許可工事 （法第55条第1項第1、2号）	①-1（宅造区域）許可規定に違反して宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事をしたとき ①-2（特定盛土区域）許可規定に違反して特定盛土等又は土石の堆積に関する工事をしたとき	■無許可盛土工事をした事実 ●規制対象の該当性を示す資料 ：盛土等が行われた場所 ・規制区域であること[公表資料、位置図] ・区域指定後の造成着手を示す資料 [盛土行為経過状況] ・盛土等の規模（高さ、面積） [測量結果] ・行為類型（宅地造成、特定盛土等、土石の堆積）[対応記録] ・適用除外対象行為に該当しないこと ●違反者特定のための資料 [土砂搬入状況]	■基礎情報 ●土地情報 [土地登記簿謄本、公図、地積測量図] ●被告発人に関する情報 [[法人]履歴事項全部証明書【個人】戸籍謄本、住民票] ■悪質性を示す情報 ●被告発人への行政対応に関する情報 [対応・指導記録、指導時の記録写真・動画]
監督処分もしくは改善命令違反 （法第55条第1項第4号、第56条第3号）	監督処分又は改善命令に違反したとき <補足> 「命令に違反したとき」： 作為義務命令の場合 原則として当命令書に記載された着手期限を徒過するのみでは足りず、履行期限を経過したとき 不作為義務命令の場合 期限を設けた場合：当該期限以降に工事等を実施したとき 期限を設けていない場合：命令書が到達した以降に工事等を実施していたとき	■命令の正当性を表す事実 ●規制対象の該当性を示す資料※1 ：盛土等が行われた場所 ・規制区域であること[公表資料、位置図] ・造成着手時期※2 [盛土行為経過状況] ・盛土等の規模（高さ、面積）※2 [測量結果] ・行為類型※2（宅地造成、特定盛土等、土石の堆積）[許可・届出資料、対応記録] ●被命令者であることを示す資料※1 [土砂搬入状況] ●命令根拠 [違反内容、盛土等の危険性] ■命令違反をした事実 ●行政処分書 [命令書、弁明通知書等] ●期限経過後の現況、履行状況 [土地・施行状況、記録写真・動画、対応記録]	■基礎情報 ●土地情報 [土地登記簿謄本、公図、地積測量図] ●被告発人に関する情報 [[法人]履歴事項全部証明書【個人】戸籍謄本、住民票] ■悪質性を示す情報 ●被告発人への行政対応に関する情報 [対応・指導記録、指導時の記録写真・動画]
立入検査拒否 (法第56条第4号)	立入検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。 <補足> 「拒み、妨げ」：言語又は動作等の積極的な行為により実質的に立入検査ができない状態を生じさせた場合に該当 「忌避」：直接に検査を拒否・妨害する以外の方法により、検査が実際に行われてもその意味を失わせてしまうような状態を作出すること（例：関係資料の隠蔽、改ざん等）	■立入検査の正当性を示す事実 ●規制対象の該当性を示す資料※1 ：盛土等が行われた場所 ・規制区域であること[公表資料、位置図] ・造成着手時期※2 [盛土行為経過状況] ・盛土等の規模（高さ、面積）※2 [測量結果] ・行為類型※2（宅地造成、特定盛土等、土石の堆積）[許可・届出資料、対応記録] ・立入検査の必要性を示す資料 [施行状況、許可・届出・検査書類] ■拒み、妨げ又は忌避した事実 ●立入検査時の状況を示す資料 [被告発人の対応、記録写真・動画]	■基礎情報 ●土地情報 [土地登記簿謄本、公図、地積測量図] ●被告発人に関する情報 [[法人]履歴事項全部証明書【個人】戸籍謄本、住民票] ■悪質性を示す情報 ●被告発人への行政対応に関する情報 [対応・指導記録、指導時の記録写真・動画]
報告徴取に対する無報告・虚偽報告	報告をしなかったとき又は虚偽の報告をしたとき <補足> 「報告をしなかったとき」：報告	■報告徴取の正当性を表す事実 ●報告徴取対象の該当性を示す資料※1 [報告徴取した場所] ・報告徴取の必要性を示す資料	■基礎情報 ●土地情報 [土地登記簿謄本、公図、地積測量図]

第3編 不法・危険盛土等発見時の行政対応

違反行為	要件と補足	違反性を示す必要な資料	その他状況に応じて必要な資料
(法第58条第5号)	内容に著しい報告漏れがある場合でも該当 「虚偽」:客観的に判断して真実又は真正ではないことについて主観的認識があること	[土地の状況、報告徴取の目的] ●被告発人が報告の徴取の対象者と示す資料 [土地登記簿、搬入状況] ■報告しなかった、虚偽した事実 ●報告を求めた事実を示す書類 [報告徴取書類] ●被告発人の提出資料(虚偽の場合)	●被告発人に関する情報 [[法人]履歴事項全部証明書 [個人]戸籍謄本、住民票] ■悪質性を示す情報 ●被告発人への行政対応に関する情報 [対応・指導記録、指導時の記録写真・動画]

[] 書きは資料例

※1:許可、届出のあった盛土等の場合、一部を申請書類により代替可能

※2:正確な情報がわかる証拠資料が収集できていない場合、まずは、少なくとも規制区域内にあること・区域指定後に造成されたこと・規制対象規模に該当すること・規制対象行為のいずれかに該当すること等がわかるもので対応

【参考】不法盛土事案における摘発事例

盛土等条例の規定に基づく許可を受けることなく土砂埋立てを実施し、無許可行為で摘発事例

住民からの相談を受け現地調査を開始。当初は許可対象面積未満の土砂埋立て行為であったが、行為者は許可対象面積を超えてもなお許可申請を行わず、繰り返しの指導にも従わないまま土砂搬入を継続した。そのため、土砂搬入中止の措置命令を発出するとともに、警察への情報提供を行った。中止命令違反による罰則が検討されたが、中止命令を示した標識が小さく、土砂搬入を行う車両から気づかれない可能性があったため、罰則の適用は困難との判断となった。そのことから、盛土面積から明確に違反行為を認定できる無許可埋立てによる盛土等条例違反で摘発された。

8章 その他

ポイント

- 法人が解散した場合でも清算が終了するまでは当該法人に対する行政処分は可能である。
- 外国人に対しても行政処分は可能であり費用徴収もできるが、国外に移動している場合には行政処分の実効性を考慮し、略式代執行手続への移行を検討する。また、海外にある資産は差押えができないことに留意する。
- 所有者不明土地に対する原因行為者への改善命令に際し、法第23条第2項の土地所有者等の異議の有無は、公示による意思表示の制度の利用を検討する。
- パトロールや許可・届出書類から「盛土」の疑いがある「土石の堆積」を把握した場合には、当該土石の堆積に関する工事が許可対象規模であるか否かを確認した上で、各種調査を実施し、「盛土」と「土石の堆積」の判別及び違反性・危険性の判断を行い、必要に応じて行政処分を行う。

8.1 法人が解散した場合の取扱い

8.1.1 法人が存続する期間

不法・危険盛土等を行った法人について解散手続が開始された場合であっても、清算が終了し、又は破産手続が終結するまでは、当該法人は存続しているため、当該法人に対して監督処分又は改善命令を行うことは可能である上、罰則の適用もある。

8.1.2 法人が不法・危険盛土等を行った場合の命令の相手方と罰則の適用

(1) 不法盛土等の場合（区域指定後に無許可で盛土を行った場合等）

ア. 区域指定後に無許可で盛土を行っていた場合

区域指定後に無許可で盛土等を行っていた場合は、無許可で盛土等を行ったことをもって、直接罰則が適用可能である（法第55条第1項第1号）。刑が科されるのは個人であることが前提となるため、実際に盛土等を行った原因行為者（代表者等）に対して、罰則が適用されるとともに、法第60条第1号の両罰規定に基づき、法人に対しても、罰則が適用される（法人重科が適用される。）。なお、法人が解散している場合は、法人に対して罰則は適用されない。

イ. 不法盛土等に対する監督処分（災害防止措置命令等）に従わなかった場合

不法盛土等に対する監督処分（災害防止措置命令等）に従わなかった場合、命令違反の罰則（法第55条第1項第4号）が適用可能である。不法盛土等を行った工事主（法人）に対して、監督処分を行い、工事主が当該命令に違反した場合には、違反者（代表者等）に対して、命令違反の罰則が適用されるとともに、法第60条第1号の両罰規定に基づき、法人に対しても、罰則が適用される（法人重科が適用される）。

命令時点で既に法人が解散している場合は、実際に盛土等を行った原因行為者（代表者等）を工事主として扱い、工事主（代表者等）に対して監督処分を行い、当該命令に違反した場合には、違反者（代表者等）に対して、命令違反の罰則を適用する。

(2) 危険盛土等の場合（区域指定前に危険な盛土を造成した場合）

危険盛土等に対する改善命令に従わなかった場合、命令違反の罰則（法第56条第3号）が適用可能である。危険盛土等の造成を行った者（法人）に対して、改善命令を行い、当該原因行為者が命令

第3編 不法・危険盛土等発見時の行政対応

に違反した場合には、違反者（代表者等）に対して、命令違反の罰則が適用されるとともに、法第60条第2号の両罰規定に基づき、法人に対しても、罰則が適用される（法人重科が適用される）。

命令時点で既に法人が解散している場合は、実際に盛土等を行った原因行為者（代表者等）に対して改善命令を行い、命令に違反する場合には、違反者（代表者等）に対して、命令違反の罰則を適用される。

8.1.3 法人が解散している場合の命令・報告徴取の対象者

命令すべき法人が解散している場合、実際に盛土を行った原因行為者（代表者等）に対して命令を行う。

具体的には、従業員に不法・危険盛土等の行為を指示した法人の代表者・役員等や、不法・危険盛土等の行為が行われていることを知りながら、それを阻止する措置を講じなかった代表者・役員等の「盛土等の行為への関与が認められる代表者・役員等」のほか、本来管理・監督する立場にありながら、何ら注意を払わず、その結果、不法・危険盛土等の行為を見逃ごすに至った代表者・役員等の「その職務を行うにつき悪意又は重過失があり、そのために不法・危険盛土等の行為を招いたものと認められる代表者・役員等」が対象になる。

また、不法・危険盛土等を行った法人が既に解散している場合、実際に盛土等の行為を行った者を、当該土地の占有者と扱い、報告徴取の対象とする。

8.1.4 監督処分・改善命令を受けた法人が解散した場合の行政代執行及び代執行費用の徴収

命令を受けた法人が解散した場合、行政代執行費用の徴収が困難になることから、あらかじめ費用徴収権を確保するため、法人に加えて、盛土等を行った原因行為者（代表者等）に対しても命令を行うことが望ましい。

また、仮に、代表者等に命令を行っていなかった場合で、命令を受けた法人が行政代執行前に解散した場合は、費用徴収権を確保するため、盛土等を行った原因行為者（代表者等）に対しても命令を行って差し支えない。

さらに、行政代執行が終了し、費用納付命令を発出した法人が、清算手続又は破産手続を開始した場合は、債権届出を行い、費用徴収に努める必要がある。

8.2 土地所有者等が外国人であった場合の対応

8.2.1 原因行為者、土地所有者等が外国人であった場合の行政処分

原因行為者、土地所有者等が外国人であった場合でも行政処分の対象になり得る。土地所有者等が国内又は国外に居住する外国籍の者であることが判明した場合には、登記簿の確認、親族、関係権利者等への聞き取り調査を行うほか、住居地の市区町村への外国人住民登録の照会、出入国在留管理局への出入国記録や外国人登録原票の照会などを行って事実関係の確認に努める。調査の結果、当該外国人が国外に移動していることが判明した場合には、適時かつ有効な送達が困難となることが想定されるため、災害発生の未然防止という法の趣旨に鑑み、「過失がなくて確知できないとき」に該当するとして略式代執行の実施を鋭意検討されたい。

8.2.2 原因行為者、土地所有者等が外国人であった場合の費用徴収

外国人に対し有効な行政処分を行った場合には、当該外国人を対象に費用徴収を検討する。ただし、国税滞納処分の例により代執行費用を徴収するに当たり（法第20条第7項）、海外にある資産は差押えの対象にならない。すなわち、差押えの対象となる財産は、法施行地域内にあることを原則とする。また、差押えの対象となる財産の具体例としては、動産、有価証券、債権、不動産（土地・建物等）、自動車、無体財産権等が挙げられる。差押えた財産については、競売等を実施の上換価し、費用徴収の実施をされたい。なお、地域外に財産がある場合に租税条約等の規定に基づき相手国に徴収の共助の要請ができる場合があるが、代執行費用の徴収には租税条約等の適用がないので、この点に留意されたい。

8.2.3 原因行為者、土地所有者等が外国人であった場合の刑事告発

土地所有者等が外国人であった場合でも刑事告発は可能である。我が国の刑法は、日本国内において犯された犯罪に対しては国籍を問わず自国の刑罰法規を適用する属地主義を採用している（刑法第1条第1項）。このため、本法で定められる刑罰法規についても、属地主義の考え方にに基づき、外国人にも適用があるため、悪質性の高い違反行為については告発を検討すべきである。なお、犯人が国外にいる期間は公訴時効の進行は停止される（刑事訴訟法第255条）。被疑者が国外に逃亡した場合には、警察では逃亡先の関係機関に捜査協力を求めることができる場合があるため、必要に応じ警察に相談されたい。

8.3 所有者不明土地における不法・危険盛土等への対応方法

8.3.1 土地所有者探索の過程で相続人（配偶者・子）に相続放棄があった場合の対応

略式代執行の検討の際、登記簿上の所有者の死亡が確認された場合、本法の趣旨から厳密に相続人の最終確定までの調査は要求されておらず、原則として、戸籍附票に示されるべき人物（配偶者及び子）を調査し、その調査の範囲で土地所有者等を確知できない場合には、「職務行為において通常要求される注意義務を履行したこと」と判断して差し支えないとしたところである。

この調査の結果、配偶者又は子の存在を確認できたが、相続放棄の申述（民法第938条）をしていると主張された場合には、相続放棄受理通知書を確認するか、家庭裁判所に照会して当該事実を確認

し、併せて、他の相続人の有無や相続財産管理人の選任について聞き取り調査し、いずれの存在も不明との回答がされた場合には、略式代執行に関する「過失なくして確知できない」と判断する。

他方、聞き取り調査の結果、他の相続人の有無や相続財産管理人の選任を確知できた場合には、これらの者に対して「土地所有者」として行政処分を行うことを検討する。なお、相続人のあることが明らかでない場合に（相続人全員が相続放棄して相続する者がいなくなった場合も含む）、相続財産は「法人」となり（民法第951条）、家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の請求に基づき、相続財産法人の代表者として相続財産管理人を選任する（民法第952条第1項）。相続財産管理人は、被相続人の債権者らに債務を弁済するなどして清算を行い、清算後の残財産を国庫に帰属させる役割を担うが、相続財産法人は、被相続人の権利義務を承継した相続人と同様の地位にあるため、上記のとおり、行政処分の相手方となると解して差し支えない。その上で、相続財産管理人の意向を聴取して行政処分を「講ずる見込み」について確認し、緩和代執行への移行を遅滞なく検討されたい。相続財産管理人を相手方として行政処分を行った場合には、代執行費用についても、相続財産管理人と協議して適切に相続財産から回収するように努められたい。

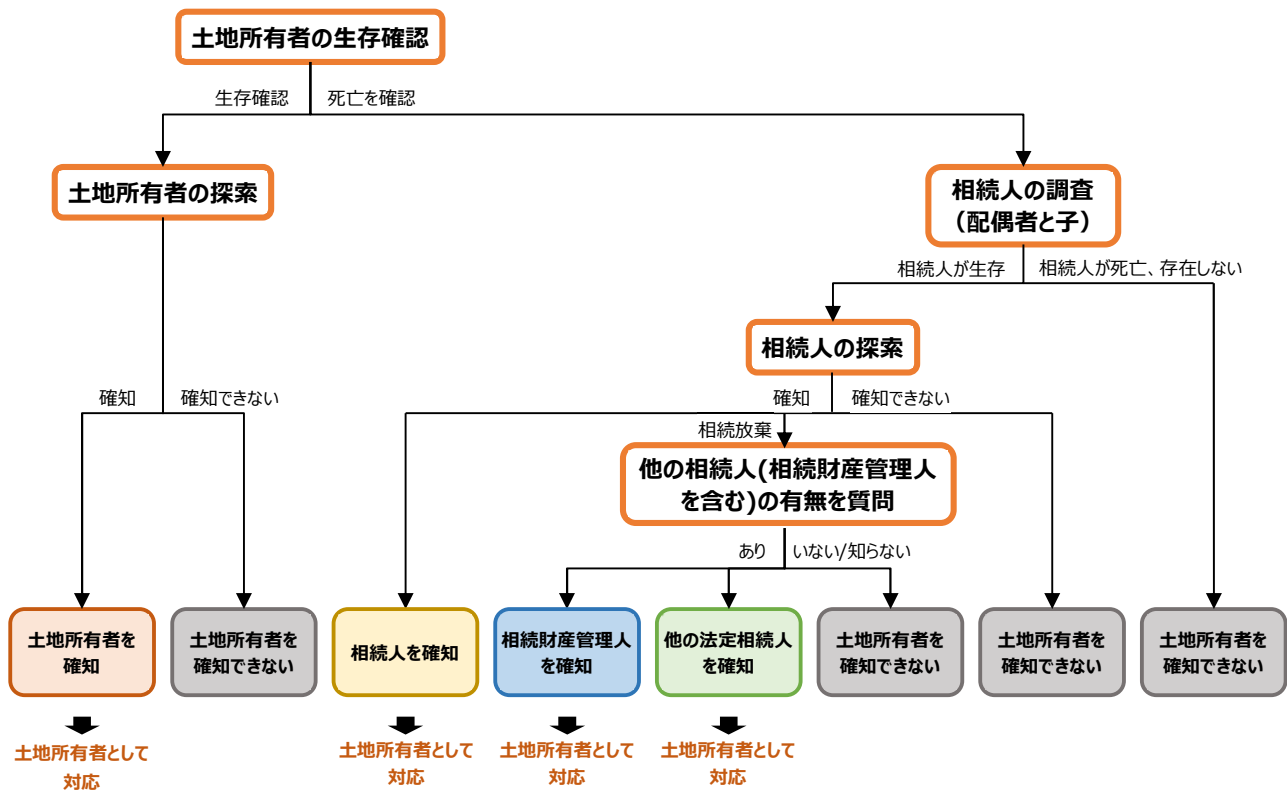


図 8.1 土地所有者の探索方法及び対応方法

8.4 土石の堆積が不法・危険盛土等とならないための対応方法

8.4.1 「盛土」の疑いがある「土石の堆積」を把握した場合の対応方法

都道府県等は、パトロールや許可・届出書類から規制対象規模以上の「盛土」の疑いがある「土石の堆積」を把握した場合には、当該土石の堆積に関する工事が許可対象規模であるか否かを確認した上で、許可申請・届出内容の確認（机上調査）、立入検査、報告徴取及び現地周辺での聞き取り調査等を実施し、「盛土」と「土石の堆積」の判別及び違反性・危険性の判断を行う。「盛土」と「土石の堆積」

第3編 不法・危険盛土等発見時の行政対応

では、要求される技術的基準が異なり、それに従って許可基準や勧告・改善命令の判断（危険性の判断基準・把握方法）も変わってくるため、いずれに該当するかを的確に判別し、対応する必要がある。また、仮に「土石の堆積」と判断した場合であっても、その後、当該土石の堆積が放置された結果、不法・危険盛土等に変化する可能性もあるため、工事中、当該土石の堆積が適切に管理されるよう注意し、必要に応じて行政処分を行うことを検討されたい。

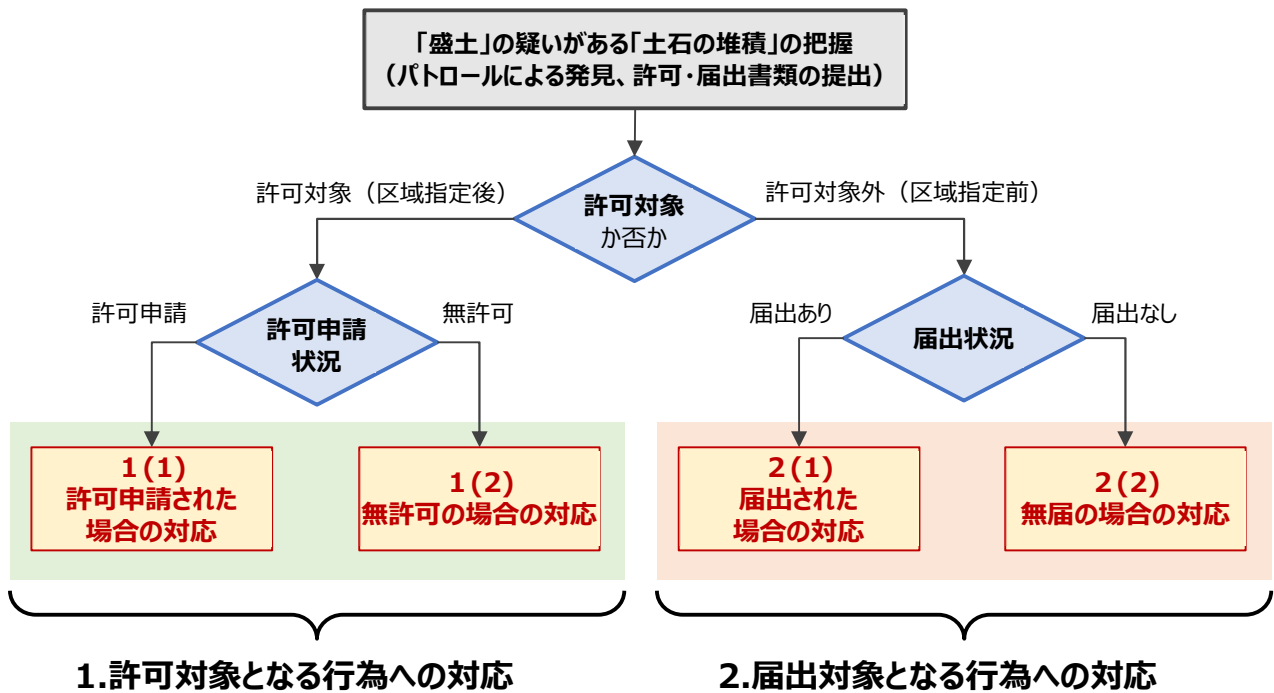


図 8.2 想定される対応ケース

8.4.2 当該工事が許可対象である場合の対応

(1) 許可申請された土石の堆積への対応

ア. 許可申請時の対応

許可申請時、事業目的（ストックヤード、他事業に流用するまでの一時堆積等）、工事主の資力・信用度、工程の概要等が適切であるか、「ストックヤード」としての申請である場合には、事業計画や運営の際の安全管理体制などが具体的に想定されているか、「他事業に流用するまでの一時堆積」としての申請である場合には、長期間の放置を防止するため、具体的な流用先が想定されているか等を確認し、「盛土」を「土石の堆積」と偽るなどの虚偽申請の有無、土石の堆積が不法・危険盛土等に変貌する可能性の高低を見極め、許可又は不許可を判断されたい。なお、長期間の放置を防止するため、許可申請の際に、申請者に申告させる事業期間の上限（5年間）を設けることとしている。

また、申請内容を審査した結果、当該許可申請が許可基準に適合すると判断した場合には、適宜工事の施行に伴う災害を防止するために必要な条件を付した上で許可を行うことが望ましい。許可に付す条件としては、降雨や地震があった場合等は、堆積している土砂が流出していないかを確認し、流出している場合には速やかに是正すること、地表水等の浸透による緩みが生じないよう、側溝等

第3編 不法・危険盛土等発見時の行政対応

の排水機能を適切に維持する等、施設の維持管理を行うこと等が挙げられる。

イ. 許可後の対応

長期間放置される可能性がある場合には、定期報告やパトロール等により監視し、技術的基準違反や許可条件違反等が認められた場合には、行政指導や監督処分（許可取消処分及び災害防止措置命令）を行う。

また、許可後、工事の計画の変更の許可申請があった場合には、長期間放置されることを防止するため、工事の計画の変更については厳しく審査し、工事の施行状況等を踏まえて、申請内容を審査し、事業として適切に運用されている場合等、工事が安全に実施される可能性が高い場合には、許可とする姿勢で対応されたい。

(2) 無許可の土石の堆積への対応

無許可で「盛土」と疑われる「土石の堆積」を発見し、工事関係者を確知できた場合には、工事内容や施行状況等を聴取し、「盛土」か「土石の堆積」であるかを判断した上で、監督処分として災害防止措置命令を行う。

なお、工事関係者を確知できず、土石の堆積が放置されている場合には、当該土石が除去されることはないと判断し、「盛土」として、土地所有者等に対し、監督処分（災害防止措置命令）を行う。

8.4.3 当該工事が許可対象ではない場合（届出対象）の対応

(1) 届出された土石の堆積への対応

届出受領時、工事の施行状況、事業目的（ストックヤード、他事業に流用するまでの一時堆積等）、「ストックヤード」としての申請である場合には、事業計画や運営の際の安全管理体制などが具体的に想定されているか、「他事業に流用するまでの一時堆積」としての申請である場合には、長期間の放置を防止するため、具体的な流用先が想定されているか等を確認する。

それに加えて、工事内容や施行状況等を聴取し、「盛土」か「土石の堆積」であるかを判断した上で、災害発生の危険がある場合には、勧告や改善命令を行う。

また、直ちに災害発生のおそれがあるとはいえないものの、長期間放置された場合には危険な状態になることが予見されるものについては、報告徴取やパトロール等の監視を行う。

(2) 無届出の土石の堆積への対応

無届出の「盛土」と疑われる「土石の堆積」を発見し、工事関係者を確知できた場合には、工事内容や施行状況等を聴取し、「盛土」か「土石の堆積」であるかを判断した上で、災害発生のおそれがある場合には、勧告や改善命令を行う。

なお、工事関係者を確知できず、土石の堆積が放置されている場合には、当該土石が除去されることはないと判断し、「盛土」として、土地所有者等に対し、改善命令を行う。

また、直ちに災害発生のおそれがあるとはいえないものの、長期間放置された場合には危険な状態になることが予見されるものについては、報告徴取やパトロール等の監視を行う。

8.5 一体性の判断方法

許可対象規模以上の盛土等を行う場合は許可を受けた上で行う必要があるが、許可対象規模未満の盛土等を繰り返し行い、許可制度から逃れようとする場合が想定される。こうした盛土等は許可対象

第3編 不法・危険盛土等発見時の行政対応

規模に相当する盛土等となり災害が発生するおそれがあることから、盛土等の一体性が認められるか判断し、適切に対処しなければならない。

盛土等が一体であるか判断するには、「事業者の同一性」、「物理的一体性」、「機能的一体性」、「時期的近接性」観点から総合的に判断する。

「事業者の同一性」とは、事業者が実質的に同一主体と認められる場合であり、同一の事業者が行っている場合の他、異なる名義の事業者であっても親子会社等の関連性がある事業者が行っている場合や同一人物が複数の名義で行っている場合などがある。

「物理的一体性」とは、①複数の盛土等が「隣接」しており、外形上一体の盛土等を形成する場合、②複数の盛土等が図8.3のように「近接」しており、盛土等が崩落した場合に他方の盛土等に作用し、「両者の盛土等が一体して崩落や土石流化するおそれ」もしくは「他方の盛土等の安全性に影響を及ぼし得るおそれ」のある場合や、③同じ場所に盛土等が繰り返し行われ混然一体となり「一体不可分」となる場合がある。

「機能的一体性」とは、事業的、計画的に行われる等、同じ目的をもって複数の盛土等が行われた土地が利用され、相互に関連している場合を指す。

「時期的近接性」とは、盛土等が行われた時期が近い場合を指す。

具体的な判断方法として、「事業者の同一性」が認められ、かつ「物理的一体性」も認められる場合には一体の盛土等であるとして行政処分の対象とする。また、「機能的一体性」や「時期的一体性」は事業者が一体的に盛土等を行っている疑いがあるか判断する端緒となり、「事業者の同一性」を判断するため補完的に用いる。

一体の盛土等への行政処分については、監督処分と改善命令があるが、その適用については個々の盛土等が規制区域指定後に行われたかどうかによって判断する。例えば、個々の盛土等が規制区域指定後に行われている場合は監督処分の対象とし、規制区域指定前に行われている場合は改善命令の対象となる。また、規制区域指定前の盛土等と規制区域指定後の盛土等に一体性が認められる場合、規制区域指定前の盛土等については、許可の対象ではないため、このような一体の盛土等は改善命令の対象となる。ただし、規制区域指定後の盛土等が許可対象規模を超えていた場合は監督処分の対象になることは言うまでもない。なお、規制区域指定前から行われている盛土等であるかどうかは、規制区域指定直後の衛星画像写真や規制区域指定日から21日以内の届出（法第21条第1項〔法第40条第1項〕）により把握が可能である。当該届出がされた場合であって、その届出内容以上に工事されている場合は、変更理由が合理的であるか判断し、合理的と認められない範囲は規制区域指定後の盛土等として判断する。また、そもそも届出なく工事されている場合には、原則、規制区域指定後に行われている範囲は許可対象として扱う。ただし、工事が規制区域指定前からの計画である客観的な証拠がある場合は規制区域指定前から行われている盛土等と判断することも考えられる。

また、「事業者の同一性」が認められない場合であっても、複数の事業者が同じ土地に盛土等を行い、一体不可分の盛土等が形成された場合については、一体と見なし、行政処分の対象とする。この場合、原則、命令相手は規制対象規模を超えた段階で盛土等を行っていた事業者が対象となる。ただし、特定した関係者が行った盛土等の造成時期や規模が明らかでない場合は、特定できた関係者全てを命令対象として行政処分を検討する。なお、この際、弁明の機会等により、規制対象規模未満の盛土等を行ったことや、その土地で先行して行われた盛土等の存在を知りえなかったことが客観的に立証できた者については命令の対象外とし、その範囲を除いた範囲で残る命令対象者に対して命令する。

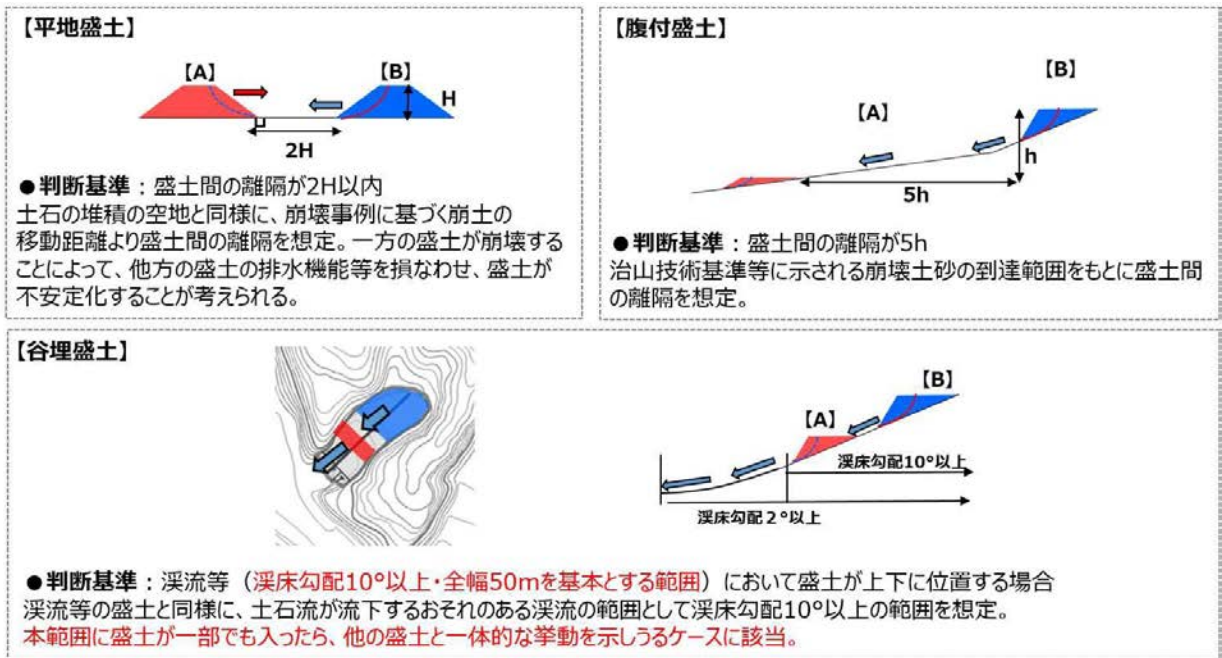


図 8.3 物理的一体性の「近接」に該当し得るケース

第4編 関係部局等との連携

1章 関係部局との連携の在り方.....	4-1
1.1 関係法令担当部局等との連携.....	4-1
1.2 警察との連携	4-9
2章 民間事業者等との連携の在り方	4-10
2.1 関係業界団体等との連携	4-10
2.2 有識者・コンサルタント等との連携.....	4-10

1章 関係部局との連携の在り方

不法・危険盛土等に伴う災害の防止を効果的に図るためには、本法担当部局の体制を確立するだけでなく、関係部局との連携が不可欠である。具体的には、盛土等の規制をする農地法、森林法、都市計画法、砂防法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、地すべり等防止法や盛土等条例等の土地利用規制担当部局、公共施設管理担当部局、廃棄物規制等の環境担当部局、建設業に関する資源有効利用促進法担当部局、建設業許可担当部局、太陽光発電担当部局等のほか、本法の権限を有していない基礎自治体、警察、各種団体等と連携し、総力を挙げて盛土等の安全対策に取り組むことが極めて重要である。

こうした連携体制が重要となる取組としては、不法・危険盛土等への対応のため準備、早期発見するための日常的な取組、不法・危険盛土等を発見した後の取組がある。

早期発見するための日常的な取組では、定期的に関係者による連絡会議を開催するとともに、盛土等の許可・届出の申請情報や不法・危険盛土等の現況、パトロールの状況等について、日頃から情報共有を行うほか、監視・発見のためのパトロールについても連携して行う。また、法令違反の指導に精通した部局の職員による、部局の垣根を超えた研修を開催するほか、定期的な人事交流を通じて、指導事例や経験談、そこで培ったノウハウ等を共有することにより、関係部局間の連携をより円滑にすることも大切である。

不法・危険盛土等の発見後は、関係部局間で情報共有を行いながら、立入検査・報告徴取などによる現状把握、行政指導・行政処分、行政代執行、告発といった各段階における連携を行う。本法に係る関係部局は前述したように多岐にわたり、各部局によって連携すべきタイミングや事項があるため、効果的に連携ができるようあらかじめ体制を確保する。

1.1 関係法令担当部局等との連携

(1) 関係法令担当部局等との連携

関係法令担当部局等との日常的な連携として、不法・危険盛土等の連携では、情報共有に加え、立入検査・報告徴取などによる現状把握、行政指導・行政処分、行政代執行、告発といった各ステップにおける連携を行う。本法に係る関係法令担当部局等は前述したように多岐にわたり、各部局によって連携すべきタイミングや連携内容があるため、効果的に連携ができるよう体制を確保する。

1) 土地利用規制担当部局

本法と同様に盛土等を規制する土地利用規制担当部局との間では、盛土等の許可・届出の申請情報の共有、パトロールの協力による発見・監視の連携が期待される。不法・危険盛土等の発見後は、規制対象に該当する各法令担当部局と情報共有をしながら、各法令に基づき行政対応を行うとともに、複数の法令違反等がある場合など合同立入検査等が効果的な場合には連携して行う。なお、行政処分や行政代執行は、各法令に基づき行われることから事前に内容の調整が必要である。

① 日常的な行政対応

日常的な連携体制の構築のため、定期的な連絡会議の開催や人事交流などによって情報共有体制を確立し、不法・危険盛土等に係る通報、各関係法令における申請手続きの状況等について共有する必要がある。また、不法・危険盛土等を未然に防ぐために、許認可等に際しては、許認可等権者にお

いて本法に基づく許可・届出の状況を確認する等、関係法令と一体的に運用することが重要である。そのためには、規制区域や規制対象規模、確認する事項等をあらかじめ共有する必要がある。

② 不法・危険盛土等の監視・発見

不法・危険盛土等を早期に発見するため、本法担当部局と土地利用規制担当部局の双方で協力して行う。パトロールの実施や住民等の通報により不法・危険盛土等を発見した場合は情報を共有し、各部局の規制対象かどうかを確認の上、連携して対応する。なお、複数の法令で規制対象に該当する不法・危険盛土等については、パトロールを共同して実施すること、あらかじめパトロール範囲を分担し、合理化を図ることも有効である。

③ 立入検査・報告徴取

本法担当部局と土地利用規制担当部局の双方で各法令に基づき必要な立入検査や報告徴取を実施する。その際、合同立入検査等が効果的な場合には連携して行うとともに、これにより得られた情報は関係者間で共有する。

④ 行政指導・行政処分

行政処分等に当たっては、個別事案の連絡会議を開催する等、不法・危険盛土等の諸元などの基本情報、これまでの対応状況、同じ違反者の別事案における指導状況等を関係者間で共有する。複数の法令に違反する場合は、各法令に基づき各処分内容の整合性を図った上で行政処分等を行い、対応状況を逐一共有することとし、合同で行政処分等を行うことが効果的な場合は、連携して行政処分等を行う。

⑤ 行政代執行

行政代執行にあたっては、関係者間で対策方法等の実施内容について情報共有し、実施内容の整合を図り実施する。

⑥ 刑事告発

告発にあたっては、告発に必要な情報を共有し、合同で告発するのが効果的な場合は合同で告発を行う。

2) 公共施設管理担当部局

公共施設管理担当部局との間では、平素からの施設管理パトロールによる不法・危険盛土等の発見・監視の連携が期待される。そのためには、本法の規制区域や規制対象規模、確認事項等をあらかじめ共有するとともに、盛土等の許可・届出状況や是正指導対応中の不法・危険盛土等の情報を随時共有することが望ましい。

また、不法・危険盛土等を発見後、当該盛土等による災害の発生するおそれがあり、公共施設に影響を及ぼし得る場合には、当該公共施設への災害を防止する応急対策を連携して実施することも考えられる。

3) 環境担当部局

＜廃棄物規制担当部局＞

廃棄物が混じっている土については、建設現場等において土と廃棄物をできるだけ分別した上で、分別された廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適切な処理を行う必要がある。廃棄物の処理については、既に厳格に規制されているところではあるが、廃棄物が混じった盛土（以下「廃棄物混じり盛土等」という。）の発生を防止するためには、建設現場等における遵守体制をさらに強化することが重要である。これらの取組を行ってもなお廃棄物混じり盛土等の事案が発生した際には、本法担当部局と廃棄物規制担当部局の双方において、行政対応をした場合に随時情報共有を行う。

廃棄物規制担当部局はパトロールの協力による監視・発見における連携から、廃棄物混じり盛土等への対応など本法との緊密な連携が必要となる。また、廃棄物規制担当部局では、これまでの廃棄物の不法投棄等への対処で培ってきたノウハウを有しており、不法・危険盛土等の対応にその知見を共有・助言することも効果的である。

① 日常的な行政対応

日常的な連携体制の構築のため、定期的に連絡会議を実施し、人事交流によって両法の理解を深め実施体制の充実を図る。また、盛土等の許可等の手続き状況や盛土台帳による情報、廃棄物処理業者の本法違反に関する罰則の適用状況等、両法に基づく適正な運用に必要な情報を共有する。

② 不法・危険盛土等の監視・発見

不法・危険盛土等や廃棄物混じり盛土等を早期に発見するため、本法担当部局と廃棄物規制担当部局の双方で協力する。パトロールの実施や住民等の通報により不法・危険盛土等や廃棄物混じり盛土等を発見した場合は情報を共有する。

③ 立入検査・報告徴取

本法担当部局と廃棄物処理法担当部局の双方で連携し、合同立入検査等の実施が効果的と考えられる。また、これにより得られた情報は関係者間で共有する。

④ 行政指導・行政処分

廃棄物の混入状況等、廃棄物混じり盛土等の事案に関する情報や是正指導の対応状況の共有、相談等を行う。各法令に基づく行政処分内容の整合性を図った上で行政処分を行い、対応状況等を共有する。

⑤ 行政代執行

本法に基づく行政代執行を実施している最中に盛土等の内部から廃棄物を発見した場合は、廃棄物規制担当部局に情報共有するとともに、廃棄物処理法に基づく措置命令等の行政処分や行政代執行の実施内容を相談する等、連携して対応する。

⑥ 刑事告発

本法の違反により刑が処された場合は、廃棄物処理法に基づき、以下のとおり廃棄物処理業者に対して営業停止処分又は廃棄物処理業許可の取消処分を下す可能性があるため、違反が認められる段階から廃棄物規制担当部局へ情報提供し相談する。

- 本法の違反により禁固刑に処された場合

- 本法の違反により繰り返し罰金刑に処される等、その業務に関し不正又は不誠実な行為を
するおそれがある場合 等

＜土壌汚染担当部局＞

発見された不法・危険盛土等に土壌汚染が疑われる場合には、土壌汚染担当部局へ速やかに情報を共有し、連携して対応することが重要である。土壌汚染対策法に基づかない調査によって土壌汚染が明らかであるか、又はそのおそれがある土壌の場合であっても、その運搬及び処理に当たっては、土壌汚染対策法の規定に準じて適切に取り扱われるよう、土壌汚染担当部局と連携して対応する必要がある。

また、土壌汚染対策法に基づく対応としては、盛土等の一部に土壌汚染があることが判明した場合や改良材等に起因する土壌汚染の懸念が生じた場合、状況に応じて土地の所有者等に自主調査及び土壌汚染対策法第14条第1項に基づく指定の申請を促すとともに、本法担当部局と土壌汚染担当部局の双方で各法令に基づき必要な立入検査や報告徴取を実施する。その際、合同立入検査等が効果的な場合には連携して行うとともに、これにより得られた情報は関係者間で共有する。そのうえで、土壌汚染による人の健康被害が生ずるおそれのある土地については、土壌汚染対策法第5条第1項に基づく調査命令を発出するとともに、当該調査結果から土壌汚染が明らかな場合には、土壌汚染対策法に基づく区域指定や必要に応じた地下水等経路の摂取や直接摂取による人への健康被害を防止するための措置を実施することが重要である。

行政処分、行政代執行に当たっては、各法令に基づく行政処分内容や基準等の整合性を図った上で
行い、対応状況等を共有する。

4) 資源有効利用促進法等担当部局

建設発生土は、不法・危険盛土等の代表的な発生源の一つであり、建設発生土の搬出先の明確化等を図り適正利用を徹底することは、不法・危険盛土等の抑制につながるため、資源有効利用法担当部局等と連携して取り組む必要がある。このため、資源有効利用促進法担当部局及び、ストックヤード運営事業者登録担当部局、建設業許可担当部局とは、本法担当部局が個別の不法・危険盛土等の事案に対する行政対応をした場合に情報共有を行う。

① 無許可地等への搬出の発見（建設リサイクル法担当部局）

建設リサイクル法担当部局は建設現場合同パトロールにより、無許可地等への搬出を発見した場合は、本法担当部局及び資源有効利用促進法担当部局（国）へ通報する。

② 報告徴収等（資源有効利用促進法及びストックヤード運営事業者登録担当部局（国））

本法担当部局は、不法・危険盛土等についての現状把握において、搬入元の建設会社や登録ストックヤード運営事業者が判明した場合に、その情報を資源有効利用促進法担当部局又はストックヤード運営事業者登録担当部局（国）に情報共有する。これを受け、同担当部局（国）は同法やストックヤード運営事業者登録規程に定める業務の観点で搬入元の建設会社等の現状把握を行う。把握した状況を踏まえ、必要に応じて、搬出元の建設会社に対して、指導及び助言、報告徴収及び立入検査、勧告及び命令等を、登録ストックヤード運営事業者に対して報告又は資料の提出、勧告、登録の取消し等を行う。

③ 営業停止処分等（建設業許可担当部局、ストックヤード運営事業者登録担当部局）

建設業者が本法の違反により刑が処された場合は、建設業法に基づき営業停止処分又は建設業許可の取消処分となるため、本法担当部局は違反が認められる段階から建設業許可担当部局へ情報提供し相談する。

- 役員等^{※1}又は政令で定める使用人^{※2}が刑に処せられた場合
- 役員等^{※1}が本法に基づく監督処分の命令違反により懲役刑又は罰金刑に処せられ、引き続き役員等に該当する役職についている場合 等

登録ストックヤード運営事業者が本法による監督処分又は改善命令を受けた場合には登録取消しとなることから、盛土規制担当部局は当該行政処分についてストックヤード運営事業者登録担当部局へ情報提供する。

※1）役員等：建設業法（昭和24年政令第100号）第5条第1項第3号に規定する業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者をいう。

※2）政令で定める使用人：建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第3条に定める使用人を行い、支配人や支店又は営業所の代表者等がこれに該当する。

5) 太陽光発電担当部局

太陽光発電事業では、山間部等において盛土等が行われた土地に太陽光発電設備が設置されている場合もあり、不法・危険盛土等の上に設置されている場合には災害発生のおそれがあることから、太陽光発電担当部局と連携して不適切な太陽光発電事業者に対応する必要がある。

太陽光発電事業を実施に当たり、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けるには、当該計画において関係法令遵守が求められている。認定後、関係法令の規定に違反し、その違反が解消されない場合には認定の取消しになり得る。よって、不法・危険盛土等に太陽光発電施設が設置されていた場合は、太陽光発電担当部局に、その土地が本法に違反していることを情報共有するとともに、その違反者が再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けた認定事業者であれば、太陽光発電担当部局と連携しながら是正を求めていくことが考えられる。

なお、再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会等における議論を踏まえ、認定手続を強化する等の制度的対応も検討されているところであり、制度改正を踏まえてされた場合には、本法担当部局と太陽光発電担当部局で、より一層連携を強化し対応することが求められる。

6) その他部局等

不法・危険盛土等の事案は、関係法令が多岐にわたり、行政対応も複雑であることから、法務部局、防災部局とも連携し、各部局の専門知識やノウハウを活用して対応する必要がある。

法務部局や法律顧問には、行政指導や行政処分の内容、行政代執行の実施内容、刑事告発で対象とする違反行為の内容等について、事案発生初期段階から相談し、法務確認を受ける。

防災部局には、緊急対応が必要な不法・危険盛土等を発見した際、情報共有を図るとともに、周辺地域の住民への周知、避難計画、緊急対応方法等について相談し、相互に連携して対応する。

表 4.1 盛土等の規制を行う土地利用規制関係法令等

法令等名称	区域名	盛土等に係る許可対象規模	罰則
都市計画法	都市計画区域（線引き都市計画区域（市街化区域））	1,000 m ² （三大都市圏の既成市街地、近郊整備地帯等は500 m ² ）以上 ※開発許可権者が条例で300 m ² まで引き下げ可	罰金 50 万円
	都市計画区域（線引き都市計画区域（市街化調整区域））	全て	
	都市計画区域（非線引き都市計画区域）	3,000 m ² 以上 ※開発許可権者が条例で300 m ² まで引き下げ可	
	準都市計画区域	3,000 m ² 以上 ※開発許可権者が条例で300 m ² まで引き下げ可	
	都市計画及び準都市計画区域外	1ha 以上	
農地法	農地	全て	懲役 3 年又は罰金 300 万円 (法人の場合 1 億円)
農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域のうち農用地区域	全て	懲役 1 年又は罰金 50 万円
森林法	保安林	全て	懲役 3 年又は罰金 300 万円
	地域森林計画対象民有林	面積 1ha 超（太陽光発電設備設置の場合は 0.5ha 超） ※伐採届は開発行為の許可を受けていない場合に必要	
自然公園法	国立・国定公園のうち特別保護地区	全て	懲役 1 年又は罰金 100 万円
	国立・国定公園のうち特別地域	全て	
	国立・国定公園のうち普通地域	高さ 5m 又は面積 200m ² 超	罰金 30 万円
自然環境保全法	原生自然環境保全地域	全て	懲役 1 年又は罰金 100 万円
	自然環境保全地域内のうち特別地区	全て	
	自然環境保全地域内のうち普通地区	全て	罰金 30 万円
砂防法	砂防指定地	各条例による	懲役 1 年又は罰金 2 万円
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	全て(但し、急傾斜地の下端に隣接する急傾斜地以外の土地の区域では、高さ 2m 以下の盛土等は許可不要)	懲役 1 年又は罰金 10 万円
地すべり等防止法	地すべり防止区域	載荷重 10t/m ² 以上の土石等の集積等	懲役 1 年又は罰金 10 万円
盛土等条例	—	各条例による	各条例による

(2) 都道府県と市町村間の連携

不法・危険盛土等の行政対応に当たっては、本法の執行権限を有していない市町村の役割も不法・危険盛土等が存在する基礎自治体として重要である。基礎自治体である市町村は地元の実情に精通しており、不法・危険盛土等の発見・監視が期待されるとともに、発見後に緊急対応が必要となった際には、市町村の地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しの検討を行うなど、情報共有を図りつつ緊密な連携が必要である。

また、都道府県と管内市町村間の連携だけでなく、執行権限を有する都道府県間（都道府県、指定都市、中核市間を含む）の連携も必要となる。過去の事案では、県域又は市域を跨いだ違反行為に発展することが少なくないため、都道府県間で情報共有することで不法・危険盛土等への効果的な対応が期待される。なお、個人情報については、個人情報の保護に関する法律第69条第2号第3号と同様の規程が、地方公共団体の個人情報保護条例に定められ、利用目的が災害防止の達成である場合は、地方公共団体間（都道府県と管内市町村間等）で共有することは可能である。

1) 都道府県と管内市町村間の連携

日常的な取組として、定期的に関係者による連絡会議を開催するとともに、盛土等の許可・届出の申請情報や不法・危険盛土等の現況、パトロールの状況等について、日頃から情報共有を行うほか、監視・発見のためのパトロールについても連携して行う。特に、基礎自治体である市町村は地元の実情に精通しており、住民からの通報を受けた場合や不法・危険盛土等を発見した場合は、都道府県に速やかに通報するなど、早期発見に努めることが重要である。

不法・危険盛土等の発見後、緊急対応が必要となった場合は連携して影響を及ぼし得る地域住民等に周知するとともに、市町村の地域防災計画や避難情報の発令基準、さらには避難所設営の準備等、避難体制の確保を行う。また、不法・危険盛土等の対応状況は都道府県と管内市町村間で共有し、市町村による原因行為者の発見や工事の施行状況の確認など都道府県に協力する。

2) 都道府県間の連携

不法・危険盛土等は都道府県や市町村境界を跨いで土砂が運び込まれ違反行為に発展する場合が少なくない。また、他の都道府県で同じ原因行為者が盛土等を行っている場合もある。そのため、本法の執行権限を有する都道府県間（指定都市、中核市を含む）で定期的に連絡会議を行い、不法・危険盛土等の事案を情報共有できる機会を設ける等、連携体制を確保するとともに、適時、原因行為者の照会を行うなど協力していく必要がある。

1.2 警察との連携

刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条第2項において、官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない旨規定されている。このため、違反行為が認められた場合には、告発を検討すること。また告発から送致（付）されるまでに時間を要する場合が多いことから、違反と疑われる行為を発見した段階で警察に一報し、違反性が判明次第、早めに警察に相談する姿勢が重要である。

そのためにも、早期の段階から捜査機関に情報提供を行うことや、パトロールや現地確認、立入検査、指導・命令時の同行等の連携を密にすることが重要である。

警察との連携が可能な事項と注意点は以下のとおり。

① 日常的な行政対応

不法・危険盛土等が発見された場合に、警察との連携を円滑に行うことができるよう、定期的に連絡会議を開催し、必要に応じて自治体の本法担当部局に都道府県警察からの出向又は派遣職員を配置するなど、人事交流等により連携体制を構築しておく必要がある。また、違反性・危険性が高い盛土等の事案について警察に通報がなされた場合には、速やかに警察から情報提供を受けることができるよう連絡体制を整えておくことが望ましい。

② 不法・危険盛土等の監視・発見

違反性・危険性が高い盛土等の事案を発見した場合は、警察へ早めに相談する必要がある。また、警察への相談にあたっては、情報提供シート等を活用し情報を記録、整理しておくことが望ましい。

③ 立入検査・報告徴取・行政指導・行政処分

立入検査や報告徴取等により現状把握を行うに当たっては、適切に事実認定するため、警察に事前相談することが有効である。相手方から危害等を被ることが予想される場合は、事前に警察に情報を共有し、同行等の必要な支援を依頼する。なお、告発を視野に入れた行政処分に当たっては、どのような命令とすれば警察が違反事実を認めることが可能か、警察に相談することが望ましい。

④ 刑事告発

告発を行うに当たっては、告発対象となる違反行為の内容等について警察と十分に協議する必要がある。告発から送致（付）されるまでに時間を要する場合が多いことから、時効とならないよう余裕をもって告発するため、違反と疑われる行為を発見した段階で警察に一報し、違反性が判明次第、早めに警察に相談する。捜査にあたっては、これまでの行政指導、立入検査等の実績やその内容が非常に重要であることから、適切に証拠資料を提出する必要がある。また、捜査にあたって、同行を求められた場合、必要に応じて協力する。

2章 民間事業者等との連携の在り方

2.1 関係業界団体等との連携

不法・危険盛土等を早期に発見するため、関係業界団体等と連携することも有効である。

不法投棄に対する対策事例では、不法投棄されやすい地域で事業活動をしている各種団体（建設業協会、タクシー協会、電力会社、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、土地改良事業団体、産業資源循環協会、航空協会、猟友会、警備業協会、測量設計業協会、解体工事業組合、郵便会社、運送会社等）と協定を締結し、不法投棄を発見した際に情報提供を求める取組を行っている地方公共団体もある。本取組の普及啓発のため、地方公共団体は団体職員等に対して、発見通報マニュアルと車両用ステッカーの作成・配布、説明会や講習会の開催、ポスターやチラシ等の提供等を行っている。

2.2 有識者・コンサルタント等との連携

必要に応じて技術協力協定や技術系専門家の顧問制度を導入し、あらかじめ有識者やコンサルタント等に専門的な助言・指導を求めることができる体制を構築しておくことも大切である。

参考文献一覧

- 1) 静岡県, 逢初川土石流災害対策検討委員会, 令和 3 年 7 月,
<https://www.pref.shizuoka.jp/bosaikinkyu/saigai/atamidosh/aizomegawasaigai/1047027/1029549.html>, (令和 5 年 3 月 1 日参照)
- 2) 国土交通省 国土技術政策総合研究所: 単偏波の高分解能 SAR 画像による河道閉塞箇所判読調査手法(案), 国総研資料第 760 号, 平成 25 年 11 月
- 3) 林野庁: 治山技術基準(総則・山地治山編)の解説・参考(新旧対照表)(第 2 編第 2 章第 7~9 節), 林野庁 Web サイト, https://www.rinya.maff.go.jp/j/sekou/kizyun/gijutu_kijun.html, (令和 5 年 1 月 11 日参照)
- 4) 建設省建設経済局民間宅地指導室監修: 改訂三版 宅地造成等規制法の解説, 社団法人日本建築士会連合会, 昭和 56 年 6 月
- 5) 北村喜宣・須藤陽子・中原茂樹・宇那木正寛: 行政代執行の理論と実践, ぎょうせい, 平成 27 年 8 月
- 6) 大判大正 8・6・30 民録 25 輯 1200 頁
- 7) 大判大正 8・12・26 民録 25 輯 2429 頁
- 8) 独占禁止法基本問題懇談会: 独占禁止法基本問題懇談会(第 8 回) [資料 6] 法人処罰(両罰規定)に関する判例, 平成 18 年 2 月 17 日, “独占禁止法基本問題懇談会(第 8 回)”, 内閣府 Web サイト, https://www8.cao.go.jp/chosei/dokkin/archive/kaisaijokyo/mtng_8th/program_8th.html, (令和 5 年 1 月 11 日参照)